

目次

建学の精神	3
学生証	4
学籍について.....	4
各種願・届	5
各種証明書	5
盗難防止について.....	6
学生教育研究災害傷害保証制度.....	6
災害時の対応.....	6
ハラスメント防止.....	7
その他の注意事項.....	7
学費.....	8
奨学金など	8
学修について.....	10
GPA 制度	11
千葉県私立大学・短期大学単位互換制度.....	12
大学コンソーシアム市川 単位互換制度.....	12
大学コンソーシアム市川 共通科目「市川学Ⅰ・Ⅱ」(集中授業).....	12
科目等履修生について	13
課外活動.....	14
図書館について	17
保健・衛生について	18
学生相談室	18
健康診断について.....	19
合理的配慮	20
ICT 教育センター.....	21
学内 LAN について	22
学内無線 LAN 利用申請書	23
特別館	24
体育館	25
個人情報の取扱い.....	25
昭和学院短期大学学生の氏名表記等の取扱いに関する要項	26
施設配置図	27
避難経路図	28
学則等	31
昭和学院短期大学学則.....	31
昭和学院短期大学学位規程.....	45
昭和学院短期大学長期履修生規程	45
昭和学院短期大学外国人留学生規程.....	46
昭和学院短期大学科目等履修生規程.....	48
昭和学院短期大学授業料減免規程	48
昭和学院短期大学学生懲戒規程.....	50
昭和学院短期大学附属図書館規程	52

昭和学院短期大学附属図書館利用規程	53
昭和学院短期大学教職課程履修規程	56
昭和学院短期大学教職課程履修規程細則	56
昭和学院短期大学教育実習等規程	59
昭和学院短期大学保育士課程履修規程	60
昭和学院短期大学保育士課程保育実習規程	62
昭和学院短期大学栄養士課程履修規程	64
昭和学院短期大学栄養士課程給食管理校外実習規程.....	65
昭和学院短期大学健康管理士一般指導員講座規程	67
昭和学院短期大学フードコーディネーター講座規程.....	68
学修成果について.....	69
キャリア教育について.....	70
履修について 2026 年度入学生	71
学修成果履修系統図 キャリア創造専攻.....	72
学修成果カリキュラムマップ キャリア創造専攻.....	73
人間生活学科キャリア創造専攻の授業科目 2026 年度入学生	76
学修成果履修系統図 こども発達専攻	82
学修成果カリキュラムマップ こども発達専攻.....	83
人間生活学科こども発達専攻の授業科目 2026 年度入学生.....	85
学修成果履修系統図 ヘルスケア栄養学科	93
学修成果カリキュラムマップ ヘルスケア栄養学科.....	94
ヘルスケア栄養学科の授業科目 2026 年度入学生.....	97
通学許可書	104
感染症による欠席届	105
昭和学院 校歌	106

明敏謙讓

「明敏」とは活力をもって未来を拓くこと

「謙讓」とは英知をもって社会に生きること

教育理念

自分の将来を見据え、生き活きと歩む人間を育てる

しなやかな感性をもち、個性あふれる人間を育てる

豊かな力を備え、社会に有用な人間を育てる

社会とともに生きる、調和のとれた人間を育てる

教育目的

人間生活学科

人間尊重の立場から人間生活を総合的に捉えることのできる人間の育成を目的とする。

<キャリア創造専攻>

自身の将来に向けて目的意識を持ち、キャリア設計を主体的に想像することができる力を備える。

<こども発達専攻>

人間の心身の発達について理解し、他者と関わる能力を身につけた保育者の育成をめざす。

ヘルスケア栄養学科

人の健康を食と栄養の面から支援・指導できる能力を持ち、健康増進・予防医療・福祉に貢献する人材の育成を目的とする。

学生証

■学生証・返還義務

学生証は入学時に交付します。有効期限は発行日から卒業までです。かならず携帯してください。

また、退学、除籍したときは速やかに返還する義務があります。学生証は通学証明書を兼ねています。

■学生証の再発行

学生証を紛失したり、破損したりした場合、すぐに事務所に届け出て、再発行の手続きをしてください。再発行には一週間程度かかります。もし、紛失した学生証が発見された場合は、返還してください。(再交付手数料 実費:1600円程度)

■仮学生証

試験期間中に学生証を忘れた場合に、試験当日のみ有効な仮学生証が発行されます。担任またはそれに代わる教員のサインをもらったうえで、事務室で発行してください。有効期限は1日です。受験終了後に仮学生証は事務室へ返却してください。

学籍について

■休学

病気などのため3か月以上出席することができない場合には、願い出により、休学することができます。病気を理由とする場合は、医師の診断書が必要です。まずは、担任に相談してください。

また、病気などにより学習することが不相当と認められる場合には、休学をしてもらうこともあります。休学は1年以上にわたることはできません。

※休学期間は、在学年数に算入されません。

■復学

休学期間満了の場合、または休学期間中であってもその理由が解消した場合には、願い出により復学することができます。病気回復の場合には、医師の診断書が必要です。

■退学

学生が病気やその他の理由で退学しようとする場合には、まずは担任に相談し、その後理由を記した保証人連署の退学願を提出してください。

■再入学

退学後に、再び入学を希望する者は、選考のうえ相当の年次に入学を許可することができます。

■除籍

在学年限を超えた学生、指定の期日までに学費（授業料・課程履修費など）を納めず、督促にも応じない学生、長期にわたり無断で欠席した学生は除籍となります。

各種願・届

種類	配付場所など
休学願	担任
復学願	担任
退学願	担任
交通・連絡先変更届	事務室（右記 QR コードより➡）
授業料延納願	事務室
改姓・改名届	事務室
忌引届	担任（配偶者・一親等 7 日以内、二親等 3 日以内、その他親族の葬儀に参列を要する場合 1 日）
通学許可証（インフルエンザ以外）	本学ホームページよりダウンロードまたはキャンパスガイド該当ページをコピー
インフルエンザ等による欠席届	本学ホームページよりダウンロードまたはキャンパスガイド該当ページをコピー



※住所・氏名などの変更が生じた場合は速やかに手続きをしてください。

各種証明書

下記の証明書は Microsoft365 の Forms（下記 QR コード）を利用し申し込んでください。証明手数料は預り金から徴収します。

受取は事務・学生課となります。交付まで 3 日かかります。余裕をもって申し込んでください。



種類	単価	種類	単価
在学証明書	100 円	免許状取得および資格取得見込証明書	300 円
卒業見込証明書	200 円	栄養士課程履修証明書	300 円
成績単位修得証明書	300 円	学力に関する証明書	300 円
健康診断証明書	200 円	卒業証明書	200 円
推薦書	200 円	指定保育士養成施設卒業見込証明書	300 円
		指定保育士養成施設卒業証明書	600 円

※英文証明書は各証明書の倍額

追再試験受験料について

事務にて手続きとなります。書類に必要事項を記入のうえ申し込んでください。

追再試験受験料（1 科目） 1,000 円

学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）について

JR 乗車区間の営業キロ（2 枚の割引普通乗車券を購入する場合は、それぞれの区間の営業キロ）が 100 キロメートルを超える区間を旅行する場合に、割引普通乗車券を 1 人 2 枚まで購入できます。

- ・申請用紙の配布、説明は事務・学生課で行います。
- ・申請者本人のみが利用でき、有効期限は 3 か月です。
- ・発行された学割証と学生証を持ち、JR の窓口でお問い合わせください。
- ・発行は無料です。

盗難防止について

持ち物の自己管理を心がけて、盗難防止に努めてください。

ロッカーにはかならず施錠をしましょう。

特に演習・実習・実験等は盗難事件が発生する恐れがあります。貴重品の管理には留意してください。

学生教育研究災害傷害保証制度

こんな時の事故を補償対象としています

1. 正課中:講義、実験、実習、演習または実技による授業等を受けている間、指導教員の指示に基づき研究活動を行っている間の傷害事故。
2. 学校行事中:大学の主催する入学式、オリエンテーション、研修旅行、学位授与式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間の傷害事故。
3. キャンパス内にいる間(ただし、大学が禁止している行為をしている場合を除く)の傷害事故。
4. 大学が教育活動のために所有、使用、または管理している学校施設内にいる間の傷害事故。(ただし、寄宿舍にいる間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間、または大学が禁じた行為を行っている間を除く)。
5. 課外活動中(クラブ活動中):大学の規則にのっとりた所定の手続きにより大学の認めた学内学生団体・サークルの管理下で行う文化・体育活動を行っている間の傷害事故。
6. 通学中の傷害事故。

※ 授業として行われる実習中の事故は学内外を問わず補償対象となります。

※ 申請手続きは事務学生課で行ってください。

災害時の対応

安否連絡について 大地震が発生した場合、本学は学生の安否確認を行います。地震発生時に登校していない場合は、連絡可能な状況になり次第、下記の方法で学校に連絡してください。

Eメール 各担任など

電話 047-324-7115

電話はつながりにくくなる可能性が高いので、なるべくEメール等で連絡してください。

報告事項 ①学籍番号 ②氏名 ③本人・家族の状況 ④自宅や付近の状況 ⑤その他

災害マニュアルダウンロード

<https://www.showagakuin.ac.jp/web/wp-content/uploads/2017/03/bousaimanual.pdf>



ハラスメント防止

ハラスメント (Harassment) とはいろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』のことです。本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与える発言・行動を指します。

<セクシュアル・ハラスメント>

相手が不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言・行動、性暴力を指します。

<マタニティ・ハラスメント>

妊娠や出産・育児をきっかけに学内で精神的・肉体的な嫌がらせや履修拒否などの不当な扱いを受けることを指します。

<アカデミック・ハラスメント>

研究教育の場における権力を利用した嫌がらせを指します。教員などが意図せずに行った発言・行動も含まれます。

<モラル・ハラスメント>

言葉や態度、身振りや文書などによって、人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせたりして、学校を退学・休学などをせざる得ない状況に追い込んだり、学校の雰囲気を悪くさせることを指します。

※どのように感じ、考えるかは個人によって異なることを認識し、「本人の意図には関係なく、」という点を忘れることなく、日々他者への思いやりと配慮をもって行動することこそが、ハラスメントの防止において、最も重要です。

ハラスメントの被害を受けたら…

- ① はっきり NO!!としましょう。
- ② ひとりで悩まず相談をしましょう。
- ③ いつ、どんなことをされたか記録をとりましょう。

相談があれば、学生相談室・担任などにご相談ください。

◇ハラスメントの加害者にならないために、相手がどのように感じているかに日常的に注意を払いましょう。

その他の注意事項

健康診断は毎年受けてください。

学内は禁酒・禁煙とします。

自動車・バイク通学は禁止とします。

公共物は丁寧に扱ってください。電灯やエアコンの使用後は電源を OFF にするなど注意してください。

定時以後、あるいは休日に教室などを利用する際は、前もって届け出てください。

団体活動などは学長・学生生活支援センター長の許可を受けてください。

公序良俗に反する行為は禁止します。

学費

◇納入期限

全期 4月10日まで 前期 4月10日まで 後期 9月中旬

◇納入方法

「学納金等のお知らせ」が保護者あてに郵送されます。お振込みの際は、必ず振込依頼人欄に「個人番号(12ケタ) + 学生氏名」を入力してください。

◇授業料延納

期限までに学費が納入できないときは、「授業料等学納金延納願」を提出してください。

※授業料未納者は試験を受けることができませんので、ご注意ください。

奨学金など

授業料減免	昭和学院短期大学の模範となるような学生で家計基準の条件を満たしている学生 (1年次の成績などで決まります)	2年次授業料の50%を減免
資格奨励金 (在学中に初めて取得したものに授与されます。ただし、付与額の総額は10万円が上限です。TOEIC500点以上で5万円の付与を受け、600点以上を取得した場合は、差額5万円を付与します。)	TOEIC 600点以上	100,000円 ※
	TOEIC 500点以上	50,000円 ※
	python3 エンジニア認定基礎試験	20,000円
	TOEIC®IP 500点以上 ITパスポート ブライダルコーディネーター技能検定 色彩検定 日本商工会議所及び各地商工会議所主催簿記検定試験3級(日商簿記)	10,000円
ANAエアラインスクール奨学金(キャリア創造専攻)	学内の選考にて決定	ANAエアラインスクールグラウンドスタッフコースの受講料全額
アスリートフードマイスター奨学金(ヘルスケア栄養学科)	学内の選考にて決定	アスリートフードマイスター養成講座3級受講料の限度額を給付
医療福祉関係講座奨励金	学内の選考にて決定	医療事務講座および介護事務講座の受講料を限度額とし決定
授業料減免(外国人留学生)	書類、面接審査を合格した私費外国人留学生	授業料の30%を減免

社会人奨学金

社会人入学生のための本学独自の奨学金制度です。無利子で月3万円（2年間で72万円）貸与します。

申請書類は、下記QRまたは昭和学院短期大学ポータルサイトより

ダウンロード印刷し、事務室に提出してください。

その他の奨学金やその他の奨学金や提携ローンについてはホームページで確認できます。（QRコードより）



入試に係る奨励金等

次の選抜区分で入学した学生には、要件を満たした場合に奨励金等を付与します。申請書類は、下記QRまたは昭和学院短期大学ポータルサイトよりダウンロード印刷してください。必要書類を添えて、事務室に提出してください。

特別選抜（資格Ⅲ）＊調理師免許

奨励金：3万円

要件：キャリア創造専攻に所属の学生は「フード業界」へ就職内定した時

ヘルスケア栄養学科に所属の学生は「栄養士」として就職内定した時

必要書類：就職内定通知書のコピーまたは、それに準ずる書類のコピー

備考：奨励金の付与は1回限り



特別選抜（多様な背景を持つ者Ⅰ：数学）

奨励金：3万円

＊ITパスポート試験に合格した場合、さらに1万円

要件：ITパスポート試験にチャレンジした者

必要書類：ITパスポート試験結果のコピー

備考：奨励金の付与は1回限り



特別選抜（多様な背景を持つ者Ⅱ：離島居住者）

支援金：5万円／年（最大2年間）

要件：出願時点で居住の離島へ帰省した者

必要書類：離島までの交通経路および金額がわかる資料

（インターネットで路線情報等の検索結果をプリントアウトしたもの等）



特別選抜（多様な背景を持つ者Ⅲ：男子生徒）

奨励金：3万円

要件：女性が多いとされる職業に内定した時

必要書類：就職内定通知書のコピーまたは、それに準ずる書類のコピー

備考：奨励金の付与は1回限り



学修について

<授業時間>

授業は1時限（1コマ）90分を原則として、1日5時限（5コマ）となります。

通常授業時間

1時限 9:10~10:40

2時限 10:50~12:20

3時限 13:05~14:35

4時限 14:45~16:15

5時限 16:25~17:55

【重要】単位が認められるためには授業時間数の2/3以上の出席が必要です(栄養士課程の授業については4/5以上)。それに満たない場合には、単位修得が認められないことになります。

<緊急事態発生時の授業・試験等の取り扱い>

気象警報（大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪）が千葉県北西部全域に発表されている場合、当日の授業および試験の実施を以下のとおりとします。

午前6時までに警報が解除された場合 1時限から開始

午前6時から午前10時までに警報が解除された場合 3時限から開始

午前10時時点で警報が継続されている場合 終日休講

ただし、学生の住居区域または通学経路での警報で危険と判断される場合は、自宅待機し、後日かならず担任に状況を報告してください。なお、「休講」となった科目は、後日補講を実施します。

授業開始後の「警報発表」の場合には、その時点で措置を学内放送およびホームページで通知します。

<その他>

上記以外にも、通学不能・通学困難と学長が認めた場合は、休講とすることがあります。

<定期試験>

定期試験は、試験期間に行います。試験時間は50分間、休み時間は20分。試験時間割の発表は、原則として試験開始日の2週間前となっています。

1時間目 9:10~10:00

2時間目 10:20~11:10

3時間目 11:30~12:20

※場合により4時間目が行われることがあります。

遅刻に関しては試験開始後30分まで入室を認めます。そのため、試験開始後30分間は退室を禁止します。

学生証を忘れた学生は、事務室で「(仮)身分証明書の発行のお願い」用紙を受け取り、所定事項を記入、学科・専攻の教員に所属確認欄の署名を受け、事務室で仮学生証の発行をしてもらってください。受験終了後に仮学生証は事務室へ返却してください。

<オフィスアワー>

オフィスアワーとは大学で、教員が学生の質問や相談を受けられるように研究室などにいる時間のことです。

年度や学期によって時間帯が変わります。本学ホームページにアクセスしてください。

GPA 制度

目的

昭和学院短期大学(以下「本学」という)におけるグレード・ポイント・アベレージ(履修科目の成績の平均値。以下「GPA」という)を算出する制度を定めることにより、学生の学習意欲を高めるとともに、本学が掲げる教育の質の保証について一層の具体化を進め、適切な学修指導(表彰、退学を含めた進路指導等を含む)に資することを目的としています。成績の評語、及びグレード・ポイント(GP)

評語	GP(評価点)	評価基準	参考(100点満点での目安)
S	4	到達目標を達成し、きわめて優秀な成績をおさめている	90点以上
A	3	到達目標を達成し、優秀な成績をおさめている	80~89点
B	2	到達目標を達成している	70~79点
C	1	到達目標を最低限達成している	60~69点
D	0	到達目標を達成していない	60点未満

GPAの種類

各学期における学修の状況及び成果を示す指標としての GPA…学期 GPA

各年度における学修の状況及び成果を示す指標としての GPA…年度 GPA

在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標としての GPA…累積 GPA

GPAの計算方法

学期 GPA = (当該学期の「S」の単位数×4+「A」の単位数×3+「B」の単位数×2+「C」の単位数×1+「D」の単位数×0) / (当該学期の総履修登録単位数) 小数点第3位以下は四捨五入

年度 GPA = (当該年度の「S」の単位数×4+「A」の単位数×3+「B」の単位数×2+「C」の単位数×1+「D」の単位数×0) / (当該年度の総履修登録単位数) 小数点第3位以下は四捨五入

累積 GPA = (全期間の「S」の単位数×4+「A」の単位数×3+「B」の単位数×2+「C」の単位数×1+「D」の単位数×0) / (全期間の総履修登録単位数) 小数点第3位以下は四捨五入

GPA対象科目

学則第25条に規定する教育課程および授業科目。(教職課程科目・他学で修得した単位で認定された授業科目は除く)

GPA算定期日の取扱い

GPAの算定は、学期ごとに指定された日までに確定した成績に基づいて行います。

不合格科目の再履修の取扱い

不合格と評価されたのちに再履修によって合格となった授業科目については、再履修によって得た評価と単位数は GPA 算定に算入されます。不合格の評価及び単位数は GPA に算定されません。

成績通知

各学年の成績通知については、学修期間の GPA を記載します。

GPAの利用及び基準

表彰	GPA 3.5 以上
奨学制度(授業料減免制度)	GPA 3.0 以上
履修計画の指導	GPA 1.5 未満
退学勧告	GPA 1.0 未満
卒業認定	GPA 0.5 以上
コンピュータ基礎演習 B 履修条件	コンピュータ基礎演習 A GPA 1.0 以上

千葉県私立大学・短期大学単位互換制度

* 千葉県内の私立大学・短期大学 35 校の間で、他の大学・短期大学の授業科目の履修を認め、そこで修得した単位を自分が所属する大学・短期大学で修得した単位とみなす制度です。

* 本制度を利用して他の大学で授業科目を履修する学生は、「特別聴講学生」と呼ばれます。

* 開講科目については、各大学のホームページで閲覧することができます。

* 本学の学生は、30 単位まで他の大学・短期大学の授業科目を本学の卒業単位として認めています。また卒業単位として認定を希望する場合、専門科目として認定するか教養科目として認定するかについての、所属学科および教務委員会の審査が必要となります。履修を申し込む前に、事前に担当者に相談し、単位の扱いを確認してください。

どの大学・短大がこの制度に参加しているかについては教務委員会担当まで問い合わせてください。

* 本年度の募集はすでに始まっています。特別聴講学生募集要項とシラバス(開講科目の授業内容や開講日・時間などが書かれたもの)は、単位互換担当者が保管していますので、興味のある人は、単位互換担当者に申し出てください。

* 1 年次前期の科目の履修は対応できません。

* 後期の科目で履修したい科目がある場合、募集要項の内容(申し込み締め切り日や開講科目の開講日・時間などの条件)をよく読んで、本学の自分の時間割と照らして履修が可能かどうか確認の上、履修希望を早めに担当者に申し出てください。

* 履修の申し込みは単位互換担当を通して行います。担当者から指導を受けて出願の手続きを行ってください。

《来年度の履修について》

* 来年度の募集は、来年 3 月初旬から始まります。要項の閲覧や履修希望の申し出は、来年 3 月 14 日(年度末)までに行ってください。

大学コンソーシアム市川 単位互換制度

大学コンソーシアム市川の参画校において単位互換科目を履修し、単位を修得した場合、本学での修得単位として認定されます。これにより所属する大学にはない科目を履修することができ、学びの幅を広げることができます。原則として、履修料等はありません。

大学コンソーシアム市川 共通科目「市川学Ⅰ・Ⅱ」(集中授業)

共通科目「市川学Ⅰ・Ⅱ」は、大学コンソーシアム市川に参画する 5 大学の共同開発による授業で参画校に在籍する学生が履修可能です。市川市の産業や文化など市川市の理解を深めることを目的に、集中授業として開講します。他大学の先生方の授業や市川市内を中心とした現地踏査など、大学コンソーシアム市川ならではの授業内容が展開されます。履修生は、授業終了後に授業動画を見ることができます(e-ラーニングシステム)。本科目は教養科目「現代社会の課題 A」「現代社会の課題 B」に読み替えられます。

科目等履修生について

正規の学生と異なり、大学で開設されている授業科目のうち、必要な授業科目や興味関心のある授業科目だけを選んで履修する学生。正規の学生と同様、履修した授業科目について試験の上、単位が与えられます。ここで取得した単位は正規の単位であるため、正規の学生となった後、大学の定めるところにより、既修得単位として卒業に必要な単位に組み込むことも可能です。

本学卒業後に、資格などを取得するために必要な科目を受講する制度としても利用されています。

出願資格 高等学校卒業者またはこれと同等以上の学力があると認められる者
各学科専攻における開講科目のうち、希望する科目を意欲を持って受講できる者

出願書類 本学所定の科目等履修生志願書
履歴書(JIS 規格による市販のもの、あるいは本学所定のもの)
健康診断書(必要項目は、胸部レントゲン検査)
※出願 3 か月以内に発行されたもの(ただし本学在學生は本学発行のもので可)
最終出身学校成績証明書
入学検定料の振り込みが確認できるもの

出願方法 出願書類を一括封入し、簡易書留にて郵送または持参
(「科目等履修生志願書在中」と朱書きすること)
郵送 〒272-0823 千葉県市川市東菅野 2-17-1
昭和学院短期大学 科目等履修生受付係
持参受付時間 平日 9:00~17:00 土曜 9:00~13:00

入学検定料 15,000 円
銀行振込にて指定口座に振り込みをすること(ATM可)

選抜方法 面接試験(30分)

納入金 入学金 **30,000 円**
本学(含 栄養専門学校)の卒業生および卒業見込の者は免除
授業料 1 単位につき 10,000 円
指定期間内に納入をすること

その他の経費 課程履修費(課程履修者のみ。入学後課程履修が決定したのちに納入)
* 保険代、教科書代、教材費が別途必要となる場合がある

その他 科目等履修生の履修期間は原則として 1 年以内とするが、事情により延長することがある

課外活動

<学生会>

昭和学院短期大学学生会規約

第1章 総則

第1条 本会は昭和学院短期大学学生会と称する。

第2条 本会の事務所は、昭和学院短期大学学生センター棟内に置く。

第3条 本会は会員の自主的精神に基づき自主的に運営され、学生生活の充実向上および学生相互の協力を図り、学風を推進させ学生の総意を実現することを目的とする。

第2章 学生会の組織

第4条 本会は昭和学院短期大学の学生全員を会員とする。

第5条 本会は前章第3条の目的を達成するために下記の機関を置く。

1.学生総会 2.代表委員会 3.真間祭実行委員会 4.体育祭実行委員会

第3章 会員の権利と義務

第6条 全ての会員は学生活動に参加する権利と義務を有し、本会会則および学生総会の決定事項に従う義務を負う。

第7条 全ての会員は、本会運営のために会費納入の義務を負う。

第8条 全ての会員は、クラブに所属する権利がある。

第4章 学生会の機関

第1節 学生総会

第9条 学生総会は学生の総意を表明する本会の最高機関であり、全会員をもって構成される。

第10条 学生総会は、次の場合に、会議の目的を明示し会長が召集する。

1.定期総会

2.臨時総会

1) 会員の5分の1以上の要求があった場合 2) 執行部役員会・委員会の要求があった場合

第11条

1.学生総会は、全会員の過半数以上の出席を必要とする。(ただし、委任状を含む)

2.議決は出席者の過半数で決定し、なお賛否同数の場合は議長が決定する。

第12条 学生総会は次の事項を議決する。

1.活動報告および方針 2.予算の議決および決算の承認

3.規約改正 4.執行部役員を選出 5.その他、学生生活に関する重要事項

第2節 代表委員会

第13条 各クラス委員により構成される。

第14条 代表委員会の委員長は、原則として学生会会長とする。

第15条 代表委員会で行うことは次のとおりとする。

1.予算案および決算案の作成 2.活動方針および計画案の作成

3. 1.2 の他学生総会で審議されるべき事項の原案作成 4.その他、必要事項の審議決定

第16条 本会の執行部役員は次のとおりとする。

会長 1名 副会長 1名 庶務 1名

書記 1名 会計 1名 総務 1名

第3節 真間祭実行委員会

第 17 条 真間祭実行委員会は、学生会委員により構成される。

第 18 条 真間祭実行委員会は、真間祭および関連行事の運営機関であり、委員長 1 名、副委員長および実行各委員をもって構成される。

第 19 条 真間祭実行委員会は、よりよい学園祭を推進することを任務とする。

第 4 節 体育祭実行委員会

第 20 条 体育祭実行委員会は、学生会委員により構成される。

第 21 条 体育祭実行委員会は、体育祭および関連行事の運営機関であり、委員長 1 名、副委員長 1 および実行各委員をもって構成される。

第 22 条 体育祭実行委員会は、よりよい体育祭を推進することを任務とする。

<クラブ活動>

昭和学院短期大学 クラブ規約

第一条（目的） クラブ活動は部員の個性を伸ばし部員相互の協力、協調性を促し、クラブ 活動を通し人間性を高め、趣味や能力を極めることを目的とする。

第二条（組織） クラブは学生会クラブ支援委員会による承認を得て毎年組織される。

第三条（構成） クラブ員は在学生により構成される。

第四条（新設・解散・休部） クラブの新設・解散・休部は、学生会クラブ支援委員会にその内容を申請書により提出し、承認を得なければならない。※

第五条（予算） 各クラブは年度の初めに予算を提出し、学生会クラブ支援委員会の承認を得なければならない。

第六条（計画） 各クラブの年間計画は 4 月にその活動計画と予定表・クラブ員名簿を、学生会および学生会クラブ支援委員会に提出しなければならない。

第七条（活動報告） 各クラブは年度末(3月末)までに、活動報告(収支含む)とクラブ員名簿を提出しなければならない。

第八条（部長・副部長） クラブには部長・副部長を選出し、代表とする。クラブの規模・活動内容によっては、会計・主務を置くことを認める。

第九条（資格） クラブの所属は原則的に 1 人 1 クラブとする。クラブの承認があれば、2 つまでの所属を認める。

第十条（入・退部） 入・退部する場合は、その希望を所定の用紙に記入し、各クラブに提出し承認を得る。休部の場合もこれに準ずる。

第十一条（学生会クラブ支援委員会） 学生会クラブ支援委員会はクラブ活動を活発化し、円滑化するための連絡支援組織である。各クラブの学生代表と担当教員から構成される。

※学生 5 名と顧問教員で新規クラブを立ち上げることができます。

<学生センター棟>

学生センター棟の使用について

- センター棟の使用時間は、午前 8 時～午後 6 時までとする(校舎使用は通常午後 5 時までのため、校舎内への再入館ができないので私物を校舎内に置き去りにしないこと)。
- センター棟の使用は、在学生・教職員・卒業生(使用申請が必要)とする。
- 使用後は、各部屋の電気のスイッチとメインブレーカーを切り、入り口の鍵をかみはず施錠すること。
- 最初に入館した者は、退館するときに、鍵を最後に使用する個人・団体に手渡すこと。
- 施設の使用にあたり下記の行為を禁止する。
 - (1) 物品等を販売すること。
 - (2) 指定された場所以外にポスター等を掲示すること。

- (3) 建物、設備を汚損または破損すること。
- (4) 飲酒すること。
- (5) 喫煙すること。
- (6) 宿泊すること。
- (7) 共用部分に物品等を設置すること。
- (8) 危険物を持ち込むこと。
- (9) 学則違反行為をすること。
- (10) 迷惑行為や危険行為、法令違反行為をすること。

- 施設の建物、設備、その他の備品を滅失または破損したときは、直ちに学生会・クラブ 支援委員会に届け、場合によっては、その損害を賠償しなければならない。破損を発見した場合も直ちに届け出ること。
- 施設の保全や清掃は、学生会およびクラブ全体として定期的に交代で行うこと。
- 規則の違反行為があった時は、施設の使用停止となる場合もある。施設の使用は思いやりと協調性、責任感をもって行うこと。
- 施設使用時は、各団体で記録をとること。

<学生食堂・リラックススペース>

学生食堂では、学生の要望に応じたメニューを適正価格にて提供しています。栄養面においてもバランスの取れたものを提供していますので、ぜひご利用ください。本学ヘルスケア栄養学科のアクティブラーニングによるメニューが提供されることもありますのでお楽しみください。また、各種自動販売機をも用意していますのであわせてご利用ください。

なお、学生食堂はセルフサービスになっています。学生食堂とリラックススペースの座席数には限りがありますので、混雑時は席を譲りあいご利用ください。また、学生や教職員以外の方も利用することがあります。ご理解ご協力をお願いします。学生ホール 2F にはソファが設置されています。学生同士の歓談や仮眠の場として利用できます。

<ロッカー>

- ・ 指定されたロッカーを使用し、かならず施錠してください。
- ・ ロッカーは金庫ではありません。貴重品を置かないようにしてください。
- ・ ロッカーの上や共有スペースには物を置かないようにしてください。
- ・ ロッカーの中は常に清潔に保ってください。

図書館について

<開館時間>

<<授業のある日>> 月・火・木・金 9:00～18:00
水 9:00～17:00

長期休暇期間を含む授業のない日、テスト前の開館時間については別途お知らせします。

※開館時間は変更されることがあります。閉館情報を含め詳しくは学内掲示、図書館ホームページ上のお知らせまたはカレンダー機能等をご確認ください。

<閉館日>

土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始等学校が定めた日。臨時閉館する場合はホームページ・掲示等でお知らせします。

※長期休暇中の閉館日は別に定め、学内掲示板および図書館ホームページまたはカレンダー機能等でお知らせします。

※授業のない日については館内整理のため臨時休館することがあります。

<貸出・返却>

【貸出】

- ・通常貸出 5冊(雑誌を含む) 2週間(雑誌は最新号を除き1週間)
- ・卒業制作等を行う学生のための貸出 5冊(雑誌を含む) 4週間
- ・校外で行われる所定の実習のための貸出 実習に関わる資料 10冊以内 4週間

※長期休暇期間については学生向けに貸出期間・貸出冊数を別に定めます。

※実習のための貸出、長期休暇期間の貸出以外は貸出期間延長が可能です。図書館に借りている資料を持参してください。

※貸出中の資料については予約をすることができます。図書館カウンターにて手続きをしてください。

【返却】

- ・開館時間中に図書館まで持参してください。
- ・絵本・紙芝居・視聴覚資料を除き、開館時間中に返却できない場合はブックポストに投函してください。
- ・期間を過ぎても返却されない場合は返却が遅れた日数分の貸出禁止処分を行います。

<紹介状発行、相互貸借・文献複写の取寄せ>

他大学の図書館などを利用するときには紹介状を発行します。本学にない資料については他大学の所蔵する資料の取り寄せ、複写を依頼することができます。図書館カウンターでご相談ください。なお、諸費用については自己負担となります。

<所蔵検索・レファレンス(参考調査)サービス>

OPACでは本学所蔵の資料検索が行えます。また、資料についての相談、学習・研究・調査の情報検索のお手伝いなども随時行っております。気軽に職員にお声掛けください。

※こちらからアクセスできます。

QRコード



保健・衛生について

<保健室の利用時の注意>

使用したいときは教職員の許可を得てから使用し、退室時にも連絡してください。

使用時は保健室利用カードを記入してください。

飲み薬は常備していないので、必要な薬は自分で携行してください。

<感染症罹患時の対応>

インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症に罹患した場合は、出校停止となります。いずれも医師の診断に従ってください。回復したら本学の感染症用欠席届・登校許可証(本学ホームページからダウンロードできます)を印刷して必要事項を記入のうえ、担任に提出してください。なお病院が発行する治癒証明書でもかまいません。

AEDは本館事務室前、新館体育館入口付近と2か所に設置してあります。

<緊急時対応について>

救急車の要請を必要とする事故などが発生した場合、速やかに事務室に連絡をすること。事務室経由で救急車の要請をします。

学生相談室

学生生活上で、何か困ったことが起こったら、まず学生相談室を思い出してください。たとえば、学業、進路、就職など自分の方向性を考えてみようとするとき。友人、サークル、恋人、家族など、人との付き合いでストレスを感じたりするとき。自己を深めたり、メンタルなことについてカウンセリングを受けてみたいとき。悩みや問題を抱えているとき。友人や家族の力になりたいとき。学生生活の疑問について尋ねてみたいとき。自分一人ではうまく対応できないと感じていることに取り組みたいとき。学校生活の中で出会う様々な問題について、あなたと考え、あなたと共に解決の道を見出していく場所です。

一人で悩んだり考え込んだりしていると、まとまらなかつたり、気になって頭を離れなかつたり、眠れなくなることで起こってることがあります。そんな時、だれかに話をしてみると自分の考えが整理できたり、気分が軽くなったりした経験はありませんか。自分の悩みや不安を人に相談するなんて恥ずかしいとかみっともないとか考える必要は決してありません。カウンセリングは、あなたとカウンセラーが一緒になって、あなたの問題について考えていく時間です。

本学の学生であれば、だれでもカウンセリング・サービスを利用できます。ご家族の方も利用できます。料金はかかりません。あなたの秘密は固く守られます。

相談室が開室しているときはいつでも利用できます。自由に来室してください。カウンセラーが空いていればすぐに話ができます。1回の時間は1時間ですが、何回でも継続できます。電話・Eメールでも受け付けています。プライバシーが保たれているので安心です。友人や家族と一緒に来ることできます。一人でもグループでも、カウンセリングはOKです。必要であれば、学内諸部署や学外機関も紹介します。その他に、性格テストや心理テストも随時受けられます。

面接での相談が苦手な方は、はじめはメールで相談を始めましょう。ただし、メールでは緊急な要件・生命に関わるようなことには対応できないことをご理解ください。

学生相談室 本館 3F

開館時間 月曜日 9:00～17:00 ※連絡をいただければ、ほかの曜日や時間外でも対応させていただいております。

予約専用電話:080-1330-7158 Eメール:gakusou0123@docomo.ne.jp

予約は月～土 9:00～17:00 で受け付けています。できれば、Eメールで希望日時を予約(時間随時)してください。予約可能かの連絡を折り返しいたします。

相談室カウンセラー 浅田 聡(臨床心理士・学校心理士)

健康診断について

◆ 健康診断証明書発行について

証明書発行については P.5 の【各種証明書発行】をご参照ください。

◆ 健康診断証明書の発行条件

健康診断書の発行のためには、以下の条件を満たしてください。

- ・在学中、年度開始時の健康診断を受けていること。
- ・所定の検査項目をすべて受けていること。
- ・有所見項目について事後検査が終了していること。

(証明書の発行は当該年度内のみ、次年度以降の発行はできません。)

◆ 健康診断検査項目

身長・体重・視力・内科診察・胸部レントゲン・尿検査

◆ 健康診断を受ける際の諸注意

<レントゲンと内科検診>

上半身の下着は着用せず、無地の T シャツだけを着て、前開きの上着をおってください。

診断場所や教室間の移動は静かに行い、係の指示に従ってください。

<尿検査>

採尿方法 :検査の前夜は寝る前に排尿をし、検査当日の朝起きてすぐの中間尿(少し排尿したあとの尿)を採ってください。

尿の量は採尿容器の半分以上で肩の線までの間に入れてください。 ※1

氏名シール: シールの名前を確認し、採尿日を記入してください。

提出方法: シールを容器と提出用袋の両方に貼り、容器を袋に入れて口を折り曲げてください。

提出場所: 学科専攻ごとに指定された場所に時間厳守で提出してください。

※1 検査前日の夕食後は、ビタミン C の豊富な果物やジュース類はとらないでください。 検査前日はビタミン C を含む薬、風邪薬などを飲まないでください。

尿検査 Q&A

Q.1 容器に少量しか採尿できなかったときはどうしたらよいですか？

A.1 次検査は底より 1 c m あれば検査可能です。

Q.2 なぜ検査の前日の夕食後にビタミン C が多い食品をとってはいけないのですか？

A.2 検査結果が偽陰性(異常なし)となることがあるためです。

Q.3 薬を飲んでいますが、検査できますか？

A.3 ビタミン C を含む薬は飲まないでください。慢性病で長期常用している場合は飲んでも構いません。風邪薬など短期服用の場合は服用を終えた次の回収日に出してください。

Q.4 朝起きたときの最初の尿で検査しなければなりませんか？

A.4 食事と運動による影響を避けるため、「朝食前で、起きた直後の中間尿」で検査します。

Q.5 体調により採尿できない場合はどうすればよいですか？

A.5 次の提出日に出してください、ただし、提出が遅くなると 2 次検査ができない場合があります。

Q.6 検査で異常が見つかったらどうしたらよいですか？

A.6 精密検査を受けるよう指示されたら、学校で配布された検査結果を持って病院で検査してください。

合理的配慮

障害者の入学者選抜及び修学に関する規程

(目的)

第1条 この規程(以下「本規程」という。)は、身体に障害のある者の入学試験及び入学後の修学に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 本規程にいう学生とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

(必要書類の提出)

第3条 本学に入学を志願し、入学者選抜試験の実施及び修学に際し必要な配慮を希望する者(以下「申請者」という。)は、受験を希望する試験日の原則1ヶ月前までに次の書類を入試広報課に提出するものとする。

(1) 入学者選抜試験・修学配慮願

(2) 身体障害者手帳の写しまたは医師による診断書

2 第2条ただし書に該当する申請者は、次の書類を提出するものとする。

(1) 入学試験・修学配慮願

(2) 医師による診断書

(書面審査及び面接審査)

第4条 障害のある学生のための修学支援委員会(以下「委員会」という。)は、学長が必要と認める者によって構成される。

2 障害のある学生のための修学支援委員会は、申請者と必要に応じて面接を行い、申請者の希望する配慮を行うことができるか否かを検討する。

障害のある学生のための修学支援に関する基本規程

(目的)

第1条 この基本規程(以下「本基本規程」という。)は、昭和学院短期大学において障害のある学生が十分な教育を受けることができるようにするため、学長の責務を明らかにするとともに、障害のある学生のための修学等支援に関する基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本基本規程にいう障害のある学生とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、障害のある学生が修学において不利益を受けないように配慮するとともに、障害のある学生のための修学等支援に関する方策を推進する責務を有する。

(職員の責務)

第4条 職員は、障害のある学生が修学における不利益を受けないように配慮するとともに、障害のある学生のための修学等支援に関する方策の実施において積極的に協力するよう努めなければならない。

(規程等の整備)

第5条 学長は、本基本規程の目的を達成し支援を実施するため、必要な規程等の整備に努めなければならない。

(補則)

第6条 本基本規程に定めるもののほか、本基本規程の実施に関し必要な事項は、別に定めることができる。

ICT 教育センター

本学では、ICT を積極的に導入しています。

- ・ PC ルームや SSS、メディア室、図書館などに多くの 100 台を超える PC が設置されています。学習だけでなく、就職活動やサークル活動などお気軽にご利用下さい。
- ・ 自分の情報デバイスを活用したいという学生のために、短大では無料 WiFi のアクセスポイントが設置されています。
- ・ 学生食堂 2F に、撮影スペースを兼ねた学習スペース（アクティブラーニングスペース）があります。プレゼンテーションや演奏会など幅広くご利用頂けます。
- ・ グループウェア（Microsoft365）を提供しています。メールやスケジュール管理など積極的に活用してください。このグループウェア内に 学則やシラバス、学習課題・教材など学生生活に必要な情報が提示・配信されています。短大や自宅の PC、スマートフォンからアクセスしてください。
- ・ スマートフォンで本学のメールを利用するには、アウトLOOK、学生便覧やシラバスを確認するにはシェアポイントをダウンロードすると便利です。また、Teams をダウンロードすることで、皆さん自身でグループを作成することができます。グループを作成して、授業に関する意見交換やオンラインでのグループワークに利用することができます。これらは、メールアドレスとパスワードだけで簡単に登録することができます。
- ・ 図書館やコンピュータ室ではよりよい学習環境を提供するため、資料などのコピーサービスを無料で提供しています。著作権などに注意して、ご利用ください。
- ・ スマートフォンで作成したレポートやレポート作成用の写真もスマートフォンから直接印刷できます。なお、スマートフォンからのドキュメントの印刷にはアプリ「RICOH カンタン入出力」が必要です。AppleStore や GooglePlay からダウンロードしてください(無料)。※学習だけでなく、就職活動やサークル活動などお気軽にご利用下さい。

e ラーニング教材「SJC e ラーニング」

- ・ SJC e ラーニングは、本学が皆さんのために用意した e ラーニングシステムです。
- ・ 5 教科の基礎基本を不得意分野に的を絞って学び直し、大学の授業を理解するために必要な基礎学力や就職に必須である一般常識試験の対策力を身につけることができます。
- ・ インターネットに接続されていれば、いつでもどこでも学習できるとても便利な教材です。電車やバスなどの移動時間や待ち時間など、すきま時間を活用して学習を進めましょう。
- ・ PC、スマートフォン、タブレットなどで学習可能です。
- ・ 全教科の学習が無料で行えます。
- ・ 難易度別に 2 つのコースを用意しているので、ベーシックコースで基礎の確認をし、ステップアップコースで基礎学力を更に強化していきましょう。
- ・ アクセス方法：下の URL を打ち込むか、二次元コードを読み取ってログイン画面に進んでください。ID とパスワードを入力しログインすると学習を進めることができます。本学ホームページのリンクからもアクセス可能です。

スタンダード I： <https://linesdrill.education.ne.jp/showagakuin/basic/>

スタンダード II： <https://lines-drill.education.ne.jp/showagakuin/standard/>



スタンダード I



スタンダード II

学内 LAN について

「コンピュータ室で、ログインされたままのパソコンを何者かが操作して、いたずらメールを送信した」、「家のコンピュータでダウンロードしたファイルを学校のパソコンで開こうとしたところ、学校のコンピュータにウィルスを感染させてしまった」などの事件が発生しています。十分な注意を払ってコンピュータを操作することが必要です。

法令を遵守して利用してください。

- ・ 法令や公序良俗に反する行為を絶対に行ってはいけません。
- ・ 基本的人権・プライバシーの侵害
- ・ 利用権限の不正使用
- ・ 他者のアカウントを使うこと
- ・ 他者の名前やログイン名などをかたること
- ・ 他組織への侵入
- ・ 知的財産権の侵害
- ・ 著作権・肖像権、パブリシティ権
- ・ 個人情報の保護違反
- ・ 有害情報の発信情報自体から違法行為を誘引するような情報(銃器や爆発物などの情報、禁止薬物や麻薬の情報など)
- ・ 人を自殺等に勧誘・誘引する情報
- ・ ネズミ講やマルチ商法の勧誘
- ・ セクハラ、アカハラなど各種ハラスメントに関する記述を伴うような情報

学内 LAN は、教育・研究活動および運営の基盤として設置・運営されているものであり、これらの目的に該当する範囲で利用すること。以下の教育・研究目的に反する行為を禁止します。

- ・ 政治・宗教活動
- ・ 営利活動
- ・ 運用妨害
- ・ 目的外のデータの保持

◆本学の備え付けコンピュータを利用する場合◆

- ・ データはコンピュータに残さず、自分専用の USB メモリや指定されたクラウドストレージなどを使うこと。ただし授業に関しては、担当の教員に従うこと
- ・ メール等を利用する場合、ログアウト処理を確実に行うこと
- ・ 利用後は電源を確実に切ること
- ・ マナーを守ること

◆自分が用意したコンピュータ・スマートフォンなど情報機器を使う場合◆

次ページに、必要な事項を記入して ICT 教育センターの承認を受けてください。

学内無線 LAN 利用申請書

昭和学院短期大学 ICT 教育センター
ICT 活用委員会

【注意事項】

本学学内 LAN を利用するにあたって、禁止する事項は下記のとおりです。下記の項目に 違反した場合は、利用資格の取消等の措置を取る場合があります。また、その内容が悪質で 本学の学生としてあるまじき行為と認定された場合は、罰則の対象となります。

- (1) SSID・パスワードの第三者への開示
- (2) 営利行為等の利用の原則に反する行為
- (3) ネットワーク上の他者に迷惑を与える等のネチケットに反する行為
- (4) プライバシー・著作権の侵害等の法令に反する行為
- (5) システムの運用に支障を及ぼす行為
- (6) システムの不正な利用またはそれを助ける行為
- (7) システムを不当に占有または浪費する行為
- (8) 本学の名誉を傷つける行為

また、よりよい通信環境を維持するため利用をしないときは、WiFi を OFF にするように心がけてください。

※無線 LAN の設定の際には、本書面と実際に接続する機器を ICT 教育センターに持参し、設定作業を依頼すること。

以上のことを遵守します。

20 年 月 日
学科・専攻
学籍番号
氏 名

上記内容を学生が承諾したことを確認しました。

ICT 教育センター 印

特別館

特別館には 1F にコンピュータ室、2F にメディア室、3F に視聴覚室があります。また、本館 3F も ICT を利用した授業を行っています。

開館時間

月~金 9:00 ~ 16:45 土 9:00~12:45

使用上の注意

- ・ 学生は教職員の指示のもとに、各室の諸設備を利用することができます。
 - ・ 許可なく室内で飲食は行わないでください。
 - ・ 館内ではマナーを守って、学習環境を良好に保ちましょう。
 - ・ 設備・備品などに異常が生じた場合には教職員に申し出てください。
- ※ 故意や重大な過失により破損・滅失した場合は、その損害を弁償してもらうこともあります。

1F コンピュータ室 (S101)

学生用 PC が 48 台。授業や自主学習に活用できます。また、休み時間など学生は自由に利用することができます。印刷やコピーも行うこともできます。スマートフォンで撮影した実習の資料写真の印刷にも利用されています。

2F メディア室 (S201)

マルチメディアを活用した様々な授業で利用されています。インターネット技術を利用した LL 教室として英語の授業で利用されるほか、キャリア創造専攻ではアドビの各種アプリを利用した授業が行われます。また、インタラクティブホワイトボードが設置され、新しい教育方法の実践にも取り組んでいます。

3F 視聴覚室 (S301)

ブルーレイディスクや DVD、インターネットなど多くのメディアに対応した機器が用意されています。クリッカーなどのアクティブラーニングにも対応しています。クラブ活動でも利用できます。大型スクリーンでアニメーションや LIVE 映像、映画鑑賞が行われています。

本館 3F 合同教室 (304)

本館の 3F には 100 名の学生が講義を受けることができる合同教室があります。ブルーレイディスクや DVD、インターネットなど多くのメディアに対応した機器が用意されています。2 つのスクリーンの 1 つに講義のプレゼンテーション資料、もう 1 つに関連動画という授業を行うことが可能です。

SSS(セルフスタディスペース)

学生ホール 2F には SSS があります。電源が用意されています。授業の空き時間など自由に使うことができます。

体育館

体育館を使用するときは以下の事項に留意してください。

1.施設使用についての注意事項

- (1)使用する者は、本学学生であること
- (2)体育館および男子更衣室は土足厳禁・飲酒喫煙禁止
 - ① 水物を床に置かない、こぼさないこと
 - ② 男子更衣室は衛生管理について特に注意すること
- (3)体育館では必ず体育館シューズを着用すること
- (4)無許可での使用に係る事故については、本学は一切責任を負わない
- (5)貴重品は自分で管理すること。いかなる場合においても、盗難などについては、本学は一切責任を負わない
- (6)クラブ・団体で使用したい場合は、体育館施設使用申請書を1か月前迄に体育館管理者に提出のこと
- (7)貸出用用具を使用し、運動した場合、指定された場所に戻すこと
- (8)器材破損をした場合は、速やかに事務室か体育館管理者に申し出ること
- (9)使用後は清掃を行うこと
- (10)使用後は、照明などの電源を切り、窓を閉め、施錠をすること
- (11)授業中は、入室または利用禁止とする

個人情報取扱

1.利用目的の特定

利用目的をできる限り特定し、本人の同意なく利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。

2.適正な取得

個人情報を、偽り、その他不正な手段により取得してはならない。

3.正確性の確保

正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

4.安全な管理

安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

5.第三者への提供の制限

本人の同意なく個人データを第三者に提供してはならない。

6.開示等・苦情処理

利用目的などを本人の知り得る状態におかななければならない。

本人の求めに応じて保有個人データを開示、また訂正などをしなければならない。

苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

昭和学院短期大学学生の氏名表記等の取扱いに関する要項

1. 学生の氏名表記について

住民票又は在留カードに記載のとおりとする。

2. 氏名の変更について

在学中に婚姻等により氏名を変更した場合は、戸籍抄本を添えて、改姓（名）届を直ちに提出しなければならない（入学願書に記載された氏名が入学前に変更された場合も含む）。

3. 通称名について

（1）通称名を使用できる場合

（ア）外国籍である学生が住民票に記載されている通称名を使用する場合

（イ）婚姻等により改姓した学生が旧姓を使用する場合

（ウ）その他、必要と認められる場合

（2）通称名使用の申出

通称名使用を希望する学生は、通称名使用届を提出しなければならない。

（3）在学又は休学中の取扱い

届を提出し、許可を得た者は、通称名を使用することとする。ただし、本学発行の証明書（卒業証書を含む。）は原則として戸籍上の氏名で表記する。

（4）卒業又は退学後の取扱い

学生が卒業又は退学した後は、通称名の使用を中止するものとする。

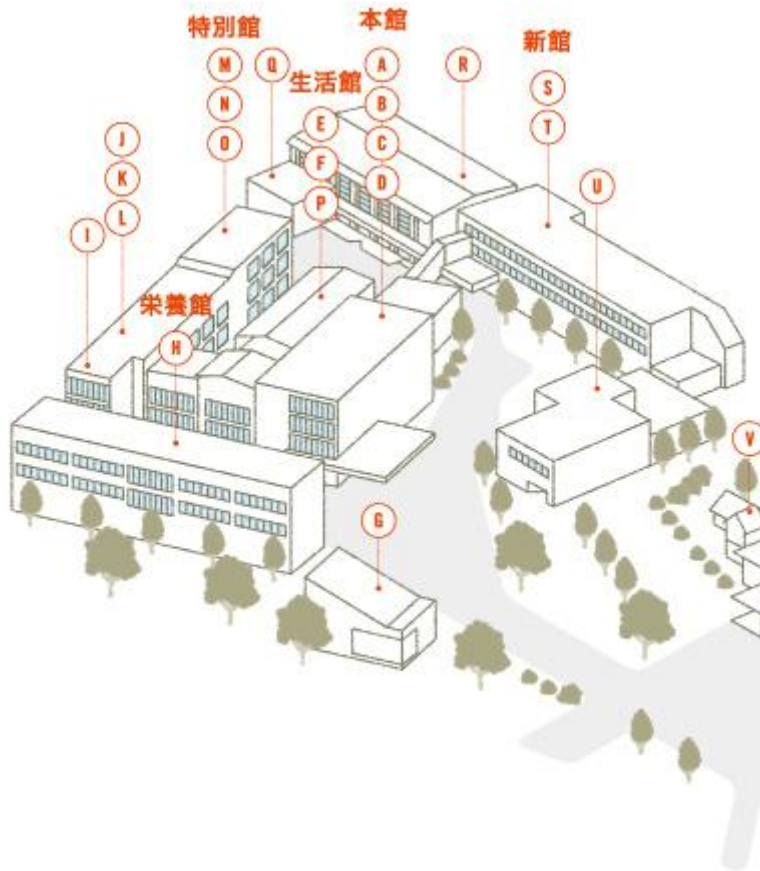
（5）通称名使用に伴う事柄

通称名使用により生じた事柄については、学生の責任において対処・解決することとする。

附 則

- 1 この要項は、2022年7月6日から施行する。

施設配置図



- A ファッション造形実習室
- B 生活科学実験室
- C 調理室
- D 講義室
- E 学生ホール
- F 学生食堂
- G 栄養科学研究所
- H 理化学実験室
- I 昭和学院もこもこ・こどもセンター
- J ベビーケア演習室(こども発達)
- K ピアノ演習室
- L プレイルーム演習室 (こども発達)
- M 視聴覚室
- N コンピュータ室
- O メディア室
- P アクティブラーニングスタジオ
- Q 学生センター棟
- R 体育館
- S 調理実習室
- T 給食管理実習室



U 図書館外観



図書館閲覧室

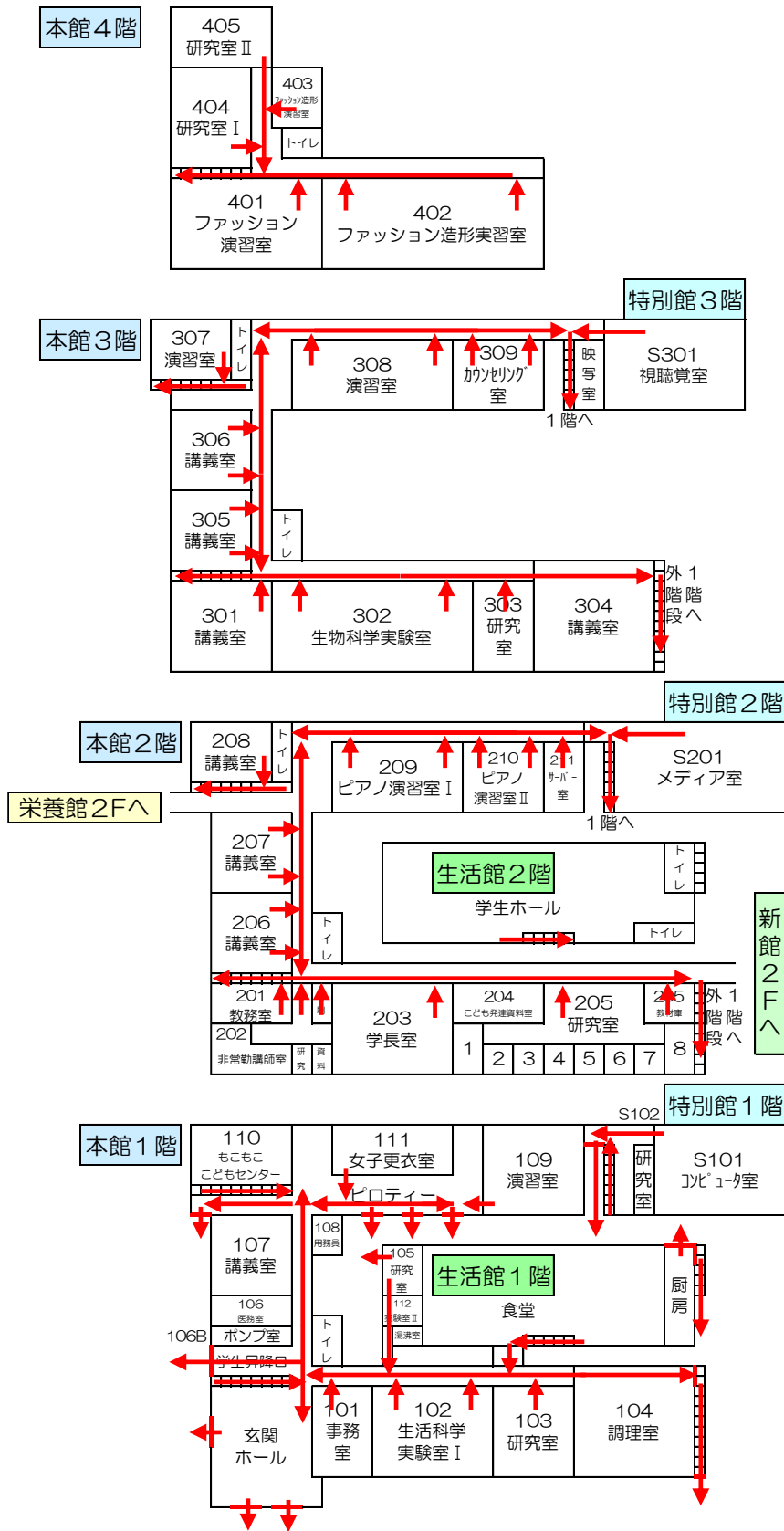


V 創立記念館(国登録有形文化財)

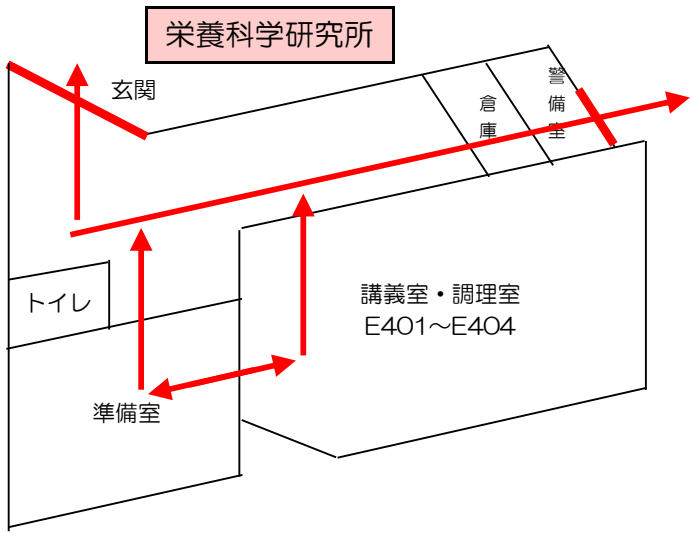
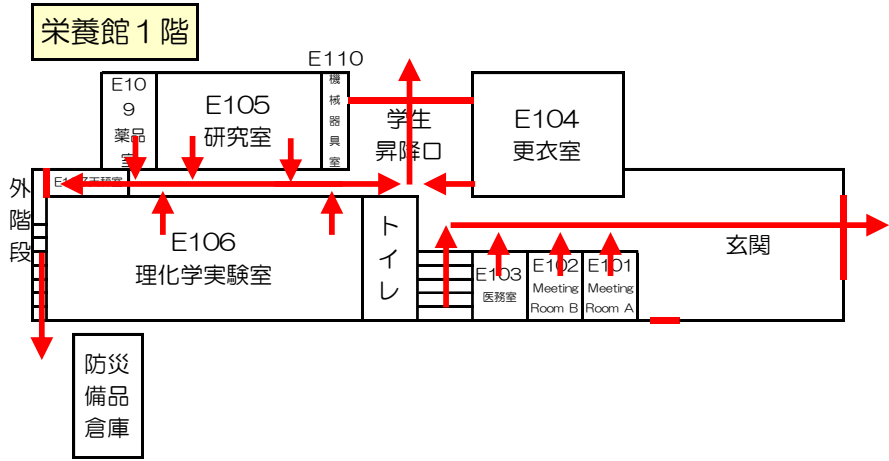
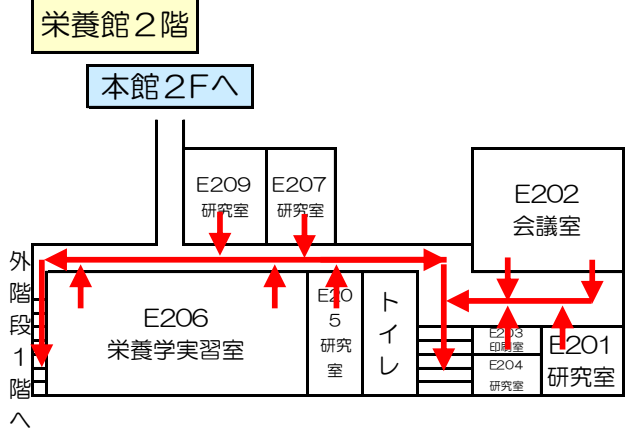
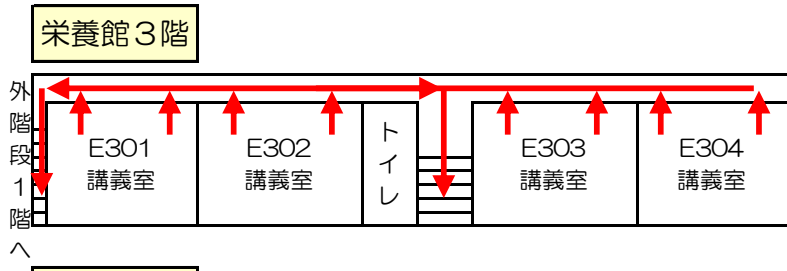


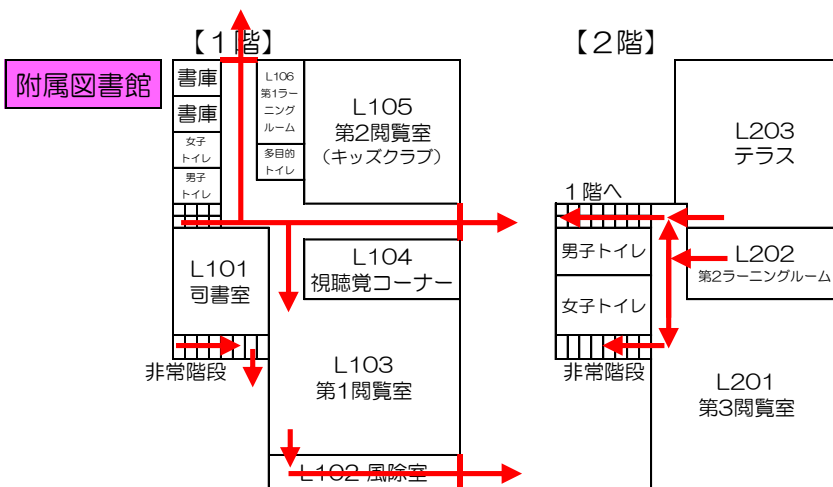
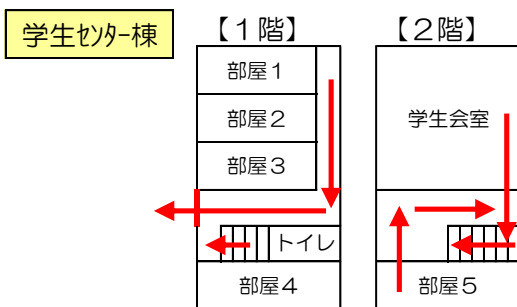
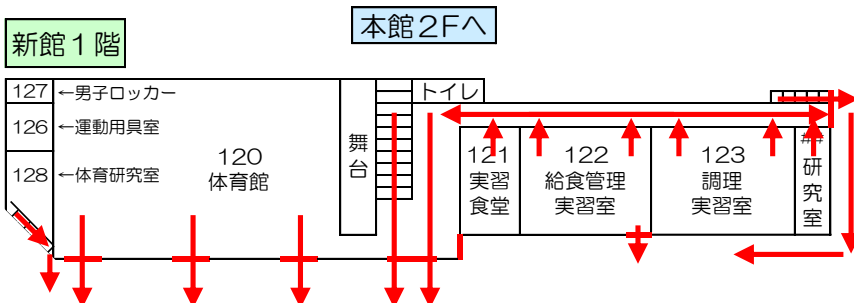
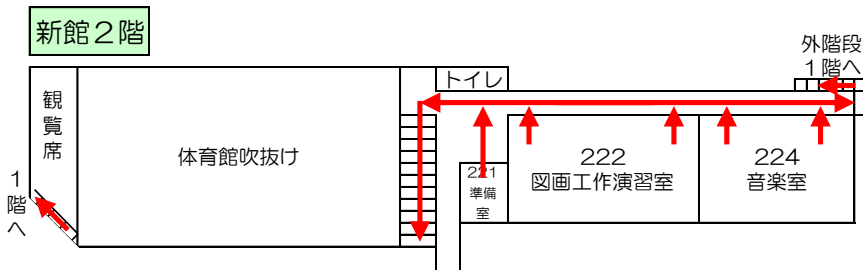
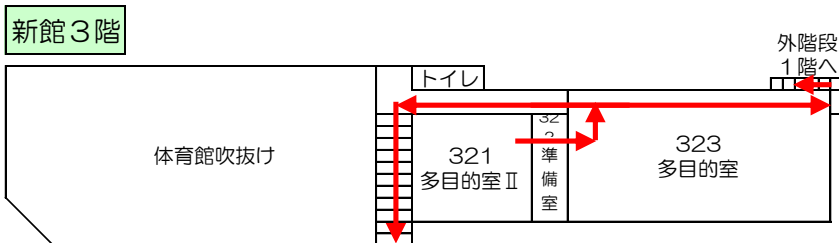
伊藤記念ホール

避難経路図



【正門前】1次避難場所





昭和学院短期大学学則

昭和 25 年 3 月 14 日制定

一部省略

2026 年 4 月 1 日改正

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

(目 的)

第 1 条 本学は、教育基本法および学校教育法に基づき、「明敏謙讓」の教育理念のもと、職業または實際生活に必要な専門的学術技芸を授けるとともに、良き社会人としての教養を高め、真に平和を愛好し、人類の文化および健康福祉の向上に寄与する有為な人材を養成することを目的とする。

第 2 節 名 称(名 称)

第 2 条 本学は、昭和学院短期大学と称する。

第 3 節 位 置

(位 置)

第 3 条 本学は、千葉県市川市東菅野 2 丁目 17 番 1 号に置く。

第 4 節 学 科

(学科および学生定員)

第 4 条 本学の学科および学生定員は、次のとおりとする。

学科名称	入学定員	収容定員
人間生活学科		
キャリア創造専攻	30 名	60 名
こども発達専攻	60 名	120 名
ヘルスケア栄養学科	80 名	160 名

2 こども発達専攻にあつては、児童福祉法施行規則により、2 クラス編成とする。ヘルスケア栄養学科にあつては、栄養士法により、2 クラス編成とする。

(学科の教育研究上の目的)

第 5 条 各学科・専攻の教育研究上の目的は次のとおりとする。

人間生活学科では、人間尊重の立場から人間生活を総合的に捉えることのできる人間の育成を目的とする。

一 人間生活学科キャリア創造専攻では、キャリア設計を主体的に創造することができ、ビジネス社会に対応できる人材の育成をめざす。

二 人間生活学科こども発達専攻では、人間の心身の発達について理解し、他者と関わる能力を身につけた保育者の育成をめざす。

2 ヘルスケア栄養学科では、人の健康を食と栄養の面から支援・指導できる能力を持ち、健康増進・予防医療・福祉に貢献する人材の育成を目的とする。

3 各学科の学位授与の方針、教育課程編成の方針および入学者受け入れの方針は別に定める。

第 5 節 自己評価等

(自己点検・評価)

第6条 本学は、教育水準の向上を図り、目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前項の点検および評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

(教育内容等の改善)

第7条 本学は、授業内容および方法の改善を図るための委員会を設け、研修および研究を実施する。

2 前項の委員会については、別に定める。

第2章 通 則

第1節 修業年限、学年、学期および休業日

(修業年限および在学年限)

第8条 本学の修業年限は、2年とする。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。

(学 年)

第9条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第10条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月23日まで

後期 9月24日から翌年3月31日まで

(年間の授業期間)

第11条 年間の授業期間は定期試験等の期間を含め、35週とする。

(休業日)

第12条 休業日は次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

本学院創立記念日 1月23日

春季休業日 3月16日から3月31日まで

夏季休業日 8月1日から9月23日まで

冬季休業日 12月21日から翌年1月10日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、休業日であっても授業を行なう日とすることができる。

3 学長が必要と認めるときは、休業日を変更または臨時に休業することがある。

第2節 入学、退学、転学、転科、休学および除籍

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、第10条に規定する各学期の始めとする。再入学及び転入学についても同様とする。

(入学資格)

第14条 本学に入学することのできる者は、学校教育法第90条および学校教育法施行規則第150条の定めるところにより、次の各号の1に該当する者で、別に定める「入学者受け入れの方針」を理解した者とする。

一 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、または通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 文部科学大臣の指定した者

六 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む)

七 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

八 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者を本学において大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

九 本学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第15条 本学に入学を志願する者は、指定期間内に本学所定の入学願書に写真、健康診断書、出身学校長の調査書および検定料を添えて提出しなければならない。

(入学者の選考)

第16条 前条の入学志願者については、選考のうえ、合格者を決定する。

(入学手続き)

第17条 合格の通知を受けた者は、本学所定の誓約書に保証人連署のうえ、入学に必要な書類および入学金を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

3 入学手続きその他に関しては、別に定める。

(再入学・転入学)

第18条 本学を退学した者が再入学を希望するときは、選考のうえ相当の年次に入学を許可することがある。

2 他の大学の学生、または修了者が、本学に転学または入学を志望する場合には、欠員があるときに限り、選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。

3 他の大学または短期大学(外国の大学または短期大学を含む)を卒業、または中途退学し、新たに本学の第一年次に入学する学生については、教育上有益と認められる場合は、既に修得した授業科目および単位を本学における修得単位として、30単位を超えない範囲内で認定することができる。

(転学および転科)

第19条 本学の学生で他の大学に転学を志望する者は、事由を具して学長に願い出、その許可を受けなければならない。

2 本学の学生で本学の他学科に転科を志望する者は、事由を具して学長に願い出、その許可を受けなければならない。

(退学)

第20条 学生が疾病その他の事由によって退学しようとする場合には、事由を具し保証人連署で、学長に願い出なければならない。

(休学)

第21条 疾病その他の事由で引き続き3か月以上出席することができない場合には、事由を具して学長に願い出、その許可を得て休学することができる。疾病を事由とする休学願には、医師の診断書を添えなければならない。

2 疾病その他の事由によって、学習することが不適当と認められる場合には、学長は休学を命ずることがある。

(休学期間)

第22条 休学期間は、1か年以上にわたることはできない。

2 休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第 23 条 休学期間満了の場合、または休学期間中であってもその事由が消滅した場合には、学長の許可を得て復学することができる。ただし、疾病による事由の場合には、医師の診断書を添えなければならない。

(除籍)

第 24 条 次の各号の 1 に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- 一 第 8 条第 2 項に定める在学年限を超えた者
- 二 指定の期日までに授業料その他の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 三 長期にわたり欠席し、行方不明で連絡できない者
- 四 死亡した者

第 3 節 教育課程および課程修了の認定

(教育課程および授業科目)

第 25 条 本学の教育課程は、別に定める「教育課程編成・実施の方針」に基づき、編成するものとする。

- 2 人間生活学科の授業科目を分けて、教養科目、基礎科目、専門科目とする。
- 3 ヘルスケア栄養学科の授業科目を分けて、教養科目、専門基礎科目、専門科目とする。
- 4 授業科目の種類、単位数等は別表第 1 のとおりとする。

(資格等取得のための授業科目)

第 26 条 人間生活学科キャリア創造専攻は、中学校教諭 2 種免許状(家庭)を取得しようとする学生のために、教育職員免許法に基づく専門科目を置く。

- 2 人間生活学科こども発達専攻は、超遅延教諭 2 種免許状を取得しようとする学生のために、教育職員免許法に基づく専門科目を置く。
- 3 ヘルスケア栄養学科は、栄養教諭 2 種免許状を取得しようとする学生のために、教育職員免許法に基づく専門科目を置く。
- 4 人間生活学科こども発達専攻に在籍し、保育士資格証を取得しようとする学生のために、児童福祉法施行規則に基づく授業科目を置く。
- 5 ヘルスケア栄養学科に在籍し、栄養士免許証を取得しようとする学生のために、栄養士法施行規則に基づく専門科目を置く。
- 6 授業科目の種類、単位数等は、別表第 2 のとおりとする。
- 7 本学の各学科・専攻において取得申請できる免許状および免許証の種類は、次のとおりとする。

人間生活学科キャリア創造専攻

中学校教諭 2 種免許状(家庭)

人間生活学科こども発達専攻

保育士資格証

幼稚園教諭 2 種免許状

ヘルスケア栄養学科

栄養士免許証

栄養教諭 2 種免許状

(授業の方法)

第 27 条 本学における授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれか、またはこれらの併用により行うものとする。

- 2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項の授業の方法により修得する単位数は、30 単位を超えないものとする。

(単位の計算方法)

第 28 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を、45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。ただし本学における授業時間は 45 分をもって 1 時間とする。

一 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

二 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、教室外の学修を考慮して 15 時間の授業をもって 1 単位とすることがある。この科目については別に定める。

三 実験、実習および実技については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、教室外の実習を考慮して 30 時間の授業をもって 1 単位とすることがある。この科目については別に定める。

四 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、前掲各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって 1 単位とする。

五 卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して、単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

(履修科目の登録)

第 29 条 学生は、その履修しようとする選択科目を定めて、あらかじめ学長に届け出なければならない。

2 各学科は学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位について、学生が 1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めることができる。

3 各学科は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(試験および単位の授与)

第 30 条 学生が授業科目を履修した場合には試験を行い、合格した者に対しては単位を与える。

2 試験の方法は筆記試験、口述試験、実技試験および論文とする。ただし、平常点をもって試験に代えることができる。

(学習の評価および評価基準)

第 31 条 授業科目の成績は、S、A、B、C、D をもって表し、S、A、B、C を合格として単位を与える。

2 成績と評価基準は、次のとおりとする。

成 績	評 価
100～90 点	S
89～80	A
79～70	B
69～60	C
59～0	D

(他学科等の授業科目の履修)

第 32 条 教育上有益と認めるときは、本学の他の学科・専攻の授業科目を履修することを認めることがある。その修得した単位は、第 18 条第 3 項および第 33 条で認定された単位数を含めて、30 単位を超えない範囲で、所属学科の授業科目の修得単位として認定することができる。

(他の短期大学または大学における授業科目の履修等)

第 33 条 教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学の授業科目を履修することを認めることがある。その修得した単位は、教授会の議により第 18 条第 3 項および第 32 条で認定された単位数を含めて、30 単位を超えない範囲で、本学における修得単位として認定することができる。

(長期履修生)

第 34 条 学生が職業を有している等の事情により、第 8 条に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程

を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。これに関する規程は別に定める。

第4節 卒業および修了

(卒業の要件)

第35条 卒業に必要な単位数は、次のとおりとする。

一 人間生活学科キャリア創造専攻においては、教養科目は9単位以上、基礎科目は8単位、専門科目は40単位以上で、なおかつ総計で62単位以上とする。

二 人間生活学科こども発達専攻においては、教養科目は10単位以上、基礎科目は4単位以上、専門科目は44単位以上で、なおかつ総計で66単位以上とする。

三 ヘルスケア栄養学科においては、教養科目は8単位以上、専門基礎科目は6単位、専門科目は44単位以上で、なおかつ総計で66単位以上とする。

(卒業の認定)

第36条 別に定める「学位授与の方針」のもと、本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目および単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位授与)

第37条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(資格等科目の単位の取得および修了認定)

第38条 第26条に規定する学生は、第35条第一号に定める単位のほか、教職課程の教科並びに教職に関する専門科目について、所定の単位を取得しなければならない。

2 第26条第2項に規定する学生は、第35条第二号に定める単位のほか、教職課程の教科並びに教職に関する専門科目について、所定の単位を取得しなければならない。

3 第26条第3項に規定する学生は、第35条第三号に定める単位のほか、教職課程の教科並びに教職に関する専門科目について、所定の単位を取得しなければならない。

4 教職課程の履修に関する規程は別に定める。

5 第26条第4項に規定する学生は、第35条第二号に定める単位のほか、児童福祉法施行規則に基づいて本学で定めた保育士課程の授業科目について、所定の単位を取得しなければならない。

6 保育士課程の履修に関する規程は別に定める。

7 第26条第5項に規定する学生は、第35条第三号に定める単位のほか、栄養士法施行規則に基づいて本学で定めた栄養士課程の授業科目について、所定の単位を取得しなければならない。

8 栄養士課程の履修に関する規程は別に定める。

9 第26条の各項に規定する各課程の所定の授業科目および単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が修了の認定を行う。

(卒業の時期)

第39条 卒業の時期は、学年の終わりとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障のないときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を卒業させることができる。

(単位取得証明)

第40条 本学に1年以上在学し、所定の単位を取得した者には、願い出により単位取得の証明を与える。

第5節 入学検定料、入学金、授業料およびその他の学費

(入学検定料)

第41条 本学に入学を志願する者は、所定の入学検定料を納めなければならない。これに関する必要な事項は別に定める。

(入学金)

第 42 条 第 17 条による入学金は 250,000 円とする。ただし、受験生には、減免措置をすることがある。

2 これに関して必要な事項は別に定める。

(授業料)

第 43 条 授業料は年額 620,000 円とし、毎年 4 月 10 日までに納入するものとする。ただし、4 月および 9 月に半期ずつ分納することもできる。

2 授業料の減免措置に関して必要な事項は別に定める。

(施設設備費および実験実習費)

第 44 条 施設設備費および実験・実習等に要する費用は別に徴収する。

(退学・転学・除籍または停学の場合の授業料)

第 45 条 退学、転学、除籍または停学の場合は、その期の授業料を徴収する。ただし、授業料の未納または長期欠席により除籍した場合には、未納の授業料を免除することができる。

(休学・復学の場合の授業料)

第 46 条 休学期間でも第 43 条による授業料は、これを納めなければならない。

2 学期を通じて休学を許可された者については、その期の授業料を徴収しないことがある。ただし、休学者が中途復学した場合は、その期の授業料を徴収する。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第 47 条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料を納付するものとする。

(納付した授業料等)

第 48 条 既納の授業料等は原則として返還しない。

第 6 節 科目等履修生、特別聴講生、聴講生、外国人留学生および高大連携授業科目等履修生

(科目等履修生)

第 49 条 本学所定の学科目の中、1 科目、または数科目を選んで、履修を志望する者がある場合には、当該学科の授業に支障のない限り、選考のうえ科目等履修生として、履修を許可することができる。科目等履修生が履修した授業科目は、試験に合格すれば単位を与える。科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講生)

第 50 条 他の大学または短期大学との協議に基づき、当該大学の学生が本学の開設する授業科目の履修および単位の修得を願い出たときは、所定の手続きを経て、特別聴講生としてその履修を許可することができる。

2 特別聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第 50 条の 2 本学所定の学科目の中の 1 科目または複数の科目の聴講を願い出る者がある場合には、選考の上、聴講生として聴講を許可することができる。聴講生に対しては単位の認定を行わない。

2 聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 51 条 外国人で、入学を志望する者は、その国の公館の紹介状を添えて、願い出なければならない。

2 前項の出願者については、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

3 外国人留学生に対しては、すべて本学則を準用する。

(高大連携授業科目等履修生)

第 52 条 高大連携の協定を締結した高等学校に在籍する生徒で、当該高等学校の校長の推薦により、本学が指定した授業科目(以下、「高大連携授業科目」という)の履修を希望する者がある場合には、当該科目の授業に支障のない限り、選考のうえ、高大連携授業科目等履修生として、履修を許可することができる。履修した生徒が単位認定を希望したときは、本学の単位認定方法に基づいて単位を認定することができる。高大連携授業科目等履修生に関する規程は、別に定める。

第7節 講座の開設

(講座の開設)

第53条 本学は、外部機関の実施する資格の取得を希望する学生のために、講座を開設することがある。これらに関する規程は別に定める。

第8節 職員組織

(職員組織)

第54条 本学に、学長、教授、准教授、助教、講師、助手及び事務職員を置く。また必要に応じて副学長を置くことがある。

- 一 学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 二 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 三 教授、准教授および助教は、学生を教授し、その研究を指導し、かつ研究に従事する。
- 四 講師は、教授、准教授に準ずる職務に従事する。
- 五 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 六 事務職員は、学長の命により、大学の事務を処理する。

(事務組織)

第55条 大学の事務を処理するため、本学に事務部を設け、事務長を置く。

2 事務部の組織および運営については別に定める。

第9節 教授会

(教授会)

第56条 本学に、教授会を置く。教授会は、学長、副学長、教授をもって構成する。

2 教授会には必要に応じて、その他の職員を加えることができる。

3 教授会に関する規則は、別に定める。

第10節 学生の福利厚生

(保健室)

第57条 本学に保健室を設け、学校医、保健教員の指導のもとに、学生の健康管理にあたる。

(体育施設)

第58条 本学に、学生の体育向上に資するため、各種の体育施設を設ける。

(福利厚生施設)

第59条 本学に、学生の福利厚生施設として、集会室、休養室、食堂および購買部等を設ける。

第11節 附属図書館

(附属図書館)

第60条 本学に、附属図書館を置く。附属図書館に関する規程は別に定める。

第12節 附属研究所

(附属研究所)

第61条 本学に、附属研究所を置き、その名称を栄養科学研究所とする。

2 附属研究所に関する規程は別に定める。

第13節 公開講座

(公開講座)

第62条 本学は、一般人の教養を高め、地域文化の向上に資するために、公開講座を設けることがある。

2 公開講座に関する規程は別に定める。

第14節 賞罰

(表彰)

第 63 条 学生として表彰に値する行為がある場合には、学長は教授会の議を経て、これを表彰する。

(懲 戒)

第 64 条 学生が本学の規程に背き、または学生としての本分に反する行為がある場合には、学長は教授会の議を経て、これを懲戒する。懲戒は、訓告、停学および退学とする。

2 前項の退学は、次の各号の 1 に該当する学生に対して行うものとする。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 五 懲戒の手続きについては、別に定める。

第 15 節 細 則

(細 則)

第 65 条 本学則に関する細則は、教授会の議を経て、学長がこれを定める。

附 則

この学則は、昭和 25 年 3 月 14 日制定し、昭和 25 年 4 月 1 日から施行する。

(一部省略)

附 則

1 この学則は、2026 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

人間生活学科キャリア創造専攻の授業科目及び単位数

教養科目

授業科目	単位数	
	必修	選択
日本国憲法		2
心理学		2
日本語表現		2
コンピュータ基礎演習 A	1	
コンピュータ基礎演習 B	1	
情報処理(演習を含む)		2
こどもとプログラミング		1
総合英語 A	1	
総合英語 B	1	
スポーツ理論・実技 A	1	
スポーツ理論・実技 B (ダンス)		1
キャリアデザイン論	2	
ボランティア社会学 (実習を含む)		2
現代社会の課題 A		2
現代社会の課題 B		2

2.基礎科目

授業科目	単位数	
	必修	選択
生活学 (家庭経営学、家族関係学及び家庭経済学を含む)	2	
食生活論 (食品学・栄養学を含む)	2	
住生活論	2	
衣生活論	2	

3.専門科目

授業科目	単位数	
	必修	選択
キャリアデザイン演習		1
キャリア創造特別演習 I	1	
キャリア創造特別演習 II	1	
産学連携プロジェクト		1
イベントプロデュース		2
総合プロジェクト	2	
ビジネス実務 (インターンシップを含む)		3

マーケティング論	2
ビジネススタートアップ	2
マネープランニング	2
SNS リテラシー	1
簿記	2
Web デザイン A	1
Web デザイン B	1
AI とマネジメント	1
TOEIC 基礎	2
ビジネス英語	1
エアライン English	1
コリアンコミュニケーション	2
エアライン空港実務体験A	2
エアライン空港実務体験B	1
マナー・接遇	1
観光学	2
ファッションショー I	2
ファッションショー II	3
ファッション造形(被服実習を含む)	2
ファッションデザイン	2
アパレル企画	2
VMD(演習を含む)	2
ファッションビジネス・販売	2
ブライダルプランニング	2
ブライダル実技	1
ブライダル企画	1
トータルファッション	2
メイク	1
ヘア	1
カラーコーディネート演習	1
調理学	2
健康栄養学	2
応用食品学	2
食品衛生論	2
食生活実習	1
フードデザイン実習	1
フードビジネス・MD	2
フードコーディネート論	2
製菓・製パン実習	1
スイーツアート	1
カフェデザイン	2

保育学	2
医療事務 I	1
医療事務 II	1
医療事務 III	1
調剤薬局事務	1

別表第 1

人間生活学科こども発達専攻の授業科目及び単位数

1. 教養科目

授業科目	単位数	
	必修	選択
日本国憲法		2
心理学		2
日本語表現		2
コンピュータ基礎演習 A	1	
コンピュータ基礎演習 B	1	
情報処理(演習を含む)		2
こどもとプログラミング		1
総合英語 A	1	
総合英語 B	1	
スポーツ理論・実技 A	1	
スポーツ理論・実技 B	1	
キャリアデザイン論		2
ボランティア社会学 (実習を含む)	2	2
現代社会の課題 A		2
現代社会の課題 B		2

2. 教養科目

授業科目	単位数	
	必修	選択
生活学		2
食生活論		2
住生活論		2
衣生活論		2

3. 専門科目

授業科目	単位数	
	必修	選択
教育の心理学		2
保育の心理学	2	
子どもの理解と援助		1
幼児理解 (カウンセリングを含む)	2	

保育原理		2
教師・保育者論		2
幼児教育課程論		2
社会的養護 I		2
社会的養護 II		1
教育原理	2	
子ども家庭支援論	2	
子ども家庭支援の心理学		2
子育て支援		1
子育て支援実践演習		1
乳児保育 I		2
乳児保育 II		1
特別な支援を要する子どもの理解と支援 A		1
特別な支援を要する子どもの理解と支援 B		1
子どもの保健		2
子どもの健康と安全		1
子どもの食と栄養 A		1
子どもの食と栄養 B		1
子ども家庭福祉	2	
社会福祉		2
こどもと読書生活		2
保育の音楽表現		2
保育内容の指導法(情報機器の活用を含む)		2
保育内容の理解と方法(教材の活用を含む)		2
音楽表現法		2
こどもの図画工作		1
幼児体育		1
保育基礎演習		1
生活の基礎	2	
保育内容総論		1
保育内容：健康		1
保育内容：言葉		1
保育内容：人間関係		1
保育内容：環境		1
保育内容：表現（音楽）		1
保育内容：表現（造形）		1
教育方法		2
幼児英語教材演習		1
保育キャリアデザイン A		1

保育キャリアデザイン B		1
保育イベントプランニング		1
キッズダンス（身体表現）		1

別表第 1

ヘルスケア栄養学科の授業科目及び単位数

1. 教養科目

授業科目	単位数	
	必修	選択
日本国憲法		2
健康と運動(理論と実技) A	1	
健康と運動(理論と実技) B	1	
総合英語 A	1	
総合英語 B	1	
コンピュータ基礎演習 A	1	
コンピュータ基礎演習 B	1	
こどもとプログラミング		1
キャリアデザイン(基礎)		2
キャリアデザイン(応用)		2
ボランティア社会学(実習を含む)		2
心理学		2
I C T概論		2
生命科学概論		2
現代社会の課題 A		2
現代社会の課題 B		2

2. 専門科目

授業科目	単位数	
	必修	選択
生物学	2	
化学	2	
基礎の科学	2	

3. 専門科目

授業科目	単位数	
	必修	選択
公衆衛生学	2	
社会福祉概論		2
解剖学		2
栄養生理学(含運動生理学)		2
生化学		2
疾病の成り立ち		2

解剖生理学実験		1
生化学実験		1
食品学総論	2	
食品学各論		2
食品衛生学	2	
食品学実験		1
食品衛生学実験		1
基礎栄養学Ⅰ	2	
基礎栄養学Ⅱ		2
ライフステージ栄養学		2
臨床栄養学概論		2
ライフステージ栄養学実		1
臨床栄養学実習		1
栄養教育論		2
栄養指導論		2
公衆栄養学概論		2
栄養指導実習Ⅰ		1
栄養指導実習Ⅱ		1
調理学	2	
給食計画・実務論		2
食事計画論（演習を含む）		2
調理学実習Ⅰ（含調理学実）	1	
調理学実習Ⅱ		1
給食計画実習		1
給食管理実習Ⅰ		1
給食管理実習Ⅱ		1
給食管理校外実習		2
フードマネージメント論		1
咀嚼・嚥下概論（実習を含む）		1
統合医療入門		1
健康科学概論		2
環境と健康		2
スポーツと栄養学		2
スポーツ科学特論		2
スポーツと食事計画（演習を含む）		2
フードシステムの経済学		2
フードコーディネート論		2
カラーコーディネート論		2
世界の料理と食文化		2
食品加工概論（実習を含む）		1
栄養化学入門		1

食品と保存		1
カフェ&スイーツ		2
メニュー開発		2
食品の鑑別		1
官能評価		1
情報デザイン論		1
ヘルスケア栄養学特別演習ⅠA	0.5	
ヘルスケア栄養学特別演習ⅠB	0.5	
ヘルスケア栄養学特別演習ⅡA	0.5	
ヘルスケア栄養学特別演習ⅡB	0.5	
栄養士基礎演習Ⅰ		0.5
栄養士基礎演習Ⅱ		0.5
栄養士実践演習		1
栄養士総合演習		1
食品イノベーション基礎演習Ⅰ		0.5
食品イノベーション基礎演習Ⅱ		0.5
食品イノベーション実践演習		1
健康サポート基礎演習Ⅰ		0.5
健康サポート基礎演習Ⅱ		0.5
食と生活		2
食生活アドバイザー演習		1

別表第2

教職に関する専門科目及び単位数

中学校教諭 2種免許状（家庭）

授業科目	単位数
教育原理	2
教育心理学	2
特別支援教育論	1
教職概論	2
教育相談	1
家庭科教育法	2
道徳の指導法	1
総合的な学習の時間の指導法	1
特別活動の指導法（教育の方法と技術を含む）	1
教育とICT活用	1
生徒指導・進路指導	2
教職実践演習(中学校)	2
教育実習指導	1
教育実習	4

幼稚園教諭 2種免許状

授業科目	単位数
教師・保育者論	2
教育原理	2
教育の心理学	2
特別な支援を要する子どもの理解と支援 A	1
特別な支援を要する子どもの理解と支援 B	1
幼児教育課程論	2
保育内容総論	1
保育内容：健康	1
保育内容：言葉	1
保育内容：人間関係	1
保育内容：環境	1
保育内容：表現（音楽）	1
保育内容：表現（造形）	1
保育内容の指導法(情報機器の活用を含む)	2
保育内容の理解と方法(教材の活用を含む)	2
保育基礎演習	1
教育方法	2
幼児理解（カウンセリングを含む）	2
教職実践演習（幼稚園）	2
幼稚園実習指導	1
幼稚園実習	4

栄養教諭 2種免許状

授業科目	単位数
栄養教諭教育論	2
教職概論	2
教育原理	2
教育心理学	2
特別支援教育論	1
道徳の指導法	1
特別活動の指導法(教育の方法と技術を含む)	1
総合的な学習の時間の指導法	1
生徒指導論	1
教育相談	1
教職実践演習(栄養教諭)	2
栄養教育実習指導	1
栄養教育実習	1

別表第 2

保育士課程の授業科目及び単位数

教養科目

授業科目	単位数	
	必修	選択
日本国憲法		2
心理学		2
日本語表現		2
コンピュータ基礎演習 A	1	
コンピュータ基礎演習 B	1	
情報処理(演習を含む)		2
こどもとプログラミング		1
総合英語 A	1	
総合英語 B	1	
スポーツ理論・実技 A	1	
スポーツ理論・実技 B	1	
キャリアデザイン論	2	
ボランティア社会学(実習を含む)		2
現代社会の課題 A		2
現代社会の課題 B		2

専門科目

授業科目	単位数
教育の心理学	2*
保育の心理学	2
子どもの理解と援助	1
幼児理解（カウンセリングを含む）	2*
保育原理	2
教師・保育者論	2
幼児教育課程論	2
社会的養護 I	2
社会的養護 II	1
教育原理	2
子ども家庭支援論	2
子ども家庭支援の心理学	2
子育て支援	1
子育て支援実践演習	1*
乳児保育 I	2
乳児保育 II	1
特別な支援を要する子どもの理解と支援 A	1

特別な支援を要する子どもの理解と支援 B	1
子どもの保健	2
子どもの健康と安全	1
子どもの食と栄養 A	1
子どもの食と栄養 B	1
子ども家庭福祉	2
社会福祉	2
こどもと読書生活	2*
保育の音楽表現	2*
保育内容の指導法(情報機器の活用を含む)	2
保育内容の理解と方法(教材の活用を含む)	2
音楽表現法	2*
こどもの図画工作	1*
幼児体育	1*
保育基礎演習	1
生活の基礎	2*
保育内容総論	1
保育内容：健康	1
保育内容：言葉	1
保育内容：人間関係	1
保育内容：環境	1
保育内容：表現（音楽）	1
保育内容：表現（造形）	1
教育方法	2*
幼児英語教材演習	1*
保育キャリアデザイン A	1*
保育キャリアデザイン B	1*
保育イベントプランニング	1*
キッズダンス（身体表現）	1*
保育実習指導 I	2
保育実習指導 II	1
保育実習 I	4
保育実習 II	2
教職実践演習（幼稚園）	2

選択必修科目（*印）からは、6単位以上を選択して修得すること

別表第 2

栄養士課程の授業科目及び単位数

区分	授業科目	単位数
社会生活と健康	公衆衛生学	2
	社会福祉概論	2
人体の構造と機能	解剖学	2
	栄養生理学（含運動生理学）	2
	生化学	2
	疾病の成り立ち	2
	解剖生理学実験	1
	生化学実験	1
食品と衛生	食品学総論	2
	食品学各論	2
	食品衛生学	2
	食品学実験	1
	食品衛生学実験	1
栄養と健康	基礎栄養学 I	2
	基礎栄養学 II	2
	ライフステージ栄養学	2
	臨床栄養学概論	2
	ライフステージ栄養学実習	1
	臨床栄養学実習	1
栄養の指導	栄養教育論	2
	栄養指導論	2
	公衆栄養学概論	2
	栄養指導実習 I	1
	栄養指導実習 II	1
給食の運営	調理学	2
	給食計画・実務論	2
	食事計画論（演習を含む）	2
	調理学実習 I（含調理学実験）	1
	調理学実習 II	1
	給食計画実習	1
	給食管理実習 I	1
	給食管理実習 II	1
給食管理校外実習	2	

昭和学院短期大学学位規程

平成 17 年 11 月 9 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条及び昭和学院短期大学学則(以下「学則」という。) 第 37 条の規定に基づき、昭和学院短期大学(以下「本学」という。) において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

(付記する専攻分野)

第 2 条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

人間生活学、ヘルスケア栄養学

(学位授与の要件)

第 3 条 短期大学士の学位は、学則第 36 条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第 4 条 教授会は、卒業を認定したときは、その結果を文書により学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に基づき、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第 5 条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「昭和学院短期大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第 6 条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があつたときは、教授会の議を経て当該学位を取消することができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

附 則

この規程は、平成 17 年 12 月 10 日より施行する。

昭和学院短期大学長期履修生規程

平成 19 年 1 月 17 日制定

2024 年 4 月 1 日改定

(目的)

第 1 条 この規程は、昭和学院短期大学における長期履修生に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 長期履修生とは昭和学院短期大学学則第 34 条に基づき、短期大学の課程を 3 年、又は 4 年をかけて履修し卒業する者のことをいう。

(対象者)

第 3 条 長期履修生を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当し、修業年限で卒業することが困難であると認められる入学を志願する者および本学に在籍する学生とする。

(1) 職業を有する者(フルタイム、パートタイム、自営業など。単発的な就労を除く。)

(2) 育児、介護の事情を有する者

(3) 病気等その他やむを得ない事情を有する者

(申請手続)

第 4 条 長期履修生を申請する者は、次の各号のとおり申請する。その手続の際に修業年限を申し出なければならない。

- (1) 入学を志願する者は、出願時に申請する。
- (2) 本学に在籍する学生は、申請書の提出をする。

(申請許可)

第5条 長期履修生の申請があったときは、本学教授会の議を経て、学長が許可する。

(修業年限)

第6条 修業年限は3年又は4年とする。ただし、休学期間は在学期間に算入しない。

(在学年限)

第7条 前条で申請した修業年限内で、卒業に必要な単位が修得できない時は、在学年限4年の限度内で延長することができる。しかし、長期履修生としての身分は停止することとなり、授業料等は学則第8条に定める修業年限2年の学生と同じ扱いとなる。

(長期履修期間の短縮)

第8条 長期履修生が、当該期間の短縮を希望する場合は、「長期履修期間短縮申請書」を、希望する修了学期の履修登録確定日までに、所属学科専攻教務へ提出しなければならない。申請があった場合は、教授会の議を経て、学長が許可するものとする。

(授業料)

第9条 授業料等については、学則第43条及び第44条に定める授業料等の2年間の合計額を修業年限により等分に分割し、分納することができる。但し、本規程第7条により短縮が認められた場合は、指定の期日までに全額納めるものとする。

附 則

この規程は平成19年4月1日より施行する。

この規程は2021年4月1日より施行する。

この規程は2024年4月1日より施行する。

昭和学院短期大学外国人留学生規程

平成19年4月1日制定

一部省略

平成28年4月1日改正

(趣 旨)

第1条 この規程は、昭和学院短期大学学則第51条の規定に基づき、外国人留学生に関し必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において「外国人留学生」とは、日本の国籍を有しない者で日本の大学において教育を受ける目的をもって入国し、選考によって昭和学院短期大学に入学を許可された外国人留学生をいう。

(区 分)

第3条 前条に定める外国人留学生の区分は、次のとおりとする。

- (1)本短期大学の学生
- (2)科目等履修生
- (3)特別聴講生

(入学資格)

第4条 外国人留学生として入学することができる者は、次の各号に該当し、学則、科目等履修生規程、特別聴講生規程に定めるそれぞれの入学資格を有する者であって、本学の選考に合格した者とする。

(1)外国において、学校教育における12年間の課程を修了した者。又は、これに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者。

(2)出入国管理及び難民認定法に定められる「留学」の在留資格を有する者。

(入学時期)

第5条 外国人留学生の入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の出願)

第6条 学生又は科目等履修生として入学を志願する者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて願出しなければならない。最終出身学校に係る書類は、英語または日本語の訳文を添付すること。

(1)入学願書

(2)最終出身学校の卒業(修了)証明書(見込証明書を含む。)

(3)最終出身学校の成績証明書

(4)現に日本に居住している者は、在留カード(両面)とパスポート(顔写真、氏名、生年月日の記載のあるページ)のコピー

(5)国籍を有する国の公館の紹介状

(6)最終出身学校の長又は関係教員の推薦書(日本在住の場合を除く)

(7)我が国に居住する保証人の公的証明書(住民票など)

(8)健康診断書

(9)日本語能力を示す証明書

(10)その他、必要と認める書類

(入学者の選考)

第7条 入学者の選考は、別に定めるところにより行い、合格者は教授会の議を経て学長が決定する。

(入学手続及び入学許可)

第8条 前条の選考の結果、合格した者は、所定の書類を指定の期日までに提出するとともに、入学金を納めなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可し、入学許可書を交付する。

3 入学を許可された者は、授業料を所定の期日までに納めなければならない。

4 入学を許可された者が、所定の期日までに入国できないときは、入学の許可を取り消すことがある。

(授業料)

第9条 入学を許可された者は、本学学則で定める授業料を、所定の期日までに納めなければならない。

2 前項の授業料は、本人の申し出により、その30%を減免することがある。ただし、私費留學生で、学生生活において経済的に困窮しているものに限る。

(学位記等)

第10条 外国人留學生が所定の課程等を修了したときは、学生については短期大学士学位記、科目等履修生及び特別聴講生については単位修得証明書を交付することができる。

(学則等の準用)

第11条 外国人留學生については、この規程に定めるもののほか、学則その他学生に関する諸規程等の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(一部省略)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

昭和学院短期大学科目等履修生規程

平成 4 年 4 月 1 日制定

2024 年 3 月 1 日改正

第 1 条 昭和学院短期大学学則第 49 条に基づき、科目等履修生に関する規程を次のとおり定める。

第 2 条 本学所定の学科目の中、一科目または数科目を選んで履修を志望するものがある場合には、当該学科の授業に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として履修を許可することができる。

第 3 条 科目等履修生としての履修を志願することのできる者は、高等学校卒業生又はこれと同等以上の学力がある者でなければならない。

第 4 条 科目等履修生として履修を志願する者は、履修しようとする科目及び期間を記載した履修願書に履歴書、健康診断書、最終出身学校成績証明書及び検定料 15,000 円を添えて提出しなければならない。

第 5 条 科目等履修生の履修の始期は、学期の始めとする。

第 6 条 科目等履修生の履修期間は、原則として一年以内とする。ただし、事情によっては延長することができる。

第 7 条 科目等履修生の入学料は 30,000 円、授業料は 1 単位につき 10,000 円とし、所定の期日までに納付しなければならない。ただし、下記の者については入学料を免除とする。

- (1) 本学の卒業見込み者
- (2) 本学および昭和学院栄養専門学校の卒業生
- (3) 法人内各学校の教職員（過去の在勤を含む）
- (4) 法人内各学校の在校生・卒業生及びその保護者

第 8 条 既納の検定料、入学料及び授業料は、原則として返却しない。

附 則

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日より施行する。

（一部省略）

この規程は、2024 年 3 月 1 日より施行する。

昭和学院短期大学授業料減免規程

平成 26 年 4 月 1 日制定

2022 年 4 月 1 日改定

（趣 旨）

第 1 条 この規程は、昭和学院短期大学（以下「本学」という。）の「学則」、「入学に際しての手続き及び提出書類等に関する細則」及び「授業料等学納金及びその他の経費に関する規程」

に基づく本学 2 年次の学生授業料の減免について定める。

（減免の対象者）

第 2 条 本学第 2 年次の学生の授業料を、第 3 条に定める選考委員会の議を経て、次の基準により減免することができる。なお、対象者は 5 名以内とする。長期履修生は対象外とする。

	金 額	減 免 額	減免の要件
授業料	620,000 円／年	授業料の2分の1 (310,000 円) を限度とする。ただし、高等教育の修学支援制度による授業料等減免対象者の場合は、制度適用後の授業料納入額を限度とする。	1. 家計の基準額は独立行政法人日本学生支援機構の第二種奨学金の家計基準以内であること。 2. 学業成績が特に優秀であること。 3. 授業態度が優れていること。 4. 本学において、模範的な学生であること。

(選考委員会)

第3条 本学に入学金及び授業料の減免を対象とする者を選考する委員会（以下「選考委員会」という。）を設ける。

2 選考委員会の委員は、連絡協議会委員及び法人事務局長とし、委員長を学長が務める。

(申請手続)

第4条 減免の申請をしようとする者は、定められた期間内に授業料を納入したのち、減免申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）に別表第1の対象者の欄又は第2の対象者の欄に掲げる事由（以下「減免事由」という。）に該当することを証する書類を添えて、本学が指定する日までに学長に提出しなければならない。ただし、学長がやむを得ない特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(決 定)

第5条 学長は、申請書を受理し、減免の決定をした場合、減免決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。減免の決定した学生には、当該の授業料を返還または請求する。

(減免事由の消滅)

第6条 減免を行う旨の決定を受けたのち当該減免事由が消滅した者は、直ちに減免事由消滅届（様式第3号）を学長に提出しなければならない。

(決定の取り消し)

第7条 学長は、前条の規定による届け出があったとき若しくは減免事由が消滅したことが判明したとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、減免を行う旨の決定を取り消すことができる。

(1) 本学学則第65条第1項（以下「学則」という。）の規定により懲戒処分を受けたとき。

(2) 申請書またはこれに添付した書類に虚偽又は不実の記載があったとき。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、減免に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 本規程は、平成26年4月1日より施行し、平成26年度分以降の減免等について適用する。
一部省略

附 則 本規程は2022年4月1日から施行し、2021年度入学生より適用する。

(目的)

第 1 条 この規程は、昭和学院短期大学学則第 65 条に規定する学生の懲戒に関して必要な事項を定める。

(懲戒の種類)

第 2 条 懲戒の種類は、つぎのとおりとする。

- 一 退学 退学させ、再入学は認めない。
- 二 停学 6 か月以内の有期停学または無期停学とし、この間の登学及び本学学生としての活動を禁止する。
- 三 訓告 注意を与え、戒める。

(その他の教育的措置)

第 3 条 学長は、前条に規定する懲戒のほか、教育的措置として、口頭または文書による厳重注意を行うことがある。

(懲戒等の判断基準)

第 4 条 懲戒等の要否の決定に当たっては、次に掲げる事項を総合的に考慮するものとする。また、懲戒により学生に課せられる不利益は、懲戒目的を達成するために必要な限度にとどめるものとする。

- 一 非違行為の動機、態様及び結果
- 二 故意又は過失の程度
- 三 被害を受けた者の精神的苦痛を含めた被害の程度
- 四 他の学生及び社会に与える影響
- 五 過去の非違行為の有無
- 六 非違行為後の対応

2 懲戒等に該当する行為には、犯罪行為のほか、自身の過失による交通事故・違反、試験による不正行為等が含まれる。

(調査委員会の設置)

第 5 条 学科・専攻長は、学生の懲戒に該当する行為(以下「事案」という)に関する情報を知り得たときは、直ちに学長に報告するとともに、その事案に関する調査を行うための学生懲戒調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置するものとする。

(調査委員会の組織)

第 6 条 調査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 学生当該学生の所属する学科・専攻長
- 二 教育サービスセンター長
- 三 学生生活支援センター長

2 調査委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

(謹慎)

第 7 条 学長は、当該事案が第 2 条第一号の退学または同条第二号の停学に該当することが明白であると認めた場合は、懲戒処分決定前に謹慎を命ずることができるものとする。この場合、謹慎期間は 1 か月を超えないものとする。

2 前項により謹慎を命じた場合は、登学及び本学学生としての活動を制限する。また、謹慎の期間は停学期間に算入できるものとする。

(調査)

第 8 条 調査委員会は非公開とし、慎重かつ速やかに当該事案にかかる事案調査を行うものとする。

2 調査委員会は、当該学生に対し、調査する旨を告知するものとする。

3 調査委員会は、当該学生または関係者から事情もしくは意見を聴取し、必要と認める場合は、資料の提出を求めることができるものとする。

4 調査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

5 調査委員会は、速やかに調査結果を学科・専攻長に報告するものとする。

(懲戒案等)

第9条 当該学生の所属する学科・専攻会は、調査委員会の報告に基づき、当該事案を審議し、懲戒の要否、懲戒案及び審議経過等を明記した報告書を作成し、学長に報告するものとする。

(学生の弁明)

第10条 当該学生の所属する学科・専攻会は、当該学生に対し、処分案の内容を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えるものとする。この場合において、当該学生が正当な理由なく口頭による弁明の場に出席しなかった場合または弁明書を提出しなかった場合には、弁明する権利を放棄したとみなす。

2 当該学生の所属する学科・専攻会は、当該学生からの弁明が妥当であると判断した場合には、学長に報告するとともに、調査委員会に再調査を指示することができるものとする。

(懲戒の決定)

第11条 学科・専攻長は、作成した懲戒案を教授会に付議するものとする。

2 学長は、教授会の議を経て、懲戒の種類及び程度を決定するものとする。

(懲戒処分の通知)

第12条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、懲戒処分書(別紙様式1)を当該学生に交付することにより通知するものとする。

2 第7条2項の謹慎が適用されている場合で、決定した懲戒が停学の場合の発効日は、謹慎の初日とすることができる。

(懲戒に関する記録)

第13条 懲戒処分を行った場合は、その内容を学籍簿に記録するものとする。ただし、成績証明書及び推薦書等にはその内容を記載しないものとする。

(再審査)

第14条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、その証拠となる資料を添えて、再審査請求書(別紙様式2)により学長に再審査を請求することができる。

2 学長は、再審査の必要があると認めるときは、再度、調査委員会の設置を指示するものとする。この場合の再審査は、第5条から第10条に規定する手続きを経るものとする。

3 再審査の請求は、懲戒処分の効力を妨げないものとする。

(停学処分中の指導等)

第15条 停学処分中又は謹慎中の学生に対しては、反省文及び日誌の作成を課すとともに、定期的な面談の実施等、適切な指導を行うものとする。

2 有期停学の期間が、履修手続きの期間にかかるときは、当該学生に対し履修登録を認めるものとする。

(無期停学の解除)

第16条 無期停学の解除は、指導教員等の解除申請に基づき、当該学生の所属する学科・専攻会の発議により、教授会の議を経て学長が決定する。

2 当該学生の所属する学科・専攻会の発議は、当該学生の悔悟の情が顕著で、学習意欲があると認められる場合に行うものとする。

3 無期停学は、6か月を経過した後でなければ、解除することができない。

4 学長が無期停学の解除を決定した場合は、当該学生に対し、文書により通知するものとする。

(懲戒処分と学籍異動等)

第 17 条 学長は、事案を既に確認している場合で、懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分決定前に退学(自主退学)の願い出があったときは、この願い出を受理しないものとする。

2 学長は、懲戒対象行為を行った学生から、停学の懲戒処分決定後に退学(自主退学)の願い出があった場合は、この願い出を受理し、教授会の議を経て、退学を許可することができるものとする。

3 学長は、停学中の学生から休学の願い出があった場合は、この願い出を受理しないものとする。

4 休学中の学生が停学処分となった場合は、当該学生の停学期間中の休学を認めないものとする。

5 停学期間は、在学期間に含め、修業年限は含めないものとする。ただし、停学期間が 1 か月以内の場合には、修業年限には含めることができるものとする。

(逮捕・拘留時の取扱い)

第 18 条 学生が逮捕・拘留され、大学が本人に接見することができない状況であっても、懲戒処分が妥当であると判断した場合は、懲戒処分を行うことができるものとする。

(雑 則)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、2024年4月1日から施行する。

昭和学院短期大学附属図書館規程

昭和 57 年 11 月 20 日制定

平成 25 年 4 月 1 日改正

(趣 旨)

第 1 条 昭和学院短期大学学則第 61 条に基づき、附属図書館規程を次のように定める。

(目 的)

第 2 条 昭和学院短期大学附属図書館(以下、「図書館」という。)は、図書館資料を収集、管理し、本学の職員及び学生の利用に供することを主たる目的とする。

(組 織)

第 3 条 図書館には図書館長またはこれに相当するもの(以下、「館長」という。)及び事務職員(以下、「図書館職員」という。)を置く。

2 館長は、図書館センター長が兼務する。

3 図書館職員は司書及び事務職員とし、その選任は学長がこれを行う。

第 4 条 館長は、図書館の管理及び運営を総括する。

2 図書館職員は、図書館の業務に従事する。

(図書館運営委員会)

第 5 条 図書館に関する重要事項を審議するため、図書館運営委員会を置く。

2 図書館運営委員会に関し、必要な事項は別に定める。

(図書館資料の範囲)

第 6 条 図書館においては、次の各号に掲げる種類の資料を収集・管理し、閲覧に供する。

(1) 図書

(ア) 一般教育、専門教育に必要な学生用図書

- (イ) 専門学術図書及び共通基本図書
- (ウ) 教養及び自由読書に供する図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 視聴覚資料
- (4) その他の資料
- (図書館資料の収集・管理)

第7条 前条で定めた図書館資料の収集は、購入及び寄贈による。

2 図書館資料の収集・管理に関し、必要な事項は別に定める。

(図書館資料の利用及び制限)

第8条 図書館は学内利用者に対し、図書館資料及び施設の公平な活用を図らなければならない。

2 図書館は、図書館利用の趣旨に反した行為のあったものに対し、利用の制限又は禁止することができる。

3 図書館利用規程は、別に定める。

(相互協力)

第9条 図書館は利用者のため、広く他大学図書館と協定したうえ、閲覧、複写、貸借等の相互協力を図るものとする。

2 図書館は、所蔵していない図書館資料を他大学図書館等に利用の依頼を行うことができる。なお、利用については、当該図書館の定めるところに従うものとする。

3 他大学等から図書館利用の申し出があるとき、館長は図書館の利用状況を考慮の上、閲覧、複写、貸出等を許可することができる。

(弁償等)

第10条 図書館資料及び図書館設備・図書館システムに損害を与えた者は、これを弁償しなければならないことがある。

2 前項の行為が利用者の資料の管理に問題があったと判断される場合、館長は、損害を与えた者に弁償させることができる。

(個人情報の保護)

第11条 学校法人昭和学院個人情報保護基本方針に基づき、利用者情報の目的外使用を禁止し、情報を保護する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、昭和57年11月20日より施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する

昭和学院短期大学附属図書館利用規程

平成18年6月15日制定

一部省略

平成29年3月3日改正

(目的)

第1条 この規程は、昭和学院短期大学附属図書館規程第8条に基づき、図書館利用について定める。

(利用者の範囲)

第2条 図書館を利用できるもの(以下、「利用者」という。)は、次のとおりとする。

(1)本学教職員

(2)本学学生

(3)図書館長(以下「館長」という)が許可した者

(開館日)

第3条 図書館は、次の各号に掲げる日を除き、開館するものとする。

(1)土曜日

(2)日曜日

(3)国民の祝日に関する法律に定める休日

(4)夏季、冬季及び春季の各休業日のうちの一定期間

(5)蔵書点検の期間

2 前項の規程にかかわらず、館長は、特に必要と認めた場合、開館日または休館日を変更することができる。その場合は、その都度これを掲示する。

(開館時間)

第4条 開館時間は次のとおりとする。

(1)月・火・木・金曜日 午前9時から午後6時

(2)水曜日 午前9時から午後5時

(3)夏季、冬季及び春季の各休業中の開館時間は、別に定める

2 館長は、前項各号に定める開館時間を臨時に変更することができる。その場合は、その都度これを掲示する。

(館内閲覧)

第5条 図書館資料(以下「資料」という)は、閲覧室内において自由に閲覧することができる。閲覧後の資料は必ず、所定の場所に返しておかなければならない。

(貸出)

第6条 利用者は、次の各号に掲げるものを除き、所定の手続きを経て資料を館外に借り出すことができる。

(1)稀覯図書

(2)参考図書

(3)新聞雑誌等逐次刊行物の新刊号

(4)その他図書館において特に指定したもの

2 館長は、特別の事情がある場合、前項各号の館外貸出を認めることがある。

3 貸出しした資料は、転貸してはならない。

(貸出冊数および期間)

第7条 館外に貸出のできる冊数および期間の限度は、次のとおりとする。

(1)本学学生 5冊 2週間

(2)本学教職員 50冊 6ヶ月

(3)相互協力による他図書館 相互協力の取り決めによる

(4)その他、館長の許可を受けたもの その都度指定

(5)雑誌の貸出期間は、1週間とする。ただし新刊号の貸出しは行わない。

2 前項第2号の貸出期間中においても、他の利用者から申し出があった場合、館長は返却を求めることができる。

3 第1項1号の利用者が、貸出期間を超えて引き続き借用しようとするときは、予約がない場合に限り、所定の手続きを経て1回のみ1週間貸出しを更新することができる。ただし、返却期限内に継続手続きをした資料に限る。

(予約)

第8条 貸出中の資料を利用したい場合は、貸出しの予約をすることができる。ただし、当該図書の返却済みの連絡をした日を含めて1週間以内に利用されなかったときは、予約を解除する。

(返 却)

第9条 貸出しを受けた資料は、期間内に返却しなければならない。

2 図書館は返却期限を過ぎても資料を返却しない者に対し、以下のサービスを停止することとする。

(1)遅れた日数分の資料の貸出

(2)資料貸出の更新、予約

3 次の各号に該当する者は、貸出期間中においても、ただちに資料を返却しなければならない。

(1)学 生 卒業、休学、退学するとき

(2)教職員 転籍、休職、退職するとき

(3)資料の点検その他の理由により、館長が必要と認めるとき

(レファレンス・サービス)

第10条 利用者は次のレファレンス・サービスを受けることができる。

(1)図書館資料及び施設の利用指導

(2)図書館資料の所在及び所蔵についての調査及び援助

(3)文献及び情報検索についての調査及び援助

(複 写)

第11条 資料の複写は所定の手続きにより行うことができる。ただし、次のものは複写することができない。

(1)著作権法に抵触するもの

(2)館長が不相当と認めたもの

2 資料の複写については、別に定める。

(相互利用)

第12条 学内者が研究、教育及び学習上必要とするため、他大学の図書館及び資料を利用しようとする場合は、職員に申し出て、所定の手続きを経なければならない。

(1)館長は、必要に応じて当該機関に対して利用依頼を行う

(2)経費は利用者負担とする

2 他大学の図書館から次のような利用申込があった場合、学内利用に支障のない範囲内において、これを処理するものとする。

(1)閲覧

(2)相互貸借

(3)文献複写

(館内規律)

第13条 利用者は、図書館に関する諸規程、館長及び図書館職員が指示する事項を守らなければならない。

(罰 則)

第14条 館長は、前条の規程に違反した者に対して、図書館の利用を制限または停止することができる。

(細 則)

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年6月15日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

昭和学院短期大学教職課程履修規程

平成 18 年 4 月 1 日制定

一部省略

2023 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、学則第 38 条第 4 項の規定により、教育職員免許法及び同法施行規則に基づき、本学における教職課程の履修に関する事項を定めることを目的とする。

(免許)

第 2 条 本学において取得申請できる免許状の種類は、第一号、第二号、第三号に掲げるとおりとする。

一 人間生活学科キャリア創造専攻 中学校教諭 2 種免許状(家庭)

二 同 こども発達専攻 幼稚園教諭 2 種免許状

三 ヘルスケア栄養学科 栄養教諭 2 種免許状

(教職課程の履修費)

第 3 条 学則別表第 2 に定める教職に関する専門科目を履修する者は、所定の期日までに各免許に応じた教職課程履修費を納入しなければならない。

(教員免許状取得に関する授業科目及び単位の取得)

第 4 条 教職課程を履修する者は、学則第 35 条の卒業要件によるほか、教育職員免許法施行規則に定める教育内容に基づく授業科目の所定の単位を修得しなければならない。

2 教職課程の授業科目の種類、単位数等は学則別表第 2 のとおりとする。

(教育実習の履修)

第 5 条 教育実習の履修については、別に定める。

(細則)

第 6 条 この規程の施行に必要な細則は、教授会の議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

(一部省略)

この規程は、2023 年 4 月 1 日より施行する。

昭和学院短期大学教職課程履修規程細則

平成 19 年 2 月 7 日制定

一部省略

2025 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この細則は、昭和学院短期大学教職課程履修規程第 6 条の規定に基づき、本学の教職課程の履修に関し必要な事項を定めるものである。

(単位数及び科目)

第 2 条 人間生活学科キャリア創造専攻学生が別表 1 に示す科目の単位を修得することにより、教育職員免許法に定める中学校教諭 2 種免許状(家庭)が与えられる。

2 人間生活学科こども発達専攻学生が別表 2 に示す科目の単位を修得することにより、教育職員免許法に定める幼稚園教諭

2 種免許状が与えられる。

3 ヘルスケア栄養学科学生が栄養士免許証の取得を前提として、別表 3 に示す科目の単位を修得することにより、教育職員免許法に定める栄養教諭 2 種免許状を取得する資格が与えられる。

4 ただし、他学科・専攻の学生が第一項または第二項の免許状取得のための要件を満たした場合、当該免許状の申請をすることができる。

(教育実習等)

第 3 条 教育実習等については、昭和学院短期大学教育実習等規程によるもののほか、取得免許状ごとに実施要項を別に定める。

(介護等体験)

第 4 条 中学校教諭免許状を取得するために、原則として 1 年次に 2 日間の養護等特別支援学校体験及び 5 日間の社会福祉施設における介護等体験を行う。ただし、これらは履修単位に含まれない。

(雑 則)

第 5 条 この細則に定めるもののほか、教職課程の履修に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(一部省略)

この細則は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

(別表 1)中学校教諭 2 種(家庭)

◇教科及び教科の指導法に関する科目(15)◇	◇教職に関する科目(21)◇	◇教職に必要な科目(8)◇
<ul style="list-style-type: none">● 生活学(家庭経営学、家族関係学及び家庭経済学を含む)(2)● 食生活論(食品学・栄養学を含む)(2)● 住生活論(2)● 衣生活論(2)● ファッション造形(被服実習を含む)(2)● 食生活実習(1)● 保育学(2)● 家庭科教育法(2)	<ul style="list-style-type: none">● 教育原理(2)● 教育心理学(2)● 教職概論(2)● 教育相談(1)● 道徳の指導法(1)● 総合的な学習の指導法(1)● 特別活動の指導法(教育の方法と技術を含む)(1)● 生徒指導・進路指導(2)● 教育と ICT 活用(1)● 特別支援教育論(1)● 教職実践演習(中学校)(2)● 教育実習指導(1)● 教育実習(4)	<ul style="list-style-type: none">● 日本国憲法(2)● スポーツ理論・実技 A(1)● スポーツ理論・実技 B(ダンス)(1)● 総合英語 A(1)● 総合英語 B(1)● コンピュータ基礎演習 A(1)● コンピュータ基礎演習 B(1)

(別表 2)幼稚園教諭 2 種

<p>領域及び保育内容の指導法に関する科目 (12) ◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育内容：健康(1) ・ 保育内容：人間関係(1) ・ 保育内容：環境(1) ・ 保育内容：言葉(1) ・ 保育内容：表現(音楽) (1) ・ 保育内容：表現(造形) (1) ・ 保育内容総論(1) ・ 保育基礎演習(1) * ・ 保育内容の指導法(情報機器の活用を含む)(2) ・ 保育内容の理解と方法(教材の活用を含む)(2) ・ 保育の音楽表現 (2) * 	<p>教職に関する科目 (21)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教師・保育者論 (2) ・ 教育原理 (2) ・ 教育の心理学 (2) ・ 特別な支援を要する子どもの理解と支援 A (1) ・ 特別な支援を要する子どもの理解と支援 B (1) ・ 幼児教育課程論 (2) ・ 教育方法(2) ・ 幼児理解(カウンセリングを含む) (2) ・ 教職実践演習(幼稚園) (2) ・ 幼稚園実習指導 (1) ・ 幼稚園実習(4) 	<p>◇ 教職に必要な科目 (8) ◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本国憲法 (2) ・ スポーツ理論・実技 A (1) ・ スポーツ理論・実技 B (1) ・ 総合英語 A (1) ・ 総合英語 B (1) ・ コンピュータ基礎演習 A (1) ・ コンピュータ基礎演習 B (1)
--	--	---

*2 科目から 1 単位以上修得する。

(別表 3)栄養教諭 2 種

<p>◇栄養に係る教育に関する科目 (2) ◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 栄養教諭教育論 (2) 	<p>◇教職に関する科目(16)◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教職概論 (2) ● 教育原理(2) ● 教育心理学(2) ● 特別支援教育論(1) ● 道徳の指導法(1) ● 特別活動の指導法 (教育の方法と技術を含む) (1) ● 総合的な学習の時間の指導法 (1) ● 生徒指導論(1) ● 教育相談(1) ● 教職実践演習(栄養教諭) (2) ● 栄養教育実習指導(1) ● 栄養教育実習(1) 	<p>◇教職に必要な科目(8)◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本国憲法(2) ● 健康と運動(理論と実技) A(1) ● 健康と運動(理論と実技) B(1) ● 総合英語 A(1) ● 総合英語 B(1) ● コンピュータ基礎演習 A(1) ● コンピュータ基礎演習 B(1)
---	--	---

昭和学院短期大学教育実習等規程

平成 19 年 3 月 6 日制定

2021 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、昭和学院短期大学教職課程履修規程第 5 条に基づき、教育職員免許状を取得するために必要な教育実習等に関する事項について定める。

(教育実習の種類)

第 2 条 ここで教育実習等とは、中学校教諭(家庭)免許状を取得するために必要な中学校における教育実習(以下「教育実習」という。)、幼稚園教諭免許状を取得するために必要な幼稚園実習(以下「幼稚園実習」という。)、栄養教諭免許状を取得するために必要な小学校又は中学校における栄養教育実習(以下「栄養教育実習」という。)の総称をいう。

(単位の取扱い)

第 3 条 教育実習等の単位数、期間及び実習学校の種別は、次の表のとおりとする。

免許状の種類	単位数	実習期間	実習学校	備考
中学校教諭 2 種免許状	4 単位	3 週間	中学校等	実習期間には、事前・事後の指導及び観察を含む。
幼稚園教諭 2 種免許状	4 単位	4 週間	幼稚園	
栄養教諭 2 種免許状	1 単位	1 週間	給食を実施する小学校又は中学校	

2 前項の表のほか、教育実習等に係る授業科目として、中学校教諭免許状のために教育実習指導、幼稚園教諭免許状のために幼稚園実習指導、栄養教諭免許状のために栄養教育実習指導をそれぞれ 1 単位として設置する。

(教育実習の時期)

第 4 条 教育実習等は、原則として第一号、第二号、第三号に掲げる時期に行うものとする。

- 一 教育実習は、卒業年次に行う。
- 二 幼稚園実習は、1 年次及び 2 年次の 2 年間を通じて行う。
- 三 栄養教育実習は、卒業年次に行う。

(履修の条件)

第 5 条 教育実習等が行われるまでに、教育実習、幼稚園実習、栄養教育実習及び通年科目以外の教職に関する科目の単位を修得しているか、又は修得の見込みがなければならない。

2 教育実習等を行うものは、卒業の見込みがあるものとする。

(教育実習委員会)

第 6 条 教育実習等を行うために、取得免許状の種別ごとに教育実習に係る実施委員会(以下、「教育実習委員会」という。)を設ける。

2 教育実習委員会の委員長及び委員は、学長が指名する。

3 教育実習委員会は、次の各号の事項について、連絡調整、協議、決定事務を取扱う。

- ① 教育実習等施設の決定事務及び連絡
- ② 実習生の決定
- ③ その他教育実習等の実施に係る細目等の決定
- ④ 単位認定資料の作成
- ⑤ 教員免許申請に関すること

(成績評価)

第 7 条 教育実習等の成績評価は、実習学校長が作成した資料に基づき教育実習委員会の議を経て、科目担当者が行う。

(雑則)

第8条 その他、教育実習等に関して必要な事項については、教育実習委員会が別にこれを定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規定は2021年4月1日から施行する。

昭和学院短期大学保育士課程履修規程

平成15年4月1日制定

一部省略

2023年4月1日改正

(目 的)

第1条 この規程は、学則第38条第6項の規定により、児童福祉法および同法施行規則に基づき、本学における保育士課程の履修に関する事項を定めることを目的とする。

(資 格)

第2条 本学保育士課程において、取得申請できる資格は、次のとおりとする。

保育士証

(保育士課程の履修)

第3条 保育士課程を履修できる者は、以下のとおりとする。

- 一 本学人間生活学科こども発達専攻に在籍する学生。
- 二 本学及びその他指定保育士養成施設を卒業した者。

(保育士課程の履修費)

第4条 保育士課程を履修する者は、所定の期日までに保育士課程履修費を納入しなければならない。

(保育士資格証取得に関する授業科目および単位の修得)

第5条 保育士課程を履修する者は、本学において開設している学則別表第1の授業科目のうち、児童福祉法および同法施行規則に定める教育内容に則る授業科目および単位数を修得し、さらに本規程に定める授業科目および単位数を修得しなければならない。

2 保育士課程の授業科目の種類、および単位数は別表のとおりとする。

3 保育士課程に定める授業科目のうち専門科目の必修科目及び選択必修科目の出席が学則に定める時間数の3分の2に満たないときは、当該科目の単位の認定は行わないことがある。ただし、やむを得ない特別の事由があると認められた場合には、一定の限度内で補講を行うことができる。

(保育実習の履修)

第6条 保育実習の履修については、別に定める。

(資格不取得卒業生の資格取得)

第7条 学則に定められた保育士資格証要件単位不足のまま本学人間生活学科こども(人間)発達専攻を卒業した者は卒業後、科目等履修生として不足単位を修得することにより、保育士資格証の取得資格を得ることができる。

第8条 この規程の施行に必要な細則は、教授会の議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

(一部省略)

この規程は、2023年4月1日から施行する。

別表 保育士課程のための授業科目・単位数及び授業形態

系 列	教 科 名	単位数	授業形態
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	2	講義
	教育原理	2	講義
	子ども家庭福祉	2	講義
	社会福祉	2	講義
	子ども家庭支援論	2	講義
	社会的養護 I	2	講義
	教師・保育者論	2	講義
	保育キャリアデザインA	1*	演習
	保育キャリアデザインB	1*	演習
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	2	講義
	子ども家庭支援の心理学	2	講義
	子どもの理解と援助	1	演習
	子どもの保健	2	講義
	子どもの食と栄養A	1	演習
	子どもの食と栄養B	1	演習
	教育の心理学	2*	講義
	幼児理解（カウンセリングを含む）	2	講義
保育の内容・方法に関する科目	幼児教育課程論	2	講義
	保育内容総論	1	演習
	保育内容：健康	1	演習
	保育内容：言葉	1	演習
	保育内容：人間関係	1	演習
	保育内容：環境	1	演習
	保育内容：表現（音楽）	1	演習
	保育内容：表現（造形）	1	演習
	保育内容の指導法（情報機器の活用を含む）	2	演習
	保育内容の理解と方法（教材の活用を含む）	2	演習
	保育基礎演習	1	演習
	乳児保育 I	2	講義
	乳児保育 II	1	演習
	子どもの健康と安全	1	演習
	特別な支援を要する子どもの理解と支援 A	1	演習

系 列	教 科 名	単位数	授業形態
保育の内容・方法に関する科目	特別な支援を要する子どもの理解と支援 B	1	演習
	社会的養護 II	1	演習
	子育て支援	1	演習
	子育て支援実践演習	1 *	演習
	こどもと読書生活	2 *	講義
	幼児体育	1 *	演習
	生活の基礎	2	演習
	教育方法	2 *	演習
	幼児英語教材演習	1 *	演習
	保育の音楽表現	2 *	演習
	音楽表現法	2 *	演習
	こどもの図画工作	1 *	演習
	保育イベントプランニング	1 *	演習
	キッズダンス（身体表現）	1 *	演習
保育実習	保育実習 I	4	実習
	保育実習指導 I	2	演習
	保育実習 II	2	実習
	保育実習指導 II	1	演習
総合演習	教職実践演習（幼稚園）	2	演習

*印から、6単位以上選択必修

昭和学院短期大学保育士課程保育実習規程

平成 15 年 4 月 1 日制定

一部省略

平成 25 年 5 月 8 日改正

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、昭和学院短期大学人間生活学科こども発達専攻における保育実習に関し、必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 この規程において「保育実習」とは、児童福祉法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 3 号に基づいて実施する実習をいう。

(目 的)

第 3 条 保育実習は、その習得した教科全体の知識、技能を基盤とし、これらを総合的に実践する能力を養うため、児童に対する理解を通じて保育の理論と実践の関係について習熟させることを目的とする。

(実習委員会)

第 4 条 保育実習についての企画を行うために実習委員会を設ける。

2 実習委員会の委員長及び委員は、学長が指名する。

3 実習委員会は実習実施体制を円滑に行なうための諸事務を取り扱う。

(実習実施体制)

第5条 実習(保育実習Ⅰ、保育実習Ⅱ)は実習施設の長に、その任を委嘱する。

2 実習施設で直接実習生の指導に当たる施設職員を、実習指導担当者として委嘱する。

3 実習生の受け入れについては、実習施設の保育実習担当責任者に保育実習受託願及び派遣計画を提出して打ち合わせを行い、施設長の承諾を得て、実習施設の実施計画に従い、保育実習に関わる実務指導を受け、その評価を得る。

4 実習施設への指導教員の派遣は、実習施設との連携を密にするものとするものであり、「保育実習」の担当者を中心として、実習委員会が分担して行う。

(単位数)

第6条 実習単位数は、次のとおりとする。

一 保育実習Ⅰ 4単位

二 保育実習Ⅱ 2単位

三 事前及び事後指導

ア 保育実習指導Ⅰ 2単位

イ 保育実習指導Ⅱ 1単位

(実習施設)

第7条 実習施設は以下のとおりとする。

一 保育実習Ⅰ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(雇児発 1209001 平成 15・12・9)の別紙2「保育実習実施基準」第2の実習施設(第3欄)の備考1の(A)に定める施設

二 保育実習Ⅱ 保育所

(履修年次)

第8条 実習の履修年次は以下のとおりとする。

一 保育実習Ⅰ 1年次後期及び2年次前期

二 保育実習Ⅱ 2年次後期

(履修資格)

第9条 「保育実習」を履修するためには、以下の要件を充たしていなければならない。

一 卒業後、保育士として就業することを志望する者

二 「保育実習指導」を履修した者

三 実習直前に実習施設が行う「事前打ち合わせ会(オリエンテーション)」に出席し、施設参観に加えて、実習施設の長の講話を聴くこと。但し、次に該当する者はこの限りではない。

ア 忌引・病気のため事前に届け出・診断書を提出し、実習施設長の了承を得た者。

イ 急病・交通事情等によりやむを得ず欠席し、その事由について実習施設長が正当と認めた者。

(成績評価)

第10条 実習の成績評価は、実習施設が作成した資料に基づき実習委員会の議を経て、科目担当者が行う。

(雑則)

第11条 保育実習の実施に関する事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

(一部省略)

この規程は、平成25年5月8日から施行する。

昭和学院短期大学栄養士課程履修規程

平成 12 年 4 月 1 日制定

一部省略

2021 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、学則第 38 条 8 項の規定により、栄養士法および同法施行規則に基づき、本学における栄養士課程の履修に関する事項を定めることを目的とする。

(免許)

第 2 条 本学栄養士課程において取得申請できる免許の種類は、次のとおりとする。

栄養士免許証

(栄養士課程の履修)

第 3 条 前条に定める免許証取得のため、栄養士課程を履修できる者は以下のとおりとする。

- 一 本学ヘルスケア栄養学科に在籍する学生。
- 二 本学ヘルスケア栄養学科を卒業した者。

(栄養士課程の履修費)

第 4 条 栄養士課程を履修する者は、所定の期日までに栄養士課程履修費(校外実習費等)を納入しなければならない。

(栄養士免許証取得に関する授業科目および単位の取得)

第 5 条 栄養士課程を履修する者は、学則第 35 条第二項の卒業要件によるほか、栄養士法施行規則に定められる教育内容に基づく授業科目の所定の単位を修得しなければならない。

2 栄養士課程の授業科目の種類、単位数等は別表のとおりとする。

3 栄養士課程に定める授業の出席が、学則に定める授業時間数の 5 分の 4 に満たないときは、当該科目の単位認定は行われないことがある。ただし、やむを得ない特別の事由があると認められた場合には、一定限度内で補講を行うことができる。

(給食管理校外実習の履修)

第 6 条 給食管理校外実習の履修については、別に定める。

(免許不取得卒業者の免許証申請資格取得)

第 7 条 学則に定められた免許要件単位不足のまま本学ヘルスケア栄養学科を卒業した者は、卒業後、本学の科目等履修生として不足単位を修得することにより、免許の取得申請資格を得ることができる。

(細則)

第 8 条 この規程の施行に必要な細則は、教授会の議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

(一部省略)

この規程は、2021 年 4 月 1 日より施行する。

栄養士課程の授業科目・単位数及び授業形態

区分	授業科目	単位数	授業形態
社会生活と健康	公衆衛生学	2	講義
	社会福祉概論	2	講義
人体の構造と機能	解剖学	2	講義
	栄養生理学 (含運動生理学)	2	講義

	生化学	2	講義
	疾病の成り立ち	2	講義
	解剖生理学実験	1	実験
	生化学実験	1	実験
食品と衛生	食品学総論	2	講義
	食品学各論	2	講義
	食品衛生学	2	講義
	食品学実験	1	実験
	食品衛生学実験	1	実験
栄養と健康	基礎栄養学 I	2	講義
	基礎栄養学 II	2	講義
	ライフステージ栄養学	2	講義
	臨床栄養学概論	2	講義
	ライフステージ栄養学実習	1	実習
	臨床栄養学実習	1	実習
栄養の指導	栄養教育論	2	講義
	栄養指導論	2	講義
	公衆栄養学概論	2	講義
	栄養指導実習 I	1	実習
	栄養指導実習 II	1	実習
給食の運営	調理学	2	講義
	給食計画・実務論	2	講義
	食事計画論 (演習を含む)	1	講義・演習
	調理学実習 I (含調理学実験)	1	実習・実験
	調理学実習 II	1	実習
	給食計画実習	1	実習
	給食管理実習 I	1	実習
	給食管理実習 II	1	実習
	給食管理校外実習	2	実習

昭和学院短期大学栄養士課程給食管理校外実習規程

平成 12 年 4 月 1 日制定

2023 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、昭和学院短期大学ヘルスケア栄養学科栄養士課程における給食管理校外実習(以下実習と言う)に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において実習とは、「管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における実習について」(14文科高第27号健発第0401009号平成14年4月1日)に基づいて実施する実習をいう。

(目的)

第3条 給食業務を行うために必要な給食サービス提供に関し、栄養士として具備すべき知識及び技能を修得させることを目的とする。

(校外実習委員会)

第4条 実習についての企画を行うために実習委員会を設ける。

2 実習委員会は、学長より指名され教授会で承認された委員をもって組織する。

(履修方法)

第5条 履修方法

実習施設における実習及び事前事後指導(計90時間)を履修するものとする。

(実習施設)

第6条 実習施設における実習は、施設の長にその任を委嘱する。

2 実習施設で、直接実習生の指導に当たる施設職員を、実習担当者として委嘱する。

3 実習施設における実習期間中、本学職員の巡回指導体制を組織し、施設との連携を密にするものとする。

(指導細目の作成)

第7条 実習の指導細目は、「実習実施要領」に基づき、教科担当職員が実習の方法・内容について公務文書で各実習施設の管理責任者及び直接指導に当たる管理栄養士、または、栄養士との協議の上作成する。

(履修年次)

第8条 実習は、2年次集中授業で履修する。

(履修資格)

第9条 「給食校外実習」を履修するためには、以下の要件を充たしていなければならない。

一、卒業後、栄養士として就業することを志望する者。

二、「調理学」、「給食計画・実務論」、「食事計画論(演習を含む)」、「調理学実習Ⅰ(含調理学実験)」、「調理学実習Ⅱ」、「給食計画実習」を修了した者。

三 その他、実習の前提となる授業を修了する見込みのある者。

四 『給食管理校外実習の手引き』に記載されている事項を遵守していること。

(実習の中止)

第10条 給食管理校外実習期間中に次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、実習を中止させることがある。

一 『給食管理校外実習の手引き』に記載されている事項に反した場合。

二 実習施設の定める諸規定または指導者の指示に反した場合。

(単位)

第11条 実習の単位数は、2単位とする。

(成績評価)

第12条 実習の成績評価は、別に定める実習成績表により実習施設が作成した資料に基づき実習委員会の議を経て、科目担当者が行う。

附則

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

この規程は、2023年4月1日より施行する。

昭和学院短期大学健康管理士一般指導員講座規程

平成 15 年 4 月 1 日制定

一部省略

2021 年 4 月 1 日改正

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、学則第 54 条により開設する健康管理士一般指導員講座に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 健康管理士一般指導員とは特定非営利活動法人日本成人病予防協会の認定資格である。

2 健康管理士一般指導員講座(以下本講座という)とは、本学が協会から養成機関として認定されたことに伴う講座であり、協会が定める課程としての授業科目と単位数を設置する。

(資格取得)

第 3 条 本学において卒業要件を満たすことを前提として、別表に掲げる授業科目および単位数を修得した者又は修得見込みの者は、協会の資格認定試験を受けることができる。

2 協会の行う資格認定試験に合格した者に「健康管理士一般指導員」資格が与えられる。

(履 修)

第 4 条 本講座の履修を希望する者は、学則 29 条に基づき、所定の手続きを経るものとする。

(経 費)

第 5 条 協会から資格認定を受けようとする者は、資格認定試験料及び資格認定交付申請料を、定められた時期に納入しなければならない。

附則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

(一部省略)

この規程は、2021 年 4 月 1 日より施行する。

別表 健康管理士一般指導員資格認定のための授業科目及び単位数

ヘルスケア栄養学科

授業科目	単位数
健康科学概論	2
環境と健康	2
公衆衛生学	2
社会福祉概論	2
解剖学	2
栄養生理学 (含運動生理学)	2
生化学	2
疾病の成り立ち	2
食品学総論	2
食品学実験	1
食品衛生学	2

基礎栄養学Ⅰ	2
基礎栄養学Ⅱ	2
ライフステージ栄養学	2
臨床栄養学概論	2
調理学	2
調理学実習Ⅰ（含調理学実験）	1
化学	2
生物学	2
基礎の科学	2

昭和学院短期大学フードコーディネーター講座規程

平成 25 年 4 月 1 日制定

2025 年 4 月 1 日改正

（趣 旨）

第 1 条 この規程は、学則第 54 条により開設するフードコーディネーター講座に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第 2 条 フードコーディネーターとは、特定非営利活動法人日本フードコーディネーター協会（以下協会という）が認定する資格をいう。

2 フードコーディネーター講座（以下本講座という）とは、本学が協会から養成施設として認定されたことに伴う講座であり、協会が定める課程としての授業科目を設置する。

（取得資格）

第 3 条 本講座において取得できる資格は、フードコーディネーター3 級である。

（受講資格）

第 4 条 本講座を受講することができる者は人間生活学科キャリア創造専攻またはヘルスケア栄養学科に在籍する学生とする。

（資格取得）

第 5 条 各学科の卒業要件を満たすことを前提として、別表に掲げる授業科目および単位数を修得した者は、協会に認定登録することによりフードコーディネーター3 級認定資格が与えられる。

（履 修）

第 6 条 本講座の履修を希望する者は、学則第 29 条に基づき、所定の手続きを経るものとする。

（経 費）

第 7 条 協会から資格認定を受けようとする者は、資格認定登録料を定められた時期に納入しなければならない。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

（一部省略）

この規程は、2025 年 4 月 1 日より施行する。

フードコーディネーター資格の授業科目及び単位数

人間生活学科キャリア創造専攻

授業科目	単位数
食生活論（栄養学・食品学を含む）	2
応用食品学	2
調理学	2
食生活実習	1
健康栄養学	2
食品衛生論	2
フードデザイン実習	1
フードコーディネート論	2
キャリア創造特別演習Ⅰ	1
キャリア創造特別演習Ⅱ	1
カラーコーディネート演習	1
住生活論	2
製菓・製パン実習	1
スイーツアート	1
カフェデザイン	2

ヘルスケア栄養学科

授業科目	単位数
栄養士基礎演習	1
食品学各論	2
調理学	2
調理学実習Ⅰ（含調理学実験）	1
給食計画・実務論	2
基礎栄養学Ⅰ	2
基礎栄養学Ⅱ	2
公衆衛生学	2
食品衛生学	2
調理学実習Ⅱ	1
ヘルスケア栄養学特別演習ⅠA	0.5
ヘルスケア栄養学特別演習ⅠB	0.5
ヘルスケア栄養学特別演習ⅡA	0.5
ヘルスケア栄養学特別演習ⅡB	0.5
フードコーディネート論	2
カラーコーディネート論（演習を含む）	2
フードシステムの経済学	2

学修成果について

学修成果とは、教育課程における授業科目、教育プログラムなど所定の学習期間終了時に学習者が獲得しうると期待される知識や技術、態度などの効果を言う。

学修成果の実施は、社会の発展を支える人材を育成するという社会的使命を十分に果たす上で、その基盤となる短期大学士課程教育において学生が身につけるべき学修成果を明確に示すとともに、学修成果の達成を目指した教育内容・方法の充実改善を図ることを目的としている。

各学科・専攻のディプロマ・ポリシーに基づいて評価規準を定め、科目ごとに学生に身につけさせたい知識、能力、スキル、態度・志向性などを学修成果としてカリキュラムマップに定めている。

(1)履修にあたって

学科・専攻のカリキュラムマップ、履修系統図およびシラバスにより評価指標、到達目標を確認して履修すること。

(2)学修成果評価と成績およびアセスメント（査定）

学修成果の評価は、学修成果の到達度をルーブリック評価法を取り入れて行う。その評価方法は、シラバスに記載してあるとおりであるが、詳細は教科担当者から第1回目の授業時に説明を受ける。「獲得できたか」「身についたか」の評価結果が成績に反映する。アセスメント（査定）は、科目ごとに担当者が行う。

(3)学生自身による自己評価

学生自身による自己評価は、キャリア教育プログラムの一環としておこない、その結果と教員による学修成果評価結果とを

参考にして学修の成果を振り返り、キャリアシートへまとめる。

キャリア教育について

1.目的

幅広い職業人の育成を特色とする昭和学院短期大学におけるキャリア教育とは、建学の精神をその基礎に置いたものであり、柔軟な発想を持って課題探求力や問題解決力を身につけ、生涯を通して自己のキャリア形成を図ることのできる人間となるための教育である。

本学の特徴である様々な学校行事もキャリア教育の一環として位置づけられ、それぞれの行事にキャリア教育に関わる学習成果を身につけることが求められている。

また入学前教育から卒業後のキャリア支援まで一貫した教育体制を通して、学生個人が自己理解を深め、自分の適性を理解し、より明確な将来ビジョンを描く能力を修得することも重要な目的である。

そのために、本学教育課程のみならず、教育課程外における様々な学生生活とも有機的連携を持ち、教職員一体の支援体制を敷く。

2.キャリア教育プログラム

キャリア教育プログラムとは、2年間に配置されている教育課程(キャリアデザイン論や資格取得関連科目、情報処理能力を高める科目など)の履修、学校行事、委員会主催の就職セミナー参加などを通して総合的に職業観や就業力を高めていくプログラムである。

これらのプログラムを基にキャリアシートを用いて振り返りと連動させた計画案を、次期に備えて作成する。

キャリアシートに関しては別に配布する。

3.キャリア教育の実践

各期末や年度末に実施状態の振り返りを行なって自己理解を深め、自己のキャリアを積み上げるための資料とする。またこの資料は、卒業後のキャリアアップへの基礎として活用していくものである。

自己理解のシート作成に加えて、キャリア形成につながる科目の履修状況や就業支援のための就職セミナーや相談、就職活動の記録などもキャリアシートに記載して、本学における2年間のキャリアプログラム実践状況に関わる、学生個々の明確な意識化を図る。

履修について 2026 年度入学生

卒業に必要な単位数

(人間生活学科キャリア創造専攻)		(人間生活学科こども発達専攻)		(ヘルスケア栄養学科)	
教養科目	9 単位以上	教養科目	10 単位以上	教養科目	8 単位以上
基礎科目	8 単位	基礎科目	4 単位以上	専門基礎科目	6 単位
専門科目	40 単位以上	専門科目	44 単位以上	専門科目	44 単位以上
総計	62 単位以上	総計	66 単位以上	総計	66 単位以上

- 1.単位を修得するためには、履修した科目について、次の条件を満たす必要があります。時間数の3分の2以上出席、受講し、成績においても60点以上とること。栄養士課程の授業科目を履修する学生は、5分の4以上出席すること。
- 2.実験・実習の科目においては、その実験・実習に参加することに重点が置かれます。成績評価にあたっては、技能・知識および学習態度によって総合評価で行われます。
- 3.各学年(及び学期)に配当された各授業科目の単位は、その学年(学期)中に取得するよう努めてください。年間の履修科目登録ができる単位数の上限は60単位。GPAが3.50を上回る学生についてはその上限が64単位となります。また、1.50を下回る学生については、当該年度の履修計画を慎重に行ってください。どちらの場合でも、教務担当教員等と十分に相談してください。
- 4.授業料未納者は試験を受けることはできません。
- 5.忌引により授業を欠席する場合は、1親等の場合は7日以内、2親等の場合は3日以内、その他親族で葬儀参列を要する場合は1日が届け出をすることで公欠となります。
- 6.就職・進学試験による欠席は、届け出があった場合に限り公欠とすることがあります。
- 7.公式試合、各実習(教育・保育・幼稚園・栄養教育・校外)による欠席は、公欠となります。

<追試験・再試験について>

- 1.不合格(60点未満)になった者に対しては再試験を行うことがあります。またやむをえない事情で定期試験に出席できなかった学生は追試験を受けることができます。
- 2.再試験を希望する者は、再試験受験願に再試験料(1科目につき1,000円)を添えて事務部に届け出て、受験許可証(受領書)の交付を受けてください。
- 3.追試験を希望する者は、追試験受験願に追試験料(1科目につき1,000円)を添えて事務部に届け出て、受験許可証(受領書)の交付を受けてください。公欠により追試験を希望する者は、追試験料は発生しませんが、受験許可証の交付は必要です。
- 4.追再試験を受験するときは受験許可証が必要です。
- 5.再試験に合格した学生の得点は60点。また追試験を受けた学生の得点は、最高80点です。ただし、公欠追試験の場合は適用されません。追再試験の追試及び再試は行いません。

成績に関する問い合わせ

当該期の成績評価についての学生からの不服申し立ては、成績結果発表日を含めて3日間(日・祝日除く)とします。

2026 年度入学生

ディプロマ・ポリシー																	
1. 自らのキャリアを設計し、時代の変化に即応できる力を備えている(社会人基礎スキル、思考力) 2. 消費者の立場を理解し、多様なビジネスに対応できる知識、技術を身につけている(専門的知識・技術、コミュニケーション力、実践力、向上心・責任感)																	
2年後期	総合プロジェクト WebデザインB フードデザイン実習 キャリア創造特別演習Ⅱ フードコーディネート論 情報処理(演習を含む) 心理学	教育とICT活用 教育実習 教職実践演習(中学校) 調剤薬局事務 保育学 フードコーディネート論 フードデザイン実習 観光学 健康栄養学 ファッションデザイン WebデザインB 住生活論 生活学(家庭経営学、家族関係学及び家庭経済学を含む)	キャリア創造特別演習Ⅱ 保育学 観光学 健康栄養学 ファッションデザイン アパレル企画 住生活論 生活学(家庭経営学、家族関係学及び家庭経済学を含む)	総合プロジェクト キャリア創造特別演習Ⅱ 教育とICT活用 教職実践演習(中学校) 教育実習 健康栄養学 フードコーディネート論 WebデザインB エアラインEnglish アパレル企画	総合プロジェクト キャリア創造特別演習Ⅱ 教育実習 エアラインEnglish アパレル企画												
	2年前期	総合プロジェクト キャリア創造特別演習Ⅱ AIとマネジメント WebデザインA エアライン空港実務体験B キャリアデザイン演習 家庭科教育法 日本国憲法	教育実習指導 家庭科教育法 教育心理学 医療事務Ⅲ 医療事務Ⅱ カラーコーディネート演習 食品衛生論 スイーツアート WebデザインA ヘア ファッションビジネス・販売 マーケティング論	キャリア創造特別演習Ⅱ 家庭科教育法 教育心理学 キャリアデザイン演習 マーケティング論	総合プロジェクト キャリア創造特別演習Ⅱ スウィーツアート ファッションショーⅡ ファッションビジネス・販売 プライダル企画 エアライン空港実務体験B AIとマネジメント WebデザインA イベントプロデュース キャリアデザイン演習 マーケティング論	総合プロジェクト キャリア創造特別演習Ⅱ 家庭科教育法 ファッションショーⅡ プライダル企画 エアライン空港実務体験B イベントプロデュース キャリアデザイン演習 日本国憲法											
1年後期	キャリア創造特別演習Ⅰ エアライン空港実務体験A ビジネス英語 マネープランニング 産学連携プロジェクト ビジネス実務(インターンシップを含む) 現代社会の課題B 現代社会の課題A スポーツ理論・実技B(ダンス) 総合英語B 子どもとプログラミング コンピュータ基礎演習B 日本語表現	特別活動の指導法(教育の方法と技術を含む) 生徒指導・進路指導 道徳の指導法 教育相談 総合的な学習の時間の指導法 特別支援教育論 食生活実習 カフェデザイン ファッション造形(被服実習を含む) メイク プライダル実技 VMD(演習を含む) コリアンコミュニケーション 簿記 マネープランニング ビジネス実務(インターンシップを含む)	キャリア創造特別演習Ⅰ 特別活動の指導法(教育の方法と技術を含む) 道徳の指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別支援教育論 カフェデザイン VMD(演習を含む) ファッション造形(被服実習を含む) プライダル実技 産学連携プロジェクト マネープランニング	生徒指導・進路指導 教育相談 キャリア創造特別演習Ⅰ カフェデザイン 食生活実習 VMD(演習を含む) メイク プライダル実技 イベントプロデュース 産学連携プロジェクト 簿記 子どもとプログラミング コンピュータ基礎演習B 日本語表現	キャリア創造特別演習Ⅰ ファッション造形(被服実習を含む) エアライン空港実務体験A イベントプロデュース 産学連携プロジェクト 子どもとプログラミング コンピュータ基礎演習B 日本語表現												
	1年前期	キャリア創造特別演習Ⅰ プライダルプランニング マナー・接遇 エアライン空港実務体験A ビジネス実務(インターンシップを含む) 食生活論(食品学・栄養学を含む) ポランティア社会学(実習を含む) スポーツ理論・実技A 総合英語A コンピュータ基礎演習A キャリアデザイン論	教育原理 医療事務Ⅰ 製菓・製パン実習 応用食品学 調理学 プライダルプランニング トータルファッション マナー・接遇 TOEIC基礎 SNSリテラシー ビジネス実務(インターンシップを含む) 衣生活論 食生活論(食品学・栄養学を含む)	キャリア創造特別演習Ⅰ 教職概論 教育原理 応用食品学 調理学 フードビジネス・MD ビジネススタートアップ	キャリア創造特別演習Ⅰ 製菓・製パン実習 フードビジネス・MD プライダルプランニング ファッションショーⅠ TOEIC基礎 エアライン空港実務体験A マナー・接遇 SNSリテラシー ビジネススタートアップ イベントプロデュース ボランティア社会学(実習を含む) スポーツ理論・実技A 総合英語A	キャリア創造特別演習Ⅰ 教職概論 ファッションショーⅠ TOEIC基礎 エアライン空港実務体験A ビジネススタートアップ ボランティア社会学(実習を含む) コンピュータ基礎演習A キャリアデザイン論											
<table border="0" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>↑</td> <td>↑</td> <td>↑</td> <td>↑</td> <td>↑</td> <td>↑</td> </tr> <tr> <td>社会人基礎スキル</td> <td>専門的知識・技術</td> <td>思考力</td> <td>コミュニケーション力</td> <td>実践力</td> <td>向上心・責任感</td> </tr> </table>						↑	↑	↑	↑	↑	↑	社会人基礎スキル	専門的知識・技術	思考力	コミュニケーション力	実践力	向上心・責任感
↑	↑	↑	↑	↑	↑												
社会人基礎スキル	専門的知識・技術	思考力	コミュニケーション力	実践力	向上心・責任感												
<table border="0" style="width:100%;"> <tr> <td style="width:16%;">生活者・社会人としてグローバル社会の中でも適用する教養やマナーを身につけている</td> <td style="width:16%;">生活を科学的に観察し理解することができ、目指すビジネス社会に対応した知識・技術を身につけている</td> <td style="width:16%;">専門的知識・技術を活用して、問題解決のためのプロセスについて筋道を立てて考え、表現できる</td> <td style="width:16%;">グループ学習や実験実習等において他者とかかわることで他者を尊重し協力して問題解決ができる</td> <td style="width:16%;">専門的知識や技術を家庭生活や社会生活の中で活用できる</td> <td style="width:16%;">ビジネス社会の一員としての社会的役割を理解して責任ある行動をとることができる</td> </tr> </table>						生活者・社会人としてグローバル社会の中でも適用する教養やマナーを身につけている	生活を科学的に観察し理解することができ、目指すビジネス社会に対応した知識・技術を身につけている	専門的知識・技術を活用して、問題解決のためのプロセスについて筋道を立てて考え、表現できる	グループ学習や実験実習等において他者とかかわることで他者を尊重し協力して問題解決ができる	専門的知識や技術を家庭生活や社会生活の中で活用できる	ビジネス社会の一員としての社会的役割を理解して責任ある行動をとることができる						
生活者・社会人としてグローバル社会の中でも適用する教養やマナーを身につけている	生活を科学的に観察し理解することができ、目指すビジネス社会に対応した知識・技術を身につけている	専門的知識・技術を活用して、問題解決のためのプロセスについて筋道を立てて考え、表現できる	グループ学習や実験実習等において他者とかかわることで他者を尊重し協力して問題解決ができる	専門的知識や技術を家庭生活や社会生活の中で活用できる	ビジネス社会の一員としての社会的役割を理解して責任ある行動をとることができる												
学修成果評価指標(規準)																	

学修成果カリキュラムマップ キャリア創造専攻

2026 年度入学生

ディプロマ・ポリシー

社会人基礎スキル

生活者・社会人としてグローバル社会の中でも通用する教養やマナーを身につける

専門的知識・技術

生活を科学的に観察し理解することができ、目指すビジネス社会に対応した知識。技術を身につける

思考力

専門的知識・技術を活用して、問題解決のためのプロセスについて筋道を立てて考え、表現できる

コミュニケーション力

グループ学習や実験実習等において他者とかかわることで他者を尊重し協力して問題解決ができる

実践力

専門的知識や技術を家庭生活や社会生活の中で活用できる

向上心・責任感

ビジネス社会の一員としての社会的役割を理解して責任ある行動をとることができる

科目					ディプロマ・ポリシー					
区分	科目コード	ナンバリング	科目名	開講時期	社会人基礎スキル	専門的知識・技術	思考力	コミュニケーション力	実践力	向上心・責任感
教養科目	CA0001	1	日本国憲法	2 前	○					○
	CA0003	1	心理学	2 後	○			○		
	CA0005	1	日本語表現	1 後	○			○		○
	CA0008	1	コンピュータ基礎演習 A	1 前	○				○	○
	CA0009	1	コンピュータ基礎演習 B	1 後	○				○	○
	CA0028	2	情報処理(演習を含む)	2 後	○					○
	CA0033	2	こどもとプログラミング	1 集中	○				○	○
	CA0015	1	総合英語 A	1 前	○			○		
	CA0016	1	総合英語 B	1 後	○			○		
	CA0017	1	スポーツ理論・実技 A	1 前	○			○	○	
	CA0032	1	スポーツ理論・実技 B (ダンス)	1 後	○			○		○
	CA0020	1	キャリアデザイン論	1 前	○					○
	CA0021	3	ボランティア社会学 (実習を含む)	1 前	○			○		○
	CA0029	2	現代社会の課題 A	1 集中	○					
CA0030	2	現代社会の課題 B	1 集中	○						
基礎科目	CB0005	1	生活学 (家庭経営学、家族関係学及び家庭経済学を含む)	2 後		○	○			
	CB0002	1	食生活論 (食品学・栄養学を含む)	1 前	○	○	○			
	CB0003	1	住生活論	2 後		○	○			
	CB0004	1	衣生活論	1 前		○	○			
専門	CC0091	3	キャリアデザイン演習	2 前	○		○		○	○
	CC0098	4	キャリア創造特別演習 I	1 集中	○		○	○	○	○

科目	CC0099	4	キャリア創造特別演習Ⅱ	2集中	○		○	○	○	○
	CC0092	3	産学連携プロジェクト	1後	○		○		○	
	CC0071	4	イベントプロデュース	1後 2前				○	○	○
	CC0096	4	総合プロジェクト	2通	○			○	○	○
	CC0093	1	ビジネス実務(インターンシ ブを含む)	1通	○	○				
	CC0095	2	マーケティング論	2前		○	○		○	
	CC0122	1	ビジネススタートアップ	1前			○	○		○
	CC0101	1	マネープランニング	1後	○	○	○			
	CC0125	1	SNSリテラシー	1前		○		○		
	CC0126	1	簿記	1後		○			○	
	CC0102	2	WebデザインA	2前	○	○			○	
	CC0103	2	WebデザインB	2後	○	○			○	
	CC0084	2	AIとマネジメント	2前	○				○	
	CC0075	1	TOEIC基礎	1前		○		○		○
	CC0074	2	ビジネス英語	1後	○			○		
	CC0070	3	エアライン English	2後				○	○	○
	CC0127	1	コリアンコミュニケーション	1後		○		○		
	CC0085	1	エアライン空港実務体験A	1通	○			○		○
	CC0086	4	エアライン空港実務体験B	2前	○			○	○	○
	CC0105	1	マナー・接遇	1前	○	○		○	○	
	CC0076	1	観光学	2後		○	○			
	CC0077	3	ファッションショーⅠ	1前				○	○	○
	CC0078	4	ファッションショーⅡ	2前				○	○	○
	CC0128	1	ファッション造形(被服実習を 含む)	1後		○	○			○
	CC0108	1	ファッションデザイン	2後		○	○			
	CC0109	3	アパレル企画	2後			○		○	○
	CC0110	1	VMD(演習を含む)	1後		○	○		○	
	CC0111	3	ファッションビジネス・販売	2前		○		○	○	
	CC0079	1	ブライダルプランニング	1前	○	○		○	○	
	CC0080	2	ブライダル実技	1後		○	○	○	○	
CC0112	3	ブライダル企画	2前				○	○	○	
専門 科目	CC0113	1	トータルファッション	1前		○		○		
	CC0114	2	メイク	1後		○		○		
	CC0115	2	ヘア	2前		○		○		
	CC0015	2	カラーコーディネート演習	2前		○		○		
	CC0023	1	調理学	1前		○	○		○	
	CC0022	1	健康栄養学	2後		○	○		○	

	CC0024	2	応用食品学	1前		○	○			
	CC0116	1	食品衛生論	2前		○			○	
	CC0021	2	食生活実習	1後		○		○	○	○
	CC0087	3	フードデザイン実習	2後	○	○		○		
	CC0117	3	フードビジネス・MD	1前			○	○	○	
	CC0032	3	フードコーディネーター論	2後	○	○			○	
	CC0129	1	製菓・製パン実習	1前		○		○	○	
	CC0130	2	スイーツアート	2前		○		○	○	
	CC0121	1	カフェデザイン	1後		○	○		○	
	CC0120	1	保育学	2後		○	○	○		
	CC0061	1	医療事務Ⅰ	1前		○				
	CC0062	2	医療事務Ⅱ	2前		○				
	CC0063	3	医療事務Ⅲ	2前		○				
	CC0094	2	調剤薬局事務	2集中		○				
教職 課程	CD0016	1	教育原理	1前		○	○			
	CD0002	1	教育心理学	2前		○	○			
	CD0003	1	教職概論	1前			○			○
	CD0015	2	教育相談	1後		○		○	○	
	CD0005	3	家庭科教育法	2前	○	○	○		○	○
	CD0006	2	道徳の指導法	1後		○	○			
	CD0012	2	特別活動の指導法（教育の方法 と技術を含む）	1後		○	○			
	CD0008	2	生徒指導・進路指導	1後		○		○	○	
	CD0009	4	教職実践演習（中学校）	2後		○		○	○	
	CD0010	3	教育実習指導	2前		○			○	
	CD0011	4	教育実習	2後		○			○	○
	CD0013	2	特別支援教育論	1後		○	○			
	CD0014	2	総合的な学習の時間の指導法	1後		○	○			
	CD0017	2	教育とICT活用	2後		○			○	

人間生活学科キャリア創造専攻の授業科目 2026 年度入学生

◎:必修 ☆:選択

☆☆:選択

1.教養科目

授業科目	学年配当	単位数		中学校教諭免許状 取得要件	フールドコーディネーター 3級資格取得要件
		必修	選択		
日本国憲法	2 前		2	◎	
心理学	2 後		2		
日本語表現	1 後		2		
コンピュータ基礎演習 A	1 前	1		◎	
コンピュータ基礎演習 B	1 後	1		◎	
情報処理 (演習を含む)	2 後		2		
こどもとプログラミング	1 年集中		1		
総合英語 A	1 前	1		◎	
総合英語 B	1 後	1		◎	
スポーツ理論・実技 A	1 前	1		◎	
スポーツ理論・実技 B (ダンス)	1 後		1	◎	
キャリアデザイン論	1 前	2			
ボランティア社会学 (実習を含む)	1 前		2		
現代社会の課題 A*	1 年集中		2		
現代社会の課題 B*	2 年集中		2		
計		7	16	7	0

2.基礎科目

授業科目	学年配当	単位数		中学校教諭免許状 取得要件	フードコーディネーター 3級資格取得要件
		必修	選択		
生活学(家庭経営学、家族関係学及び家庭経済学を含む)	2 後	2		◎	
食生活論 (食品学・栄養学を含む)	1 前	2		◎	◎
住生活論	2 後	2		◎	◎
衣生活論	1 後	2		◎	
計		8		8	2

3.専門科目

授業科目	学年配当	単位数		中学校教諭免許状 取得要件	フードコーディネーター 3級資格取得要件
		必修	選択		
キャリアデザイン演習	2 前		1		
キャリア創造特別演習 I	1 集	1			○
キャリア創造特別演習 II	2 集	1			○
産学連携プロジェクト	1 後		1		
イベントプロデュース	1 後 2 前		2		
総合プロジェクト	2 通	2			
ビジネス実務 (インターンシップを含む)	1 通		3		
マーケティング論	2 前		2	☆☆	
ビジネススタートアップ	1 前		2		
マネープランニング	1 後		2		
SNS リテラシー	1 前		1		
簿記	1 後		2		
Web デザイン A	2 前		1		
Web デザイン B	2 後		1		
AI とマネジメント	2 前		1		
TOEIC 基礎	1 前		2		
ビジネス英語	1 後		1		
エアライン English	2 後		1		
コリアンコミュニケーション	1 後		2		
エアライン空港実務体験 A	1 通		1		
エアライン空港実務体験 B	2 前		1		

マナー・接遇	1 前		1		
観光学	2 後		2		
ファッションショー I	1 前		2	☆	
ファッションショー II	2 前		3		
ファッション造形(被服実習を含む)	1 後		2	◎	
ファッションデザイン	2 後		2		
アパレル企画	2 後		2	☆	
VMD(演習を含む)	1 後		2		
ファッションビジネス・販売	2 前		2		
ブライダルプランニング	1 前		2		
ブライダル実技	1 後		1		
ブライダル企画	2 前		1		
トータルファッション	1 前		2		
メイク	1 後		1		
ヘア	2 前		1		
カラーコーディネート演習	2 前		1		○
調理学	1 前		2	☆	○
健康栄養学	2 後		2	☆	○
応用食品学	1 前		2	☆	○
食品衛生論	2 前		2	☆	○
食生活実習	1 後		1	◎	○
フードデザイン実習	2 後		1	☆	○
フードビジネス・MD	1 前		2		
フードコーディネート論	2 後		2		○
製菓・製パン実習	1 前		1		○
スイーツアート	2 前		1		○
カフェデザイン	1 後		2		○
保育学	2 後		2	◎	
医療事務 I	1 前		1		
医療事務 II	2 前		1		
医療事務 III	2 前		1		
調剤薬局事務	2 集		1		

履修注意

- *1「エアライン空港実務体験 B」は ANA エアラインスクールでの授業、および、春休み中の成田空港での実務体験を含む。1年後期に履修登録するが、単位の認定は2年前期になる。
- *2「医療事務 I・II・III」は少人数の演習授業であり、履修人数が20人までに制限される。
- *3「イベントプロデュース」は1年後期と2年前期合わせて2単位の修得となる。
ファッションとフードに分かれての履修になる。
- *4 教職課程履修者は☆印の選択科目より最低2単位以上の修得が必要となる。
- *5「マーケティング論」は、教職課程の「教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目」に位置する。

キャリア創造専攻では、ビジネス、ファッション・ブライダル、フード・製菓、エアライン・グローバルの4コースを設けている。主たるコースを決定したうえで、他のコースの科目あるいは自由選択科目を履修することを推奨する。資格取得のための必修科目は表に示すが、必修ではないが資格取得に有用な科目は履修することが望ましい。2つ以上の資格を取得することもできるが、両立できない資格もある。医療事務および調剤薬局事務、中学校教諭の課程はどのコースからも履修できる。

それぞれのコース必修科目の単位を修得した者には、卒業時にコース修了証が授与される。

表 1. コース必修科目

コース	コース必修科目
ファッション・ブライダル	ファッションショーⅠ、ファッションショーⅡ、ブライダルプランニング
フード・製菓	調理学、健康栄養学、食品衛生論
ビジネス	ビジネス実務、マーケティング論、簿記
エアライン・グローバル	TOEIC 基礎、エアライン English、エアライン実務体験 A・B

資格取得のための要件を以下に示す。

1. フードコーディネーター

資格必修科目および卒業必修科目の単位を全て修得すること。

2. ブライダルコーディネーター技能検定

ブライダルコーディネーター技能検定（厚生労働省認定国家検定）に合格すること。

3. 医療事務

医療事務（メディカルクラーク（医科））：医療事務技能審査試験に合格すること。

調剤薬局事務：上記の資格を取得したうえで、調剤薬局事務の授業内試験に合格すること。

教職課程について

卒業後に教職を希望するものために教職課程が用意されている。学則第 26 条、第 38 条、別表第 2 の規定を参照されたい。

中学校教諭 2 種免許状（家庭）

卒業要件を満たし、かつ、教職に必要な科目の単位をすべて修得したキャリア創造専攻の学生に、教育職員免許法に定める中学校教諭 2 種免許状(家庭)が与えられる。教職に関する科目及び学年配当は表のとおりである。

なお、履修に当たっては、次の(1)～(4)に留意すること。

- (1)教員免許状を取得しようとする者の履修科目については、昭和学院短期大学教職課程履修規程細則別表に示すものとする。
- (2)1 年次に、介護等体験を 7 日間行う。原則として 2 日間を特別支援学校、5 日間を社会福祉施設で行う。この介護等体験は履修単位には含まれないが、教育職員免許状を取得するに当たって必要なものである。詳細については、教職課程履修者に随時説明を行う。
- (3)教育実習は原則 2 年次の 11 月頃に集中的に行う。実習を希望する学生は、実習校を実習前年の 9 月頃までに決定する。学生各自が行う実習校への実習依頼に当たって、短大は当該 1 年次学生に事前説明会を実施するとともに、依頼手続きに必要な書類を準備する。
- (4)必要な教職科目の全単位を取得する見込みの者について、短大が一括して教員免許状授与申請に係る手続き事務を行う。

別表

中学校教諭(家庭)のための授業科目および単位数

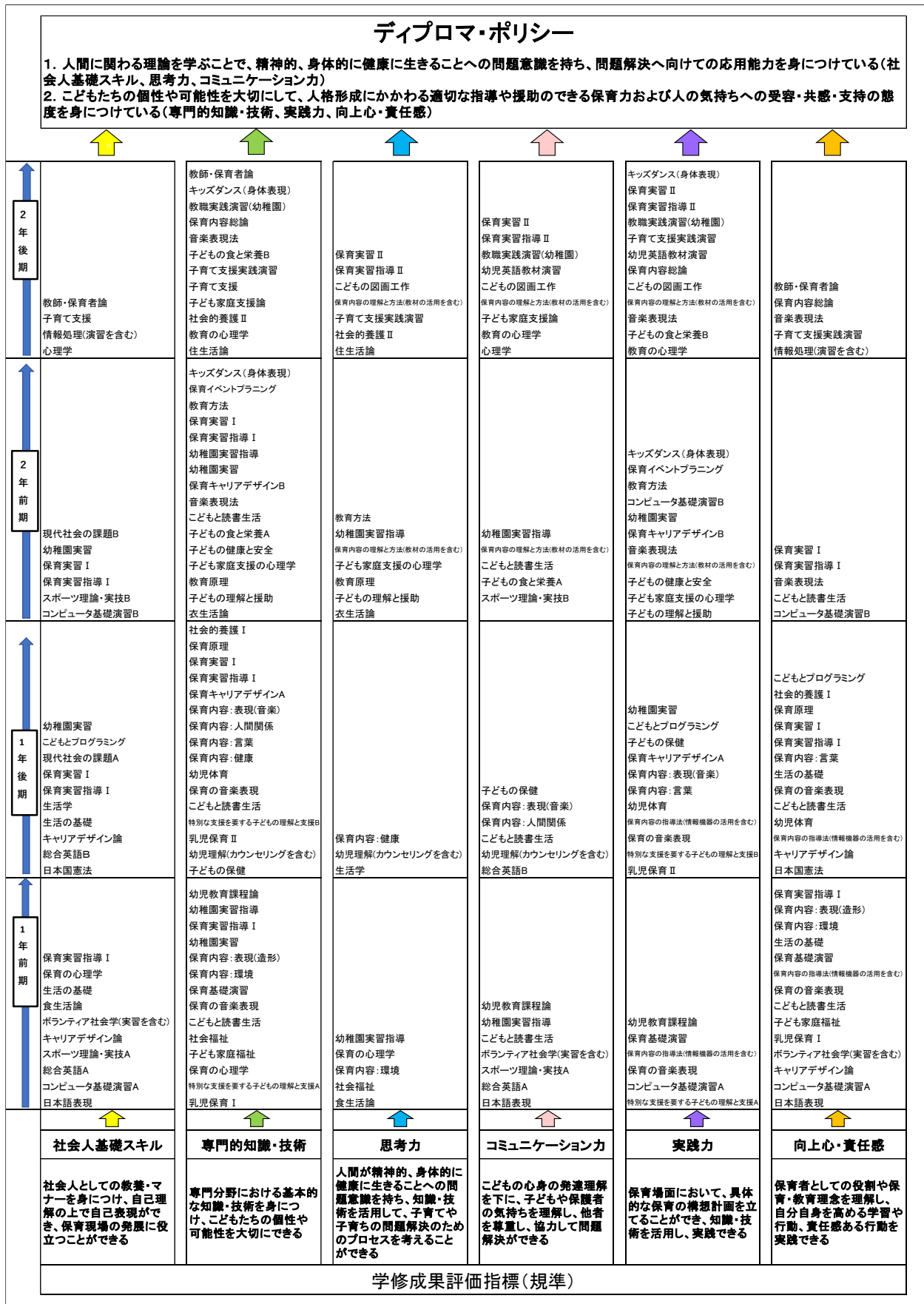
教職に関する科目	学年配当	単位数
教育原理	1 前	2
教育心理学	2 前	2
教職概論	1 前	2
特別支援教育論	1 後	1
教育相談	1 後	1
家庭科教育法	2 前	2
道徳の指導法	1 後	1
総合的な学習の時間の指導法	1 後	1
特別活動の指導法（教育の方法と技術を含む）	1 後	1
教育と ICT 活用	2 後	1
生徒指導・進路指導	1 後	2
教職実践演習(中学校)	2 後	2
教育実習指導	2 前	1
教育実習	2 後	4
計		23

フードコーディネーター3級資格のための授業科目及び単位数

区分	授業科目	学年配当	単位数
文化	食生活論（食品学・栄養学を含む）	1 前	2
	応用食品学	2 前	2
	調理学	1 前	2
	食生活実習	1 後	1
	製菓・製パン実習	1 前	1
	スイーツアート	2 前	1
科学	健康栄養学	1 後	2
	食品衛生論	2 前	2
デザイン・ アート	フードデザイン実習	2 後	1
	キャリア創造特別演習 I	1 集中	1
	キャリア創造特別演習 II	2 集中	1
	カラーコーディネート演習	2 前	1
	住生活論	2 後	2
経済／経営	カフェデザイン	1 後	2
	フードコーディネート論	2 後	2
計			2

学修成果履修系統図 こども発達専攻

2026 年度入学生



学修成果カリキュラムマップ こども発達専攻

2026 年度入学生

ディプロマ・ポリシー

社会人基礎スキル

社会人としての教養・マナーを身につけ、自己理解の上で自己表現ができ、保育現場の発展に役立つことができる

専門的知識・技術

専門分野における基本的な知識・技術を身につけ、こどもたちの個性や可能性を大切にできる

思考力

人間が精神的、身体的に健康に生きることへの問題意識を持ち、知識・技術を活用して、子育てや子育ての問題解決のためのプロセスを考えることができる

コミュニケーション力

こどもの心身の発達理解を下に、子どもや保護者の気持ちを理解し、他者を尊重し、協力して問題解決ができる

実践力

保育場面において、具体的な保育の構想計画を立てることができ、知識・技術を活用し、実践できる

向上心・責任感

保育者としての役割や保育・教育理念を理解し、自分自身を高める学習や行動、責任感ある行動を実践できる

区分	科目				ディプロマ・ポリシー					
	科目コード	ナンバリング	科目名	開講時期	社会人基礎スキル	専門的知識・技術	思考力	コミュニケーション力	実践力	向上心・責任感
教養科目	DA0001	1	日本国憲法	1 後	○					○
	DA0003	1	心理学	2 後	○			○		
	DA0005	1	日本語表現	1 前	○			○		○
	DA0008	1	コンピュータ基礎演習 A	1 前	○				○	○
	DA0009	1	コンピュータ基礎演習 B	2 前	○				○	○
	DA0028	1	情報処理(演習を含む)	2 後	○					○
	DA0031	2	こどもとプログラミング	1 集	○				○	○
	DA0015	1	総合英語 A	1 前	○			○		
	DA0016	1	総合英語 B	1 後	○			○		
	DA0017	1	スポーツ理論・実技 A	1 前	○			○		
	DA0018	1	スポーツ理論・実技 B	2 前	○			○		
	DA0020	1	キャリアデザイン論	1 集中	○					○
	DA0021	3	ボランティア社会学(実習を含む)	1 前	○			○		○
	DA0029	2	現代社会の課題 A	1 集	○					
	DA0030	2	現代社会の課題 B	1 集	○					
基礎科目	DB0005	1	生活学	1 後	○		○			
	DB0006	1	食生活論	1 前	○		○			
	DB0007	1	衣生活論	2 前		○	○			
	DB0008	1	住生活論	2 後		○	○			
専門科目	DC0001	2	教育の心理学	2 後		○		○	○	
	DC0066	1	保育の心理学	1 前	○	○	○			
	DC0067	2	子どもの理解と援助	2 前		○	○		○	
	DC0005	1	幼児理解(カウンセリングを含む)	1 後		○	○	○		
	DC0006	1	保育原理	1 後		○				○
	DC0007	1	教師・保育者論	2 後	○	○				○
	DC0008	2	幼児教育課程論	1 前		○		○	○	
	DC0068	2	社会的養護 I	1 後		○				○
	DC0069	2	社会的養護 II	2 後		○	○			
	DC0012	1	教育原理	2 前		○	○			
	DC0070	2	子ども家庭支援論	2 後		○		○		
	DC0071	1	子ども家庭支援の心理学	2 前		○	○		○	

DC0072	2	子育て支援	2後	○	○				
DC0085	3	子育て支援実践演習	2後		○	○		○	○
DC0073	1	乳児保育Ⅰ	1前		○				○
DC0074	2	乳児保育Ⅱ	1後		○			○	
DC0088	2	特別な支援を要する子どもの理解と支援A	1前		○			○	
DC0089	2	特別な支援を要する子どもの理解と支援B	1後		○			○	
DC0076	1	子どもの保健	1後		○		○	○	
DC0077	2	子どもの健康と安全	2前		○			○	
DC0023	1	子どもの食と栄養A	2前		○		○		
DC0024	2	子どもの食と栄養B	2後		○			○	
DC0078	2	子ども家庭福祉	1前		○				○
DC0026	1	社会福祉	1前		○	○			
DC0079	3	こどもと読書生活	集中		○		○		○
DC0061	1	保育の音楽表現	1通		○			○	○
DC0080	2	保育内容の指導法(情報機器の活用を含む)	1集中					○	○
DC0081	2	保育内容の理解と方法(教材の活用を含む)	2集中			○	○	○	
DC0062	3	音楽表現法	2通		○			○	○
DC0082	3	こどもの図画工作	2後			○	○	○	
DC0038	3	幼児体育	1後		○			○	○
DC0039	1	保育基礎演習	1前		○			○	○
DC0083	1	生活の基礎	1通	○					○
DC0041	2	保育内容総論	2後		○			○	○
DC0042	1	保育内容:健康	1後		○	○			
DC0043	1	保育内容:言葉	1後		○			○	○
DC0044	1	保育内容:人間関係	1後		○		○		
DC0045	1	保育内容:環境	1前		○	○			○
DC0046	1	保育内容:表現(音楽)	1後		○		○	○	
DC0047	1	保育内容:表現(造形)	1前		○				○
DC0084	2	教育方法	2前		○	○		○	
DC0063	3	幼児英語教材演習	2後				○	○	
DC0064	3	保育キャリアデザインA	1後		○			○	
DC0065	3	保育キャリアデザインB	2前		○			○	
DC0053	4	教職実践演習(幼稚園)	2後		○		○	○	
DC0054	4	幼稚園実習指導	集中		○	○	○		
DC0055	4	幼稚園実習	集中	○	○			○	
DC0056	4	保育実習指導Ⅰ	集中	○	○				○
DC0057	4	保育実習指導Ⅱ	2後			○	○	○	
DC0058	4	保育実習Ⅰ	集中	○	○				○
DC0059	4	保育実習Ⅱ	2集中			○	○	○	
DC0087	3	保育イベントプランニング	2前		○			○	
DC0086	3	キッズダンス(身体表現)	2集中		○			○	

人間生活学科こども発達専攻の授業科目 2026 年度入学生

1.教養科目

◎:必修

選択科目についての詳細については別表を参照すること。

授業科目	学年配当	単位数		保育士証 取得要件	幼稚園教諭免許状 資格取得要件
		必修	選択		
日本国憲法	1 後		2		◎
心理学	2 後		2		
日本語表現	1 前		2		
コンピュータ基礎演習 A	1 前	1			◎
コンピュータ基礎演習 B	2 前	1			◎
情報処理（演習を含む）	2 後		2		
こどもとプログラミング	1 集中		1		
総合英語 A	1 前	1		◎	◎
総合英語 B	1 後	1		◎	◎
スポーツ理論・実技 A	1 前	1		◎	◎
スポーツ理論・実技 B	2 前	1		◎	◎
キャリアデザイン論	1 集中	2			
ボランティア社会学（実習を含む）	1 前		2		
現代社会の課題 A	1 集中		2		
現代社会の課題 B	1 集中		2		
計		8	15		

2.基礎科目

授業科目	学年配当	単位数		保育士証 取得要件	幼稚園教諭免許状 取得要件
		必修	選択		
食生活論	1 前		2		
生活学	1 後		2		
衣生活論	2 前		2		
住生活論	2 後		2		

3.専門科目

◎:必修 ○:保育選択

授業科目	学年配当	単位数		保育士証 取得要件	幼稚園教諭免許状 取得要件
		必修	選択		
教育の心理学	2 後		2	○	◎
保育の心理学	1 前	2		◎	
子どもの理解と援助	2 前		1	◎	
幼児理解（カウンセリングを含む）	1 後	2		◎	◎
保育原理	1 後		2	◎	
教師・保育者論	2 後		2	◎	◎
幼児教育課程論	1 前		2	◎	◎
社会的養護Ⅰ	1 後		2	◎	
社会的養護Ⅱ	2 後		1	◎	
教育原理	2 前	2		◎	◎
子ども家庭支援論	2 後	2		◎	
子ども家庭支援の心理学	2 前		2	◎	
子育て支援	2 後		1	◎	
子育て支援実践演習	2 後		1	○	
乳児保育Ⅰ	1 前		2	◎	
乳児保育Ⅱ	1 後		1	◎	
特別な支援を要する子どもの理解と支援 A	1 前		1	◎	◎
特別な支援を要する子どもの理解と支援 B	1 後		1	◎	◎
子どもの保健	1 後		2	◎	
子どもの健康と安全	2 前		1	◎	
子どもの食と栄養 A	2 前		1	◎	
子どもの食と栄養 B	2 後		1	◎	
子ども家庭福祉	1 前	2		◎	
社会福祉	1 前		2	◎	
こどもと読書生活	1 通・2 前		2	○	
保育の音楽表現	1 通		2	○	
保育内容の指導法（情報機器の活用を含む）	1 集中		2	◎	◎
保育内容の理解と方法（教材の活用を含む）	2 集中		2	◎	◎
音楽表現法	2 通		2	○	○
こどもの図画工作	2 後		1	○	
幼児体育	1 後		1	○	
保育基礎演習	1 前		1	◎	○

生活の基礎	1 通	2		◎	
保育内容総論	2 後		1	◎	◎
保育内容:健康	1 後		1	◎	◎
保育内容:人間関係	1 後		1	◎	◎
保育内容:環境	1 前		1	◎	◎
保育内容:言葉	1 後		1	◎	◎
保育内容:表現 (音楽)	1 後		1	◎	◎
保育内容:表現 (造形)	1 前		1	◎	◎
教育方法	2 前		2	○	◎
幼児英語教材演習	2 後		1	○	
保育キャリアデザイン A	1 後		1	○	
保育キャリアデザイン B	2 前		1	○	
保育イベントプランニング	2 前		1	○	
キッズダンス (身体表現)	2 集中		1	○	
計		12	55		

○: 13 科目から 2 単位以上

実習に関する科目 (卒業単位には含まれません) ◎:必修

授業科目	学年配当	単位数		保育士証 取得要件	幼稚園教諭免許状 取得要件
		必修	選択		
教職実践演習 (幼稚園)	2 後		2	◎	◎
幼稚園実習指導	集中		1		◎
幼稚園実習	集中		4		◎
保育実習指導 I	集中		2	◎	
保育実習指導 II	2 後		1	◎	
保育実習 I	集中		4	◎	
保育実習 II	2 集中		2	◎	
計			16		

教職課程について

卒業後に教職を希望するものために教職課程が用意されている。学則第 26 条、第 38 条、別表第 2 の規定を参照されたい。

卒業要件を満たし、かつ、教職に必要な科目の単位をすべて修得したことも発達専攻の学生に、教育職員免許法に定める幼稚園教諭 2 種免許状が与えられる。その際、教職に関する科目及び学年配当は別表のとおりである。なお、保育教諭については幼稚園教諭 2 種免許状及び保育士証の取得が必要である。

履修にあたっては、次の(1)～(3)に留意すること。

(1)教職免許状を取得しようとする者の履修科目については、昭和学院短期大学教職課程履修規程細則別表に示すものとする。

(2)必要な教職科目の全単位を取得する見込みのある者について、短期大学が一括して教員免許状授与申請に係る手続き事務を行う。

(3)その他教員の指示等に随時従うこと

【資格取得に要する経費（課程履修費）】

幼稚園実習諸経費及び資格申請に要する経費である。

1年次 10,000円 2年次 20,000円

別表 幼稚園教諭2種免許状取得のための授業科目及び単位数

授業科目	学年配当	幼稚園教諭免許状取得のための単位数
領域及び保育内容の指導法に関する科目		
保育内容:健康	1 後	1
保育内容:人間関係	1 後	1
保育内容:環境	1 前	1
保育内容:言葉	1 後	1
保育内容:表現（音楽）	1 後	1
保育内容:表現（造形）	1 前	1
保育内容総論	2 後	1
保育基礎演習	1 前	1
保育の音楽表現	1 通	2
保育内容の指導法（情報機器の活用を含む）	1 集中	2
保育内容の理解と方法（教材の活用を含む）	2 集中	2
教職に関する科目		
教師・保育者論	2 後	2
教育原理	2 前	2
教育の心理学	2 後	2
特別な支援を要する子どもの理解と支援 A	1 前	1
特別な支援を要する子どもの理解と支援 B	1 後	1
幼児教育課程論	1 前	2
教育方法	2 前	2
幼児理解（カウンセリングを含む）	1 後	2
教職実践演習（幼稚園）	2 後	2
幼稚園実習指導	2 前	1
幼稚園実習	集中	4
教職に必要な科目		
日本国憲法	1 後	2
スポーツ理論・実技 A	1 前	1
スポーツ理論・実技 B	2 前	1
総合英語 A	1 前	1
総合英語 B	1 後	1

コンピュータ基礎演習 A	1 前	1
コンピュータ基礎演習 B	2 前	1

保育士課程について

【資格取得に要する経費（課程履修費）】

保育実習諸経費及び資格申請に要する費用である。

1 年次 15,000 円 2 年次 35,000 円

児童福祉法に定める保育士証を取得しようとするものために、保育士課程が用意されている。学則第 26 条、第 38 条、別表第 2、保育士課程履修規程、保育士課程保育実習規程に、それに関する規程が設けられているので参照してほしい。人間生活学科子ども発達専攻の卒業要件を見たとし、かつ児童福祉法施行規則に規定された科目すべての単位を修得することにより、児童福祉法に定める保育士証が登録申請できる。保育士課程の授業科目および資格取得要件は以下の表のとおりである。なお、保育教諭については、幼稚園教諭第 2 種免許状および保育士証の取得が必要である。

表 保育士証取得のための授業科目及び単位数

授業科目	学年配当	保育士証取得		
		必修	選択	
教養科目				
総合英語 A	1 前	1		
総合英語 B	1 後	1		
スポーツ理論・実技 A	1 前	1		
スポーツ理論・実技 B	2 前	1		
コンピュータ基礎演習 A	1 前	1		
コンピュータ基礎演習 B	2 前	1		
キャリアデザイン論	1 集中	2		
日本国憲法	1 後	2 単位以上選択必修	2	
心理学	2 後		2	
日本語表現	1 前		2	
情報処理（演習を含む）	2 後		2	
子どもとプログラミング	1 集		1	
コミュニケーション英語	2 前		1	
ボランティア社会学（実習を含む）	1 前		2	
現代社会の課題 A	1 後		2	
現代社会の課題 B	2 前		2	
専門科目				
保育の心理学	1 前		2	
幼児理解（カウンセリングを含む）	1 後		2	
子どもの理解と援助	2 前	1		
保育原理	1 前	2		
教師・保育者論	2 後	2		

幼児教育課程論	1 後	2	
社会的養護 I	1 後	2	
社会的養護 II	2 後	1	
教育原理	2 前	2	
子ども家庭支援論	2 後	2	
子ども家庭支援の心理学	2 前	2	
子育て支援	2 後	1	
乳児保育 I	1 前	2	
乳児保育 II	1 後	1	
特別な支援を要する子どもの理解と支援 A	1 前	1	
特別な支援を要する子どもの理解と支援 B	1 後	1	
子どもの保健	1 後	2	
子どもの健康と安全	2 前	1	
子どもの食と栄養 A	2 前	1	
子どもの食と栄養 B	2 後	1	
子ども家庭福祉	1 前	2	
社会福祉	1 前	2	
保育内容の指導法（情報機器の活用を含む）	1 集中	2	
保育内容の理解と方法（教材の活用を含む）	2 集中	2	
保育基礎演習	1 前	1	
生活の基礎	1 集中	2	
保育内容総論	2 後	1	
保育内容:健康	1 後	1	
保育内容:言葉	1 後	1	
保育内容:人間関係	1 後	1	
保育内容:環境	1 前	1	
保育内容:表現（音楽）	1 後	1	
保育内容:表現（造形）	1 前	1	
教育の心理学	2 後		2
こどもと読書生活	1 通・2 前		2
音楽表現法	2 通		2
保育の音楽表現	1 通		2
こどもの図画工作	2 後		1
幼児体育	1 後		1
教育方法	2 前		2
幼児英語教材演習	2 後		1

13 科目から
3 単位以上
選択必修

保育キャリアデザイン A	1 後		1
子育て支援実践演習	2 後		1
保育キャリアデザイン B	2 前		1
キッズダンス（身体表現）	2 集中		1
保育イベントプランニング	2 前		1
保育実習指導 I	1 通・2 前	2	
保育実習指導 II	2 後	1	
保育実習 I	1 後・2 前	4	
保育実習 II	2 後	2	
教職実践演習（幼稚園）	2 後	2	

社会福祉主事任用資格について

社会福祉主事任用資格の取得要件を満たす科目は以下の表の通りである。

社会福祉法第 19 条第 1 項第 1 号の規程に基づく「社会福祉主事の資格に関する科目指定（昭和 25 年厚生省令第 226 号）」により定められた、「指定科目の読み替えの範囲（社会福祉法第 19 条第 1 項 1 号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読み替えの範囲等について 平成 25 年 3 月 28 日社援発第 0328 第 3 号）」による。

表 社会福祉主事任用資格取得要件

授業科目	学年配当
心理学	2 後
保育原理	1 後
教育原理	2 前
社会福祉	1 前

上記 4 科目のうち 3 科目

認定絵本士養成講座について

人間生活学科こども発達専攻では、保育士・幼稚園教諭 2 種免許状の取得を前提として、認定絵本士の資格取得も可能である。認定絵本士に関する講座は、国立青少年教育振興機構が実施する「絵本専門士」のカリキュラムに準じたものとする。本学での所定の 10 科目を履修し単位を認定されなければならない。

【資格取得に要する経費（補助教材）】

1 年前期 7,000 円 2 年前期 3,000 円

認定絵本士のカリキュラムにかかわる科目は以下のとおりである。

科目名	学年配当
こどもと読書生活	1 年前期～2 年前期
生活の基礎	1 年通年
保育の心理学	1 年前期
保育内容:環境	1 年前期
保育内容:表現（造形）	1 年前期
保育基礎演習	1 年前期

特別な支援を要する子どもの理解と支援 B	1 年後期
保育内容:表現（音楽）	1 年後期
保育内容:言葉	1 年後期
幼稚園実習指導	1 年前期・2 年前期

学修成果履修系統図 ヘルスケア栄養学科

2026 年度入学生

ディプロマ・ポリシー						
<p>1. 豊かな人間性を養い、健康増進・医療・福祉に貢献しようとする姿勢を身につけている (社会人基礎スキル、向上心・責任感)</p> <p>2. 専門科目の講義や実験・実習・演習を通して、人の健康を食と栄養の面から支えるために必要な高度な専門的知識・技能を身につけている (専門的知識・技術、思考力、コミュニケーション力、実践力)</p>						
2年後期	ヘルスケア栄養学特別演習ⅡB フードコーディネーター論 環境と健康 健康科学概論 給食管理校外実習 社会福祉概論 公衆衛生学 ICT概論 心理学	栄養教育実習 教職実践演習(栄養教諭) 食生活アドバイザー演習 食品イノベーション実践演習 栄養士総合演習 栄養士実践演習 メニュー開発 カフェ&スイーツ 食品加工概論(実習を含む) 世界の料理と食文化 フードコーディネーター論 フードシステムの経済学 スポーツ科学特論 健康科学概論 統合医療入門 フードマネージメント論 給食管理校外実習 給食管理実習Ⅱ 給食管理実習Ⅰ 栄養指導実習Ⅱ 食品衛生学実験 栄養生理学(含運動生理学) 社会福祉概論 公衆衛生学	食生活アドバイザー演習 食品イノベーション実践演習 栄養士実践演習 ヘルスケア栄養学特別演習ⅡB メニュー開発 食品加工概論(実習を含む) スポーツ科学特論 統合医療入門 給食管理校外実習 給食管理実習Ⅱ 給食管理実習Ⅰ 食品衛生学実験 栄養生理学(含運動生理学) 社会福祉概論 公衆衛生学	教職実践演習(栄養教諭) 食品イノベーション実践演習 栄養士実践演習 ヘルスケア栄養学特別演習ⅡB 給食管理校外実習 給食管理実習Ⅰ 栄養指導実習Ⅱ 食品衛生学実験 心理学	栄養教育実習 教職実践演習(栄養教諭) 食品イノベーション実践演習 栄養士実践演習 メニュー開発 カフェ&スイーツ 食品加工概論(実習を含む) フードコーディネーター論 フードマネージメント論 給食管理校外実習 給食管理実習Ⅱ 給食管理実習Ⅰ 栄養指導実習Ⅱ	栄養教育実習 栄養士総合演習 ヘルスケア栄養学特別演習ⅡB 世界の料理と食文化 環境と健康 給食管理校外実習 給食管理実習Ⅱ 給食管理実習Ⅰ ICT概論
	2年前期	ヘルスケア栄養学特別演習ⅡA 公衆栄養学概論 キャリアデザイン(応用) 日本国憲法	栄養教育実習指導 教育心理学 栄養教諭教育論 食品の保存 カラーコーディネーター論(演習を含む) スポーツと食事計画(演習を含む) スポーツと栄養 咀嚼・嚥下概論(実習を含む) 公衆栄養学概論 栄養指導論 臨床栄養学実習 臨床栄養学概論 食品学各論 生化学実験	教育心理学 ヘルスケア栄養学特別演習ⅡA 食品の保存 スポーツと食事計画(演習を含む) スポーツと栄養 咀嚼・嚥下概論(実習を含む) 公衆栄養学概論 栄養指導論 臨床栄養学概論 食品学各論 生化学実験	ヘルスケア栄養学特別演習ⅡA 臨床栄養学実習	栄養教育実習指導 カラーコーディネーター論(演習を含む) 咀嚼・嚥下概論(実習を含む) 臨床栄養学実習
1年後期	健康サポート基礎演習Ⅱ 健康サポート基礎演習Ⅰ 食品イノベーション基礎演習Ⅱ 食品イノベーション基礎演習Ⅰ 栄養士基礎演習Ⅱ 栄養士基礎演習Ⅰ ヘルスケア栄養学特別演習ⅠB 情報デザイン論 現代社会の課題B 現代社会の課題A こどもとプログラミング コンピュータ基礎演習B 総合英語B 健康と運動B	教育相談 生徒指導論 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法(教育の方法と技術を含む) 道徳の指導法 特別支援教育論 食と生活 健康サポート基礎演習Ⅱ 健康サポート基礎演習Ⅰ 食品イノベーション基礎演習Ⅱ 食品イノベーション基礎演習Ⅰ 栄養士基礎演習Ⅱ 栄養士基礎演習Ⅰ 官能評価 食品の鑑別 栄養化学入門 調理学実習Ⅱ 栄養指導実習Ⅰ 栄養教育論 ライフステージ栄養学実習 ライフステージ栄養学 基礎栄養学Ⅱ 食品学実験 食品衛生学 解剖生理学実験 疾病の成り立ち 生化学	総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法(教育の方法と技術を含む) 道徳の指導法 特別支援教育論 食と生活 ヘルスケア栄養学特別演習ⅠB 情報デザイン論 官能評価 食品の鑑別 栄養化学入門 調理学実習Ⅱ 栄養指導実習Ⅰ 栄養化学入門 栄養教育論 ライフステージ栄養学実習 ライフステージ栄養学 基礎栄養学Ⅱ 食品学実験 食品衛生学 疾病の成り立ち 生化学	教育相談 生徒指導論 健康サポート基礎演習Ⅱ 健康サポート基礎演習Ⅰ 食品イノベーション基礎演習Ⅱ 食品イノベーション基礎演習Ⅰ 栄養士基礎演習Ⅱ 栄養士基礎演習Ⅰ ヘルスケア栄養学特別演習ⅠB 調理学実習Ⅱ ライフステージ栄養学実習 食品学実験 解剖生理学実験 総合英語B 健康と運動B	教育相談 生徒指導論 健康サポート基礎演習Ⅱ 健康サポート基礎演習Ⅰ 食品イノベーション基礎演習Ⅱ 栄養士基礎演習Ⅱ 栄養士基礎演習Ⅰ ヘルスケア栄養学特別演習ⅠB ライフステージ栄養学実習 ヘルスケア栄養学特別演習ⅠA 調理学実習Ⅱ ライフステージ栄養学実習 食品学実験 解剖生理学実験 こどもとプログラミング コンピュータ基礎演習B	健康サポート基礎演習Ⅱ 健康サポート基礎演習Ⅰ 食品イノベーション基礎演習Ⅱ 食品イノベーション基礎演習Ⅰ 栄養士基礎演習Ⅱ 栄養士基礎演習Ⅰ ヘルスケア栄養学特別演習ⅠB 栄養指導実習Ⅰ こどもとプログラミング コンピュータ基礎演習B
1年前期	ヘルスケア栄養学特別演習ⅠA 生命科学概論 ボランティア社会学(実習を含む) キャリアデザイン(基礎) コンピュータ基礎演習A 総合英語A 健康と運動A	教育原理 給食計画実習 調理学実習Ⅰ(含調理学実験) 食事計画論(演習を含む) 給食計画・実務論 調理学 基礎栄養学Ⅰ 食品学概論 解剖学 基礎の科学 生物学 化学	教職概論 教育原理 ヘルスケア栄養学特別演習ⅠA 給食計画実習 食事計画論(演習を含む) 給食計画・実務論 調理学 基礎栄養学Ⅰ 食品学概論 食品学実験 食品衛生学 解剖学 生物学 化学	ヘルスケア栄養学特別演習ⅠA 調理学実習Ⅰ(含調理学実験) ボランティア社会学(実習を含む) 総合英語A 健康と運動A	調理学実習Ⅰ(含調理学実験) コンピュータ基礎演習A	教職概論 ヘルスケア栄養学特別演習ⅠA 給食計画実習 基礎の科学 生命科学概論 ボランティア社会学(実習を含む) キャリアデザイン(基礎) コンピュータ基礎演習A
	社会人基礎スキル	専門的知識・技術	思考力	コミュニケーション力	実践力	向上心・責任感
	食・栄養分野に携わる社会人としての必要な教養・マナーを身につける	食・栄養分野における基本的な知識・技術を身につける	論議を立てて物事を考え表現できることや知識を活用して問題解決に向けて計画・準備できる	問題解決に向けて協力して行動できる	食・栄養分野における専門知識・技術を活用し、実践できる	食・栄養分野専門家としての社会的役割を理解し、責任ある行動を身につける
学修成果評価指標(規準)						

学修成果カリキュラムマップ ヘルスケア栄養学科

2026 年度入学生

ディプロマ・ポリシー

社会人基礎スキル 栄養士・社会人としての必要な教養・マナーを身につける

専門的知識・技術 食・栄養分野における基本的な知識・技術を身につける

思考力 筋道を立てて物事を考え表現できることや知識を活用して問題解決に向けて計画・準備できる

コミュニケーション力 問題解決に向けて協力して行動できる

実践力 栄養士としての専門知識・技術を活用し、実践できる

向上心・責任感 栄養士の社会的役割を理解し、責任ある行動を身につける

科目					ディプロマ・ポリシー					
区分	科目コード	ナンバリング	科目名	開講時期	社会人基礎スキル	専門的知識・技術	思考力	コミュニケーション力	実践力	向上心・責任感
教養科目	NA0001	1	日本国憲法	2前	○					○
	NA0009	1	健康と運動（理論と実技）A	1前	○			○		
	NA0010	1	健康と運動（理論と実技）B	1後	○			○		
	NA0024	1	総合英語 A	1前	○			○		
	NA0025	1	総合英語 B	1後	○			○		
	NA0016	1	コンピュータ基礎演習 A	1前	○				○	○
	NA0017	1	コンピュータ基礎演習 B	1後	○				○	○
	NA0033	2	こどもとプログラミング	1集	○				○	○
	NA0021	1	キャリアデザイン（基礎）	1前	○					○
	NA0022	2	キャリアデザイン（応用）	2前	○					○
	NA0023	3	ボランティア社会学（実習を含む）	1前	○			○		○
	NA0004	1	心理学	2後	○			○		
	NA0032	2	ICT 概論	2後	○		○	○		○
	NA0035	1	生命科学概論	1前	○					○
	NA0029	2	現代社会の課題 A	1集	○					
NA0030	2	現代社会の課題 B	1集	○						
専門基礎科目	NB0001	1	化学	1前		○	○			
	NB0002	1	生物学	1前		○	○			
	NB0003	1	基礎の科学	1前		○				○
専門科目	NC0001	1	公衆衛生学	2後	○	○	○			
	NC0002	1	社会福祉概論	2後	○	○	○			
	NC0004	1	解剖学	1前		○	○			
	NC0005	1	栄養生理学(含運動生理学)	2後		○	○			
	NC0007	1	生化学	1後		○	○			
	NC0055	1	疾病の成り立ち	1後		○	○			
	NC0009	2	解剖生理学実験	1後		○		○	○	
	NC0010	2	生化学実験	2前		○	○			○
	NC0011	1	食品学総論	1前		○	○			
	NC0012	1	食品学各論	2前		○	○			
	NC0014	1	食品衛生学	1後		○	○			
	NC0015	2	食品学実験	1後		○	○	○		
	NC0016	2	食品衛生学実験	2通		○	○	○		
	NC0017	1	基礎栄養学 I	1前		○	○			

NC0018	1	基礎栄養学Ⅱ	1後		○	○			
NC0019	2	ライフステージ栄養学	1後		○	○			
NC0020	2	臨床栄養学概論	2前		○	○			
NC0021	3	ライフステージ栄養学実習	1後		○	○	○	○	
NC0022	3	臨床栄養学実習	2前		○		○	○	
NC0023	1	栄養教育論	1後		○	○			
NC0024	2	栄養指導論	2前		○	○			
NC0025	2	公衆栄養学概論	2前	○	○	○			
NC0026	2	栄養指導実習Ⅰ	1後		○				○
NC0027	3	栄養指導実習Ⅱ	2後		○		○	○	
NC0030	1	調理学	1前		○	○			
NC0031	1	給食計画・実務論	1前		○	○			
NC0056	1	食事計画論（演習を含む）	1前		○	○			
NC0032	1	調理学実習Ⅰ（含調理学実験）	1前		○		○	○	
NC0033	2	調理学実習Ⅱ	1後		○		○	○	
NC0034	1	給食計画実習	1前		○	○			○
NC0035	3	給食管理実習Ⅰ	2通		○	○	○	○	
NC0036	3	給食管理実習Ⅱ	2通		○	○		○	○
NC0037	4	給食管理校外実習	2集	○	○	○	○	○	○
NC0077	3	フードマネージメント論	2後		○			○	
NC0079Q	1	咀嚼・嚥下概論（実習を含む）	2前		○	○		○	
NC0088Q	2	統合医療入門	2後		○	○			
NC0003	1	健康科学概論	2後	○	○				
NC0051	1	環境と健康	2後	○					○
NC0075	2	スポーツと栄養	2前		○	○			
NC0058	2	スポーツ科学特論	2後		○	○			
NC0076	3	スポーツと食事計画（演習を含む）	2前		○	○			
NC0041	1	フードシステムの経済学	2後		○				
NC0042	3	フードコーディネータ論	2後	○	○			○	
NC0050	1	カラーコーディネータ論（演習を含む）	2前		○			○	
NC0060	1	世界の料理と食文化	2後		○				○
NC0080Q	2	食品加工概論（実習を含む）	2後		○	○		○	
NC0089Q	2	栄養化学入門	1後		○	○			
NC0090Q	2	食品と保存	2前		○	○			
NC0091Q	2	カフェ&スイーツ	2後		○			○	
NC0092Q	2	メニュー開発	2後		○	○		○	
NC0093Q	2	食品の鑑別	1後		○	○			
NC0094Q	2	官能評価	1後		○	○			
NC0095Q	2	情報デザイン論	1後	○		○			
NC0071	1	ヘルスケア栄養学特別演習ⅠA	1前	○		○	○		○
NC0072	1	ヘルスケア栄養学特別演習ⅠB	1後	○		○	○		○
NC0073	2	ヘルスケア栄養学特別演習ⅡA	2前	○		○	○		○
NC0074	2	ヘルスケア栄養学特別演習ⅡB	2後	○		○	○		○
NC0081	1	栄養士基礎演習Ⅰ	1前	○	○		○		○
NC0082	1	栄養士基礎演習Ⅱ	1後	○	○		○		○
NC0061	3	栄養士実践演習	2集		○	○	○	○	
NC0062	3	栄養士総合演習	2集		○				○
NC0083	1	食品イノベーション基礎演習Ⅰ	1前	○	○		○		○
NC0084	1	食品イノベーション基礎演習Ⅱ	1後	○	○		○		○
NC0085	3	食品イノベーション実践演習	2集		○	○	○	○	
NC0086	1	健康サポート基礎演習Ⅰ	1前	○	○		○		○
NC0087	1	健康サポート基礎演習Ⅱ	1後	○	○		○		○

	NC0068	2	食と生活	1集		○	○			
	NC0096	2	食生活アドバイザー演習	2集		○	○			
教職課程	ND0001	2	栄養教諭教育論	2前		○				○
	ND0002	1	教職概論	1前			○			○
	ND0003	1	教育原理	1前		○	○			
	ND0014	2	教育心理学	2前		○	○			
	ND0012	2	特別支援教育論	1後		○	○			
	ND0005	2	道徳の指導法	1後		○	○			
	ND0006	2	特別活動の指導法（教育の方法と技術を含む）	1後		○	○			
	ND0013	2	総合的な学習の時間の指導法	1後		○	○			
	ND0007	2	生徒指導論	1後		○		○	○	
	ND0008	2	教育相談	1後		○		○	○	
	ND0009	4	教職実践演習（栄養教諭）	2後		○		○	○	
	ND0010	3	栄養教育実習指導	2前		○			○	
	ND0011	4	栄養教育実習	2集		○			○	○

ヘルスケア栄養学科の授業科目 2026 年度入学生

1. 教養科目

授業科目	学年配当	単位数		栄養士免許取得要件	栄養教諭免許取得要件	認定試験受験資格取得要件	健康管理士一般指導員	3級取得要件	フードコーディネーター
		必修	選択						
日本国憲法	2 前		2		○				
健康と運動（理論と実技）A	1 前	1		○	○	○		○	
健康と運動（理論と実技）B	1 後	1		○	○	○		○	
総合英語 A	1 前	1		○	○	○		○	
総合英語 B	1 後	1		○	○	○		○	
コンピュータ基礎演習 A	1 前	1		○	○	○		○	
コンピュータ基礎演習 B	1 後	1		○	○	○		○	
こどもとプログラミング	1 集		1						
キャリアデザイン(基礎)	1 前		2						
キャリアデザイン(応用)	2 前		2						
ボランティア社会学（実習を含む）	1 前		2						
心理学	2 後		2						
ICT 概論	2 後		2						
生命科学概論	1 前		2						
現代社会の課題 A	1 集		2						
現代社会の課題 B	1 集		2						
計		6	19						

2.専門基礎科目

授業科目	学年配当	単位数		栄養士免許取得要件	栄養教諭免許取得要件	認定試験受験資格取得要件	健康管理士一般指導員	3級取得要件	フードコーディネーター
		必修	選択						
化学	1 前	2		○	○	○		○	
生物学	1 前	2		○	○	○		○	
基礎の科学	1 前	2		○	○	○		○	
計		6							

3.専門科目

授業科目	学年配当	単位数		栄養士免許取得要件	栄養教諭免許取得要件	認定試験受験資格取得要件	健康管理士一般指導員	3級取得要件	フードコーディネーター
		必修	選択						
公衆衛生学	2 後	2		○	○	○		○	
社会福祉概論	2 後		2	○	○	○			
解剖学	1 前		2	○	○	○			
栄養生理学 (含運動生理学)	2 後		2	○	○	○			
生化学	1 後		2	○	○	○			
疾病の成り立ち	1 後		2*	○	○	○			
解剖生理学実験	1 後		1*	○	○				
生化学実験	2 前		1	○	○				
食品学総論	1 前	2		○	○	○		○	
食品学各論	2 前		2	○	○			○	
食品衛生学	1 後	2		○	○	○		○	
食品学実験	1 後		1	○	○	○			
食品衛生学実験※	2 通		1	○	○				
基礎栄養学Ⅰ	1 前	2		○	○	○		○	
基礎栄養学Ⅱ	1 後		2	○	○	○		○	
ライフステージ栄養学	1 後		2*	○	○	○			
臨床栄養学概論	2 前		2	○	○	○			
ライフステージ栄養学実習	1 後		1	○	○				
臨床栄養学実習	2 前		1	○	○				
栄養教育論	1 後		2	○	○				
栄養指導論	2 前		2	○	○				

授業科目	学年配当	単位数		栄養士免許取得要件	栄養教諭免許取得要件	認定試験受験資格取得要件	健康管理士一般指導員	3級取得要件	フードコーディネーター
		必修	選択						
公衆栄養学概論	2後		2	○	○				
栄養指導実習Ⅰ	1後		1	○	○				
栄養指導実習Ⅱ	2後		1	○	○				
調理学	1前	2		○	○	○			○
給食計画・実務論	1前		2	○	○				○
食事計画論（演習を含む）	1前		2	○	○				
調理学実習Ⅰ（含調理学実験）	1前	1		○	○	○			○
調理学実習Ⅱ	1後		1	○	○				○
給食計画実習	1前		1	○	○				
給食管理実習Ⅰ※	2通		1	○	○				
給食管理実習Ⅱ※	2通		1	○	○				
給食管理校外実習	2集		2	○	○				
フードマネジメント論	2後		1						
咀嚼・嚥下概論（実習を含む）	2前		1*						
健康科学概論	2後		2*			○			
統合医療入門	2後		1						
環境と健康	2後		2*			○			
スポーツと栄養	2前		2						
スポーツ科学特論	2後		2						
スポーツと食事計画（演習を含む）	2前		2						
フードシステムの経済学	2後		2						○
フードコーディネータ論	2後		2						○
カラーコーディネータ論（演習を含む）	2前		2						○
世界の料理と食文化	2後		2*						
食品加工概論（実習を含む）	2後		1*						
栄養化学入門	1後		1						
食品と保存	2前		1*						
カフェ&スイーツ	2後		2						
メニュー開発	2後		2						
食品の鑑別	1後		1						
官能評価	1後		1						
情報デザイン論	1後		1						
ヘルスケア栄養学特別演習ⅠA	1前	0.5		○	○	○			○

授業科目	学年配当	単位数		栄養士免許取得要件	栄養教諭免許取得要件	認定試験受験資格取得要件	健康管理士一般指導員	3級取得要件	フードコーディネーター
		必修	選択						
ヘルスケア栄養学特別演習ⅠB	1後	0.5		○	○	○		○	
ヘルスケア栄養学特別演習ⅡA	2前	0.5		○	○	○		○	
ヘルスケア栄養学特別演習ⅡB	2後	0.5		○	○	○		○	
栄養士基礎演習Ⅰ	1前		0.5	☆	☆				
栄養士基礎演習Ⅱ	1後		0.5	☆	☆				
栄養士実践演習	2集		1	☆	☆				
栄養士総合演習	2集		1	☆	☆				
食品イノベーション基礎演習Ⅰ	1前		0.5						
食品イノベーション基礎演習Ⅱ	1後		0.5						
食品イノベーション実践演習	2集		1*						
健康サポート基礎演習Ⅰ	1前		0.5						
健康サポート基礎演習Ⅱ	1後		0.5						
食と生活	1集		2*						
食生活アドバイザー演習	2集		1						
計		13	82						

履修注意

○印の科目は、各資格取得のための必修科目である。

栄養士免許証の取得を希望する者は、☆印の科目についても修得しなければならない。

食品イノベーションコースに属する者は、※印の科目について習得しなければならない。

健康サポートコースに属する者は、*印の科目について習得しなければならない。

※の教科は、通年隔週である。

ヘルスケア栄養学科では決められた単位を取得すれば、以下の様な資格を受験することができます。
健康管理士一般指導員のための授業科目及び単位数

授業科目	学年配当	単位数
健康科学概論	2 後	2
環境と健康	2 後	2
公衆衛生学	2 後	2
社会福祉概論	2 後	2
解剖学	1 前	2
栄養生理学（含運動生理学）	2 後	2
生化学	1 後	2
疾病の成り立ち	1 後	2
食品学総論	1 前	2
食品学実験	1 後	1
食品衛生学	1 後	2
基礎栄養学Ⅰ	1 前	2
基礎栄養学Ⅱ	1 後	2
ライフステージ栄養学	1 後	2
臨床栄養学概論	2 前	2
調理学	1 前	2
調理学実習Ⅰ（含調理学実験）	1 前	1
化学	1 前	2
生物学	1 前	2
基礎の科学	1 前	2
計		38

フードコーディネーター3級資格のための授業科目及び単位数

授業科目	学年配当	単位数
栄養士基礎演習	1 通	1
食品学各論	2 前	2
調理学	1 前	2
調理学実習Ⅰ（含調理学実験）	1 前	1
給食計画・実務論	1 前	2
基礎栄養学Ⅰ	1 前	2
基礎栄養学Ⅱ	1 後	2
公衆衛生学	2 後	2
食品衛生学	1 後	2
調理学実習Ⅱ	1 後	1
ヘルスケア栄養学特別演習ⅠA	1 前	0.5
ヘルスケア栄養学特別演習ⅠB	1 後	0.5
ヘルスケア栄養学特別演習ⅡA	1 前	0.5
ヘルスケア栄養学特別演習ⅡB	1 後	0.5
フードコーディネート論	2 後	2
カラーコーディネート論（演習を含む）	2 前	2
フードシステムの経済学	2 後	2
計		25

卒業所要単位、栄養士課程履修規程に規定された科目の単位のほか、教職に必要な科目の単位をすべて修得したヘルスケア栄養学科の学生は、教育職員免許法に定める栄養教諭2種免許状を取得する資格を取得できます。

また、栄養教諭免許状の交付申請は、栄養士免許証の交付後に住所地の都道府県教育委員会にて各自で行ってください。

栄養教諭

授業科目	学年配当	単位数
栄養教諭教育論	2 前	2
教職概論	1 前	2
教育原理	1 前	2
教育心理学	2 前	2
道徳の指導法	1 後	1
特別支援教育論	1 後	1
特別活動の指導法（教育の方法と技術を含む）	1 後	1
生徒指導論	1 後	1
総合的な学習の時間の指導法	1 後	1
教育相談	1 後	1
教職実践演習(栄養教諭)	2 後	2
栄養教育実習指導	2 前	1
栄養教育実習	2 集	1
計		18

◇栄養に係る教育に関する科目(2)◇ 栄養教諭教育論(2)	◇教職に関する科目(16)◇ 教職概論(2) 教育原理(2) 教育心理学(2) 特別支援教育論(1) 道徳の指導法(1) 総合的な学習の時間の指導法(1) 特別活動の指導法 (教育の方法と技術を含む)(1) 生徒指導論(1) 教育相談(1) 教職実践演習(栄養教諭)(2) 栄養教育実習指導(1) 栄養教育実習(1)	◇教職に必要な科目(8) 日本国憲法(2) 健康と運動(理論と実技)A(1) 健康と運動(理論と実技)B(1) 総合英語A(1) 総合英語B(1) コンピュータ基礎演習A(1) コンピュータ基礎演習B(1)
----------------------------------	---	--

栄養士課程について

栄養士法に定める栄養士免許証を取得しようとする者のために、栄養士課程が用意されています。ヘルスケア栄養学科の卒業所要単位修得のほかに、本学栄養士課程履修規定に規定された科目の単位修得により、栄養士法に定める栄養士免許証を取得できます。

栄養士課程に関する授業科目及び免許の取得資格要件は以下の表の通りです。

区分	授業科目	単位数
		栄養士必修
社会生活と健康	公衆衛生学	2
	社会福祉概論	2
人体の構造と機能	解剖学	2
	栄養生理学(含運動生理学)	2
	生化学	2
	疾病の成り立ち	2
	解剖生理学実験	1
	生化学実験	1
食品と衛生	食品学総論	2
	食品学各論	2
	食品衛生学	2
	食品学実験	1
	食品衛生学実験	1
栄養と健康	基礎栄養学 I	2
	基礎栄養学 II	2
	ライフステージ栄養学	2
	臨床栄養学概論	2
	ライフステージ栄養学実習	1
	臨床栄養学実習	1
栄養の指導	栄養教育論	2
	栄養指導論	2
	公衆栄養学概論	2
	栄養指導実習 I	1
	栄養指導実習 II	1
給食の運営	調理学	2
	給食計画・実務論	2
	食事計画論(演習を含む)	2
	調理学実習 I(含調理学実験)	1
	調理学実習 II	1
	給食計画実習	1
	給食管理実習 I	1
	給食管理実習 II	1
給食管理校外実習	2	

通学許可書

学科 専攻
学籍番号 年 組
氏名

上記学生は、下記疾患にて

年 月 日から療養しておりましたが、現在軽快し、他に伝染の恐れがなくなりましたので、
年 月 日から通学しても差し支えないことを証明します。

疾患名

百日咳・麻疹・流行性耳下腺炎・風疹・結核

咽頭結膜炎・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・髄膜炎菌性髄膜炎

その他流行のおそれがある急性感染症()

その他の感染症()

年 月 日

医療機関名

住 所

医 師 名

印

このページをコピーまたは本学 HP よりダウンロードしてご利用ください。

感染症による欠席届

年 月 日

昭和学院短期大学長

新型コロナウイルス・インフルエンザ・その他感染症（ ）による欠席届

学科 _____ 専攻 _____

学籍番号 _____ 年 _____ 組 _____

氏名 _____

私は、学校保健安全法施行規則に規定する感染症により下記の日時に欠席いたしました。出校停止の承認をいただきたく、証明書類を添えて届け出ます。

記

欠席日時： 年 月 日 ～ 月 日

受診医療機関名：

受診日（検体採取日）： 年 月 日

診断名：新型コロナウイルス・インフルエンザ（A型・B型・未判定）・その他感染症（ ）

体温記録						
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
発症 0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目
℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
チェック	出席停止期間の基準					
	発症日[検体採取日]を「0」とし、翌日から数え5日を経過					
	（インフルエンザ）解熱後2日を経過[朝から平熱に戻った日を1日と数える]					
	（新型コロナウイルス）症状が軽快した後1日を経過					

以上

上記学生の感染症発症を下記提出物にて確認しました。 担任 _____ 印

- 投薬記録+医療機関領収書のコピー（いずれも本人の名前が確認できるもの）
- 診断書
- 検査結果（日付と本人ものと判明できるもの）
- その他（ ）

昭和学院 校歌

作詞 伊藤 一郎

作曲 坂本 通弘

こ の は つ と う ま ま が わ の な
 ア ケ ユ ク ソ ラ ニ フ ジ ノ ネ ノ ク
 リ そ う は た か く が く ふ か し ま

が れ た ゆ と う す が の ベ に み
 レ ナ イ ニ オ ウ ア サ ガ ス ミ レ
 こ と た ず ね て わ こ う ど の しよ

ど り さ や け く も え い で て け
 キ シ ヲ ヒ メ テ マ ツ チ ト セ ユ
 わ と な の る こ の ま ど に つ

だ か く か お る わ か く さ の わ
 ウ バ エ キ ヨ ク カ ぜ ワ タ ル ワ
 き の か つ ら も た お ら な ん わ

が ま な び や ぞ き よ ら け き
 ガ マ ナ ビ ヤ ソ ル ワ シ キ
 が マ ナ ビ ヤ ソ イ ヤ さ か け

校歌

一、ことの葉伝う 真間川の

流れたゆとう 菅野辺に

緑さやけく 萌えいでて

気高くかおる 若草の

わが学びやぞ きよらけき

二、明けゆく空に 富士の嶺の

紅白う 朝がすみ

歴史を秘めて 松千とせ

夕ばえ清く 風わたる

わが学びやぞ うるわしき

三、理想は高く 学深し

まこと尋ねて 若人の

昭和と名のる この窓に

月の桂も 手折らなん

わが学びやぞ いやさかゆ

